

島根の健康福祉 2011

—平成23年度—

健康福祉部の施策概要

島根県健康福祉部

島根の健康福祉 2011

目 次

1. 島根総合発展計画 政策・施策体系（健康福祉部関係）	1
2. 主な事務事業一覧	5
3. 年間行事	60
4. 各種一覧表等	63
審議会等一覧	63
各種相談事業一覧	65
地方機関一覧	67
県出資外郭団体一覧	70
各種計画一覧	72
保健・福祉関係施設制度一覧	76
介護保険施設の比較	81
介護保険居宅サービス等一覧	82
社会福祉制度の概要	83
基金・ファンド一覧	84
人材育成等一覧（各種事業）	88
人材育成等一覧（研修）	89
人材育成等一覧（修学資金）	94
各種手当一覧	98
各種医療助成制度一覧	100
貸付事業一覧	108
5. 組織図	110
6. 平成23年度当初予算	114
7. 各種統計	115

島根総合発展計画 政策・施策体系 健康福祉部関係

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ-1 安全対策の推進

施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-1-1危機管理体制の充実・強化	感染症の医療体制整備事業	223,898	薬事衛生課	7
	被災者への支援事業	642	地域福祉課	
Ⅱ-1-2消防防災対策の推進	風水害震災時の医療体制整備	1,090	医療政策課	
	原子力災害時の医療体制整備	11,004	医療政策課	
Ⅱ-1-3原子力安全・防災対策の充実	食品衛生対策推進事業	46,814	薬事衛生課	7
	カネミ油症被害者検診・支援事業	373	薬事衛生課	
	獣医師確保対策事業	650	薬事衛生課	

政策Ⅱ-2 健康づくりと福祉の充実

施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-2-1健康づくりの推進	保健福祉情報の収集・提供事業	10,883	健康福祉総務課	
	総合福祉センター維持管理運営事業	159,958	健康福祉総務課	
	健康長寿しまね推進事業	5,058	健康推進課	8
	生活習慣病予防対策事業	180,059	健康推進課	9
	食育推進基盤整備事業	7,861	健康推進課	10
	80歳20本の歯推進事業	7,484	健康推進課	11
	地域保健関係職員研修事業	2,013	健康推進課	
	特定疾患治療研究事業(特定疾患十小慢)	966,520	健康推進課	
	難病相談・支援事業	34,898	健康推進課	12
	原爆被爆者対策事業	735,594	健康推進課	
	肝炎医療費助成事業	169,750	健康推進課	13
	医療費適正化計画対策費	354	健康推進課	
	保険医療機関等指導事業	4,638	健康推進課	
	国民健康保険支援事業	4,821,876	健康推進課	14
	後期高齢者医療支援事業	10,009,145	健康推進課	15
	精神保健推進事業	65,066	障がい福祉課	16
	感染症予防対策推進事業	531,813	薬事衛生課	18
	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業	249	薬事衛生課	
	エイズ予防対策推進事業	5,396	薬事衛生課	
	結核対策推進事業	36,091	薬事衛生課	
公害被害健康対策推進事業	4,191	薬事衛生課		
Ⅱ-2-2地域福祉の推進	しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業	300,000	地域福祉課	19
	地域福祉計画策定支援事業	—	地域福祉課	
	地域福祉サーフェティネット推進事業	15,018	地域福祉課	19
	民生委員活動推進事業	156,818	地域福祉課	
	福祉人材確保・育成事業	430,016	地域福祉課	20
	社会福祉施設整備事業	—	地域福祉課	
	社会福祉施設等の整備促進事業	471,018	地域福祉課	
	福祉サービス改善支援事業	11,826	地域福祉課	
	福祉サービス利用支援事業	91,721	地域福祉課	
	社会福祉法人指導事業	717	地域福祉課	21

II-2-3高齢者福祉の推進	生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	3,020	高齢者福祉課	22
	新たな共助の仕組みづくり推進事業	82,471	高齢者福祉課	22
	高齢者介護予防推進事業	292,778	高齢者福祉課	23
	介護保険制度運営支援事業	9,658,166	高齢者福祉課	24
	介護保険制度施行支援事業	669,811	高齢者福祉課	25
	介護保険低所得者利用負担対策事業	12,447	高齢者福祉課	26
	介護サービス適正実施指導事業	1,189	高齢者福祉課	
	ケアマネジャー総合支援事業	26,449	高齢者福祉課	27
	軽費老人ホーム運営事業	507,201	高齢者福祉課	
	療養病床再編推進事業	60,000	高齢者福祉課	27
	介護職員処遇改善事業	1,494,734	高齢者福祉課	28
	認知症対策推進事業	32,888	高齢者福祉課	29
	介護施設開設等経費助成事業	260,700	高齢者福祉課	28
	社会福祉施設等整備事業	1,219,041	高齢者福祉課	29
	介護拠点等の緊急整備事業	1,296,142	高齢者福祉課	30
	キャリア形成訪問指導事業	5,050	高齢者福祉課	31
II-2-4障がい者の自立支援	障がい者地域生活支援事業	270,539	障がい福祉課	32
	障がい者自立支援医療等給付事業	1,941,061	障がい福祉課	33
	障がい児施設等給付費	1,624,107	障がい福祉課	
	障がい者自立支援給付事業	3,348,343	障がい福祉課	
	障がい者自立支援給付制度運営事業	16,912	障がい福祉課	
	障がい者利用施設運営事業	100,609	障がい福祉課	
	障がい者手当等給付事業	185,628	障がい福祉課	
	障がい者施設等運営事業	597,831	障がい福祉課	
	障がい者施設等整備事業	1,277,936	障がい福祉課	34
	障がい者施策推進事業	10,260	障がい福祉課	34
	障がい者相談事業	126,994	障がい福祉課	35
	障がい者就労支援事業	229,878	障がい福祉課	39
	子ども発達支援事業	283,298	障がい福祉課	40
心と体の相談センター運営費	20,903	障がい福祉課		
II-2-5生活衛生の充実	生活衛生団体等の育成事業	21,024	薬事衛生課	
	生活衛生関係営業施設の監視指導等事業	103	薬事衛生課	
	医薬品等の安全確保事業	4,552	薬事衛生課	
	温泉源の保護と適正活用事業	438	薬事衛生課	
	水道施設・水道水質の維持管理事業	3,518	薬事衛生課	
	動物管理等対策事業	65,921	薬事衛生課	42
II-2-6生活援護の確保	生活保護費の給付事業	268,653	地域福祉課	42
	自立支援事業	25,031	地域福祉課	
	行旅病人等への支援事業	355	地域福祉課	
	住まい対策事業	192,081	地域福祉課	
	旧軍人及び未帰還者等援護事業	19,121	高齢者福祉課	

政策Ⅱ-3 医療の確保				
施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-3-1 医療機能の確保	地域医療の連携推進	5,026	医療政策課	
	医療機関の機能充実	706,434	医療政策課	
	医療施設耐震化臨時特例交付金事業	2,464,308	医療政策課	
	救急医療体制の整備	65,391	医療政策課	
	県西部地域の医療を充実させる事業	1,540	医療政策課	
	離島医療の充実のための事業	79,461	医療政策課	
	しまねがん対策強化事業	113,830	医療政策課 健康推進課	
	緩和ケアの推進	6,956	医療政策課	44
	保健医療計画の策定	—	医療政策課	
	医療法関係業務	6,917	医療政策課	
	へき地等の医療機関を支援する事業	61,884	医療政策課	
	移植医療の推進	18,497	医療政策課	
	精神医療提供事業	138,917	障がい福祉課	44
	医薬分業推進事業	—	薬事衛生課	
	血液対策事業	4,107	薬事衛生課	
	Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	地域医療再生計画事業	1,485,533	医療政策課 健康推進課
地域医療を支える医師確保養成対策事業		428,138	医療政策課 健康推進課	45
県立高等看護学院運営事業		289,569	医療政策課	
看護師等確保対策事業		130,563	医療政策課	47
医療従事者確保事業		27,043	医療政策課	
医療従事者活動支援事業		—	医療政策課	
医療従事者の免許・資格事務		443	医療政策課	
試験事務		762	医療政策課	
政策Ⅱ-4 子育て支援の充実				
施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	41,748	青少年家庭課	49
	仕事と家庭の両立支援事業	500	青少年家庭課	49
	縁結び応援事業	3,453	青少年家庭課	50
	しまね子育て支援プラス事業	153,000	青少年家庭課	50
	保育所等運営支援事業	2,538,509	青少年家庭課	
	乳幼児等の育児支援事業	854,236	青少年家庭課	51
	保育所等整備支援事業(安心こども基金事業)	619,363	青少年家庭課	52
	地域児童育成事業	418,493	青少年家庭課	53
	子育てに関する経済負担対応事業	1,507,338	青少年家庭課	53
Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実	子どもと家庭相談体制整備事業	384,299	青少年家庭課	54
	子どもと家庭特定支援事業	85,498	青少年家庭課	
	施設入所児童支援事業	910,651	青少年家庭課	
	里親委託児童支援事業	54,897	青少年家庭課	54
	母子家庭等自立支援事業	150,930	青少年家庭課	
	母子家庭等経済支援事業	130,085	青少年家庭課	
Ⅱ-4-3 母子保健の推進	お産あんしんネットワーク事業	35,925	健康推進課	55
	妊婦健康診査臨時特例交付金事業	163,343	健康推進課	55
	親と子の医療費助成事業	868,939	健康推進課	56
	母と子の健康支援事業	2,883	健康推進課	
	女性の健康相談事業	2,857	健康推進課	58

政策Ⅱ-5 生活基盤の維持・確保				
施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-5-5居住環境づくり	ひとにやさしいまちづくり推進事業	1,068	障がい福祉課	
基本目標Ⅲ 心豊かなしまね				
政策Ⅲ-1 教育の充実				
施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅲ-1-3青少年の健全な育成の推進	青少年を健やかに育む意識向上事業	15,505	青少年家庭課	
政策Ⅲ-3 人権の尊重と相互理解の推進				
施策名	平成23年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅲ-3-1人権施策の推進	ハンセン病療養所入所者等支援事業	1,641	健康推進課	58
Ⅲ-3-2男女共同参画の推進	女性相談事業	46,323	青少年家庭課	59
	DV被害者等保護事業	36,760	青少年家庭課	

主 な 事 務 事 業 一 覧

名 称	課 名	掲載項
感染症の医療体制整備事業	(薬事衛生課)	7
食品衛生対策推進事業	(薬事衛生課)	7
健康長寿しまね推進事業	(健康推進課)	8
生活習慣病予防対策事業	(健康推進課)	9
食育推進基盤整備事業	(健康推進課)	10
80歳20本の歯推進事業	(健康推進課)	11
難病相談・支援事業	(健康推進課)	12
肝炎医療費助成事業	(健康推進課)	13
国民健康保険支援事業	(健康推進課)	14
後期高齢者医療支援事業	(健康推進課)	15
精神保健推進事業	(障がい福祉課)	16
感染症予防対策推進事業	(薬事衛生課)	18
しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業	(地域福祉課)	19
地域福祉セーフティネット推進事業	(地域福祉課)	19
福祉人材確保・育成事業	(地域福祉課)	20
社会福祉法人指導事業	(地域福祉課)	21
生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	(高齢者福祉課)	22
新たな共助の仕組みづくり推進事業	(高齢者福祉課)	22
高齢者介護予防推進事業	(高齢者福祉課)	23
介護給付費負担金事業	(高齢者福祉課)	24
島根県介護保険財政安定化基金事業	(高齢者福祉課)	24
訪問看護支援事業	(高齢者福祉課)	25
介護人材確保・定着推進事業	(高齢者福祉課)	25
介護人材緊急雇用事業	(高齢者福祉課)	26
介護保険低所得者利用負担対策事業	(高齢者福祉課)	26
ケアマネジャー総合支援事業	(高齢者福祉課)	27
療養病床再編推進事業	(高齢者福祉課)	27
介護職員処遇改善事業	(高齢者福祉課)	28
介護施設開設等経費助成事業	(高齢者福祉課)	28
認知症対策推進事業	(高齢者福祉課)	29
社会福祉施設等整備事業	(高齢者福祉課)	29
介護拠点等の緊急整備事業	(高齢者福祉課)	30
快適居住空間創出事業	(高齢者福祉課)	30
キャリア形成訪問指導事業	(高齢者福祉課)	31
介護雇用創造プログラム事業	(高齢者福祉課)	31
障がい者地域生活支援事業	(障がい福祉課)	32
障がい者自立支援医療等給付事業	(障がい福祉課)	33
障がい者施設等整備事業	(障がい福祉課)	34
障害者施策推進事業	(障がい福祉課)	34
障がい者相談事業	(障がい福祉課)	35
障がい者就労支援事業	(障がい福祉課)	39
子ども発達支援事業	(障がい福祉課)	40
動物管理等対策事業	(薬事衛生課)	42
生活保護費の給付事業	(地域福祉課)	42
がん診療体制の強化	(医療政策課)	43
	(健康推進課)	43
	(薬事衛生課)	43

地域医療再生計画事業（がん予防・検診対策）	（医療政策課）	4 3
緩和ケアの推進	（医療政策課）	4 4
精神医療提供事業	（障がい福祉課）	4 4
医師確保対策事業	（医療政策課）	4 5
（地域医療を支える医師確保養成対策事業）	（医療政策課）	4 5
	（健康推進課）	4 5
（地域医療再生計画事業（医師確保対策））	（医療政策課）	4 6
看護職員確保対策事業	（医療政策課）	4 7
（看護師等確保対策関係事業）	（医療政策課）	4 7
（地域医療再生計画事業（看護職員確保対策））	（医療政策課）	4 7
	（健康推進課）	4 7
医療機能の確保	（医療政策課）	4 8
地域医療再生計画事業（医療機能の確保）	（医療政策課）	4 8
みんなで子育て応援事業（こっころ事業）	（青少年家庭課）	4 9
仕事と家庭の両立支援事業	（青少年家庭課）	4 9
縁結び応援事業	（青少年家庭課）	5 0
しまね子育て支援プラス事業	（青少年家庭課）	5 0
乳幼児等の育児支援事業	（青少年家庭課）	5 1
保育所等整備支援事業（安心こども基金事業）	（青少年家庭課）	5 2
地域児童育成事業	（青少年家庭課）	5 3
子育てに関する経済負担対応事業	（青少年家庭課）	5 3
子どもと家庭相談体制整備事業	（青少年家庭課）	5 4
里親委託児童支援事業	（青少年家庭課）	5 4
お産あんしんネットワーク事業	（健康推進課）	5 5
妊婦健康診査臨時特例交付金事業	（健康推進課）	5 5
親と子の医療費助成事業	（健康推進課）	5 6
女性の健康相談事業	（健康推進課）	5 8
ハンセン病療養所入所者等支援事業	（健康推進課）	5 8
女性相談事業	（青少年家庭課）	5 9

感染症の医療体制整備事業

1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

2 事業の概要

(1) 感染症指定医療機関の支援

一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。

・ 第一種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり450万円）

・ 第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり150万円）

※ 第一種感染症指定医療機関1箇所、第二種感染症指定医療機関7箇所（二次医療圏に1箇所）

(2) 患者等の移送体制の整備

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。

(3) 患者等の人権擁護

感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：39名）を設置する。

(4) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ（強毒性）の発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。

・ 入院医療機関への支援

県の要請により重症患者等の受け入れのために病床を確保した医療機関に対する支援

・ 発生時の初動対策

発生時に感染拡大防止対策、発熱相談センターの設置、患者移送、広報等の対策を実施する。

3 平成23年度予算額

497, 226千円

(担当課 薬事衛生課)

食品衛生対策推進事業

1 趣 旨

食品等に起因する健康被害を防止するため、食品衛生法等に基づく許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成及び消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

(1) 食品等の収去検査

県内で製造、流通、販売されている食品や県内産の農産物及び輸入食品等を収去し、それらに含まれる食品添加物や残留農薬等の検査を実施する。

(2) BSE検査等のと畜検査

県内のと畜場できと殺、解体される牛及び豚等のと畜検査を実施するとともに、牛については全頭のBSE検査を行い、食肉の安全及び安心の確保を図る。

(3) 食品関係事業者の指導・育成

飲食店等、食品営業施設への立入調査や食品衛生責任者講習会、食品衛生推進員の研修等を通じて、衛生知識の普及や食品衛生の確保を図る。

(4) 消費者に対する衛生知識の普及

食品衛生に関する正しい知識や食品表示に関する深い知識を啓発するため、次の取組を行う。

・ 研修会・講習会の開催

・ 新聞やTVを媒体とする情報発信

・ 食品関係事業者らと開催するリスクコミュニケーション

3 平成23年度予算額

46, 814千円

(担当課 薬事衛生課)

健康長寿しまね推進事業

1 趣 旨

すべての県民が、生涯にわたって健康で明るく生きがいを持ち、可能な限り健康である期間を維持しつつ、質の高い生活を送ることが必要である。そのための健康的な生活習慣の確立に向けた健康づくり、生きがい活動、要介護状態の予防対策を総合的に県民運動として推進することにより、健康長寿日本一を目指す。

全県共通テーマとして『「健康長寿日本一を目指して、「がん」「自殺」「高血圧」を予防しよう!』を目標に「たばこ」、「食生活」、「運動」、「検診(健診)受診」に取り組む。

2 事業の概要

(1) 健康長寿しまね推進会議の開催

健康長寿しまね推進会議を開催し、健康づくりや生きがい活動、寝たきり予防等の活動について検討し、県民運動の推進母体としての活動を展開する。

全県2回、各圏域2回

(2) 健康づくり表彰事業

健康づくり「標語」、健康づくり「グループ」の表彰

健康づくりを実践していくための県民運動の気運を盛り上げる。

標 語：県民から健康づくりや生きがい活動、寝たきり予防にかかる標語を表彰

グループ：地域や職場等において健康づくり活動を行っているグループを表彰

・募集7月～9月、表彰11月

(3) 健康長寿しまね啓発広報事業

いきいきしまね(健康長寿しまね広報誌)や健康長寿しまねマスコットキャラクター「まめなくん」、ホームページ、新聞等各種媒体を活用して健康づくりの啓発広報を行う。

(4) 圏域健康長寿しまね推進事業

圏域健康長寿しまね推進会議の開催及び、たばこ、食、運動、歯等の各部会の活動等を行うことにより圏域における健康長寿日本一を目指した取り組みを行う。

(5) 夏休み!早おき体そう朝ごはん歯みがきチャレンジ事業

夏休みに「早おきをラジオ体操をすること」「朝ごはんをきちんと食べること」「朝食後歯みがきすること」の3つのチャレンジを行い、健康的な生活習慣づくりの意識を高める。

(6) 健康長寿しまねの分析評価

平成24年度の健康増進計画の見直しに向けて、平成22年度実施した健康栄養調査結果の分析・評価を行う。

3 平成23年度予算額

5,058千円

(担当課 健康推進課)

生活習慣病予防対策事業

1 趣 旨

健康長寿日本一を目指し、健康的な生活習慣の確立を図ると共に、がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するための協議検討や普及啓発等を行う。

2 事業の概要

(1) 地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催

健康課題の多い働き盛り世代の健康づくりを推進するため、市町村、事業主、産業保健推進センター、労働基準監督署、商工会等の地域保健と職域保健の関係者が集い、情報交換や連携協働活動等の協議、検討を実施。

(2) 脳卒中对策検討会および脳卒中情報収集活動事業

寝たきりの原因となっている脳卒中を予防するため、脳卒中発症者の同意や医療機関の協力を得て発症情報等を収集分析し、発症・再発予防の検討を実施。

(3) 糖尿病対策事業

糖尿病は脳卒中や急性心筋梗塞等の危険因子となり、また、腎症や網膜症等の合併症をもたらす全身疾患でもあることから、増加している糖尿病有病者や予備群を減少させるための取り組みや地域における糖尿病対策の検討を実施。

(4) たばこ対策推進事業

島根県たばこ対策指針に基づき、①未成年者の喫煙防止、②受動喫煙防止、③普及啓発、④禁煙サポートの取り組みを推進。

平成22年度に実施した、たばこ実態調査結果を踏まえて島根県たばこ指針の見直しを行う。特に若年層、女性を中心とした普及啓発や公共施設の受動喫煙防止対策を進める。

(5) 運動普及事業

働き盛り世代を中心とした運動の推進を図るための啓発活動等を実施。

(6) がん予防対策事業

島根県がん対策推進計画に基づいて、がん予防対策の推進を図る。特に働き盛りの命を守るがん対策事業として、がん検診受診者を増やすための取り組みを進める。

(7) 特定健康診査・特定保健指導負担金

市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への補助 県1/3

医療保険者が行う特定健診・特定保健指導が円滑で効果的な実施となるよう従事者研修会を関係団体と連携して実施。

(8) 健康増進事業補助金

健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に対する補助 県1/3

市町村と連携し肝炎ウィルス検査についての啓発を行う。

3 平成23年度予算

180,059千円

(担当課 健康推進課)

食育推進基盤整備事業

1 趣 旨

島根県食育推進計画に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって地域における総合的な食育の推進を図る。

2 事業の概要

- (1) 外食栄養成分表示促進事業
メニューの栄養成分表示をする飲食店を登録拡大する。
- (2) 食育サポーター等育成事業
食育を県民運動として展開するため、地域に潜在する人材・団体を発掘・養成する。
- (3) 食育推進専門研修
地域における食生活改善のための取り組みを促進するため、食育の推進に関する専門的知識を有する者を対象に研修会を開催し、資質向上を図る。
- (4) 特定給食施設指導
特定給食施設に対して、栄養管理の実施について指導・助言を行う。
- (5) 食育推進体制構築事業
関係団体と連携体制を構築し、食育を県民運動として構築するため、県食育・食の安全推進協議会、圏域ネットワーク会議を開催する。
- (6) 食育活動活性化事業
地域で食育の取り組みを実践している民間団体を対象に、活動支援のための補助金を交付する。
- (7) 食育推進啓発事業
地域における食育の輪を広げ、県民一人一人が食の大切さを考え、健全な食習慣づくりをするため食育フォーラムや料理コンクールを実施する。

3 平成23年度予算

7, 861千円

(担当課 健康推進課)

80歳20本の歯推進事業

1 趣 旨

80歳で20本以上自分の歯を残す8020(ハチマルニイマル)を早期に実現することを目的とした「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」に基づき、取り組みを推進する。

2 事業概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催
歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定する。また、各圏域の実情に応じた歯科保健対策について検討し、市町村等における歯科保健対策の推進を図る。
- (2) 歯科保健推進事業
事業所従業員への健診の際に歯科健診を併せて行うとともに、事業所における歯の健康づくりが定着できるよう、健診機関や歯科医師会等と連携して仕組みづくりを行う。
- (3) 口腔機能の維持向上
歯周疾患と糖尿病が関係があることから、医科と歯科と連携した治療の体制整備を図ることができるよう、症例検討を行うとともに、口腔疾患とその他の全身疾患についての関連について研修会を行う。
 - ・歯周疾患予防管理研修会の開催
- (4) 在宅歯科医療連携室体制整備事業
在宅において歯科受診が困難な者等に対して、「在宅歯科医療連携室」を設け、歯や口腔に関する相談や歯科医療の提供を行う体制を整備する。
- (5) 親と子のよい歯のコンクール
前年度の3歳児健診を受診した幼児とその保護者の中から口腔内状態が良好な者を表彰し、全国大会へ推薦する。
- (6) 障がい児者歯科診療ニーズ把握調査
障がい児者の歯科診療における実態やニーズを把握し、身近に歯科診療を受けることができる体制を検討する。

3 平成23年度予算

7,484千円

(担当課 健康推進課)

難病相談・支援事業

1 趣 旨

難病患者のＱＯＬの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所及びしまね難病相談支援センターにおいて実施している。
また、地域における重症難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図っている。
平成21年度には、重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に受入経費の一部を補助する制度を創設し、病院における一時入院の推進を図っている。

2 事業の概要

事業名	事業内容
ア 難病相談・支援センター事業 ○患者・家族教室開催事業 ○難病医療研修事業 ○ピアサポート・ボランティア事業 ○講師派遣事業 ○広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
イ 重症難病患者入院施設確保事業 ○難病医療専門員配置 ○難病医療連絡協議会運営 ○難病医療従事者研修開催	重症難病患者に対し、病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図る。
ウ 難病患者地域支援対策推進事業 ○難病患者訪問相談事業 ○難病患者訪問指導（診療）事業 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対して適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心にして、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
エ 保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修を実施する。
オ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
カ 難病患者等居宅生活支援事業 ○ホームヘルプサービス事業 ○短期入所事業 ○日常生活用具給付等事業	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。 [実施主体（市町村）に対する補助]
キ 在宅重症難病患者一時入院支援事業 ○一時入院支援事業補助金	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

3 平成23年度予算額

34,898千円

(担当課 健康推進課)

肝炎医療費助成事業

1 趣 旨

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療および核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長時間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。

2 事業の概要

(1) 対象医療

ア B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの

イ 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

(2) 助成期間

原則として同一患者につき1年とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。

(3) 実施方法

患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた額を県から保険医療機関等へ交付

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

(4) 事業期間 平成20年度から7年間

(5) 実施主体 島根県

(6) 補助率 県1/2

3 平成23年度予算額

169,762千円

(担当課 健康推進課)

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

国民健康保険は、構造的に保険料（税）の負担能力の低い被保険者の割合が多く、また低所得者の保険料（税）を軽減する制度もある。このため、保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなることから、国民健康保険団体連合会が主体となり危険分散を図るため保険者（市町村）の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1 / 4 県 1 / 4
国民健康保険調整交付金	{療養給付費等－（保険基盤安定繰入金1/2+基準超過費用額）} +（後期高齢者支援金等－前期高齢者交付金等）+老健拠出金+介護納付金	保険者（市町村）	7%

3 平成23年度予算額

4, 815, 269千円

保険基盤安定負担金	1, 584, 838千円
高額医療費共同事業負担金	346, 498千円
国民健康保険調整交付金	2, 883, 933千円

（担当課 健康推進課）

後期高齢者医療支援事業

1 趣 旨

高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国保と同様に法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 25% 県 8% 市町村 8%
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

3 平成23年度予算額

10,007,707千円

医療給付費負担金	7,982,550千円
基盤安定負担金	1,472,393千円
高額医療費負担金	291,328千円
財政安定化基金	261,436千円

(担当課 健康推進課)

精神保健推進事業

①自殺総合対策事業

1 趣 旨

自殺を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組により、自殺の防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定されました。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

全国上位にある自殺死亡率（平成18年度全国4位）の減少を目標に、平成19年度に策定した「島根県自殺対策総合計画」に基づき、うつ病対策の強化はもとより社会的要因に対する取組や自殺者の遺族へのケアなど総合的な取組により、自殺を考えている人を一人でも多く救うことによって、「私たちが生きやすい島根」を構築します。

2 事業の概要

(1) 自殺総合対策の推進体制の整備

連携体制を強化するために県自殺総合対策連絡協議会及び圏域自殺予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自殺対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行います。

- ・設置主体：県
- ・開催回数：1回（県協議会）、2～3回（圏域連絡会）
- ・構 成 員：学識経験者、医療、職域、地域、法律、行政関係者
- ・事 務 局：障がい福祉課（県協議会）、保健所（圏域連絡会）

(2) 普及啓発事業

自殺予防週間（9月10日からの1週間）等を契機に自殺予防や心の健康の普及啓発を進めると共にシンポジウム等を開催します。

- ・実施主体：県
 - ・実施箇所数：シンポジウム等（県内1～2カ所）
- 普及啓発（県内全域）

(3) 地域関係者研修事業

うつ病や自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を進めるため、うつ病の初期症状や、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人材等を養成します。

- ・実施主体：県（委託や他機関・団体との共催実施を含む）
- ・対 象 者：かかりつけの医師、看護師等

(4) 自殺予防情報センター事業

島根県自殺予防情報センターを県立心と体の相談センター内に設置し、各種関係機関の連携強化や人材育成に努めます。

(5) 自死遺族ケア対策事業

自死遺族のつどいの開催と自助グループへの支援及び支援するスタッフの資質の向上を進めます。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：2か月に1回（つどい）

3 平成23年度予算額

7,824千円

（担当課 障がい福祉課）

②地域自殺対策緊急強化事業

1 趣 旨

全国で自殺者数が平成10年から12年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、島根県に設置する自殺対策を緊急に強化するための基金を活用し、地域における自殺対策力を強化します。

2 事業の概要

(1) 普及啓発事業

自殺の背景にある様々な社会的要因や精神疾患に対する正しい知識や相談窓口等について、各種媒体を活用して啓発します。

(2) 自殺予防電話相談員養成事業

悩みを抱えながら、身近に相談できる相手がない場合などに、電話により相談をうける民間の人材を養成します。

(3) 民間団体等支援事業

様々な悩みを抱えた人の孤立を防ぐために、相談事業や各種つどいの場の提供など、自殺対策に資する活動を行う民間団体等に対する支援を行います。

(4) 行政担当者向け研修事業

住民の様々な相談を受ける窓口の一つである県や市町村の窓口担当者に対し、悩みを抱え心理的に追い込まれた方からの相談の受け方などについて研修を実施します。

(5) 自殺実態等分析事業

自殺の背景には様々な要因があり、年代や地域ごとに特性を踏まえた対策を進める必要があるため、さまざまなデータを元に実態分析を行い、効果的な対策の展開に役立てます。

(6) 自殺未遂者ケア・支援体制整備事業

自殺未遂者に対する、精神的なケアや継続的な支援体制の構築を図ります。

(7) うつ病に対する医療等の支援体制強化事業

自殺の要因の一つであるうつ病に対する精神医療の質の向上を図るため精神科医療関係者を対象とした研修を行います。

また、うつ病の初期の段階では不眠や食欲不振などの身体症状から、かかりつけの一般医を受診する方が多いため、かかりつけ医と精神科医との連絡会議などを開催し、うつ病の早期発見と適切な治療体制を整備します。

(8) 各種相談窓口担当者連携強化事業

一つの要因だけでなく、複数の問題や悩みが連鎖することで心理的に追い込まれ自殺に至る場合が多いため、各種相談機関が相互に連携して支援を行う体制の強化を図ります。

(9) ゲートキーパー等人材養成研修事業

自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材（ゲートキーパー）を養成するため、幅広い対象者に対する研修を実施します。

(10) 自死遺族・自死遺児ケア・支援事業

自殺により身近な人を亡くした方に対し、相談窓口や活用できる制度、必要な手続きなどに関する情報を提供する仕組づくりを行います。

また、関係機関の担当者などが、それらの社会資源に関する知識を深めることで遺族の方に対し適切な支援が行えるよう、研修を行います。

(11) 市町村自殺対策事業の支援

住民に身近な自治体である市町村においても自殺対策の取り組みを進めることが重要です。

そのため、市町村が実施する自殺対策事業を支援することで、地域の実態に応じたきめ細かい対策の実施を促進します。

3 平成23年度予算額

44,584千円

(担当課 障がい福祉課)

感染症予防対策推進事業

1 趣 旨

感染症の発生を予防するため、感染症の発生動向の情報伝達、感染に掛かる検査及び、予防接種による感染予防を実施する。

2 事業の概要

(1) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき感染症の発生動向の把握、調査及び情報提供を行うとともに、感染症の患者及び接触者に対する感染症の発生状況、動向及び原因の究明を図るため積極的疫学調査を実施する。

また、保健環境科学研究所内に設置する島根県感染症情報センターにおいて、定点医療機関及び各医療機関から患者情報及び病原体情報を収集・分析し医療機関等へ情報還元する。

(2) 肝炎対策事業

肝炎の早期発見・早期治療を推進するため、B型、C型肝炎ウイルスの委託医療機関における検査及び保健所における無料検査を実施するとともに、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を行う。

また、島根県肝炎対策協議会を開催し、肝炎対策を総合的に推進する。

(3) 予防接種事故対策費

予防接種による健康被害に対して、市町村が実施する給付事業費の一部を負担する。

また、市町村が設置した予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種事故の発生調査費を補助する。

(4) 子宮頸がん等ワクチン接種事業

市町村が実施する、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業に対して補助金を交付する。

3 平成23年度予算額

531,813千円

(担当課 薬事衛生課)

しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業

1 趣 旨

多様化する地域の生活・福祉課題に対して、地域力をどのように高めていくかが重要となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な地域での見守り、支え合いを行う住民のネットワークづくりなど地域の支え合い体制づくりを推進します。

2 事業の概要

(1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援

NPO等による要支援者に対する先駆的な事業や徘徊・見守りネットワークなど地域支え合い体制の構築に資する取り組みを支援します。

(2) 地域活動の拠点整備

地域包括支援センターのランチ整備や高齢者等の生きがい拠点など地域支え合い活動の拠点を整備します。

(3) 地域支え合い体制推進のための人材育成

見守り活動チームや生活・介護サポーターなどの人材を育成します。

3 平成23年度予算額

300,000千円

(担当課 地域福祉課)

地域福祉セーフティネット推進事業

1 趣 旨

過疎化や少子高齢化、また人間関係の希薄化や自然災害などにより生じた生活上の福祉課題について、社会福祉協議会と住民、専門職（組織）、行政などが協働してさまざまな施策に取り組み、支援を必要とする人だけでなく、すべての県民が安心して暮らせるよう、地域におけるセーフティネットの仕組みづくりを進めます。

このため、地域で要支援者に対して包括的な支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの研修やボランティアの養成等を引き続き実施します。

2 事業の概要

(1) 地域福祉トータルケア推進事業

ア コミュニティーソーシャルワーカーの実践力を強化する研修

イ コミュニティーソーシャルワークの研修

(2) ボランティアセンター事業

ア 福祉教育の推進

イ ボランティアコーディネーターのスキルアップのための研修

ウ 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営 など

3 平成23年度予算額

3,174千円

(担当課 地域福祉課)

福祉人材確保・育成事業

1 趣 旨

高齢化が進む本県では、福祉・介護分野における従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、福祉人材センターにおける福祉・介護人材の確保・育成の取組を引き続き進めるとともに、庁内関係各課をはじめ関係機関・団体等の連携により、質の高い福祉・介護サービスが提供されるよう、福祉・介護職員の確保・定着を図るための施策を実施します。

2 事業の概要

(1) 福祉人材センターの運営

福祉人材センターにおける取組み（無料職業紹介、福祉就職フェア、就職セミナー、説明会、各種研修、職場体験事業など介護人材確保・定着推進のための委託事業等）の充実を図ります。

(2) 民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費の補助

民間社会福祉事業の振興に寄与するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当金の支給に関する費用を補助します。

(3) 介護福祉士等修学資金の貸付

介護福祉士等の県内定着を図るため、実施主体を県社会福祉協議会として、養成施設入学者に修学資金の貸付を行います。

(4) 福祉・介護人材マッチング支援事業

福祉人材センターのキャリア支援専門員が、求職者の希望に添った福祉職場の紹介や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を図ります。

(5) ネットワークの構築

関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」を開催し、「福祉・介護人材確保対策プロジェクトチーム（庁内推進組織）」との連携により、官民一体となった取組を行います。

3 平成23年度予算額

381,056千円

(担当課 地域福祉課)

社会福祉法人指導事業

1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人の設立や定款変更等の認可及び法人や施設の実地あるいは書面での監査指導を実施します。

2 事業の概要

(1) 実施体制

- ・社会福祉法人等指導監査業務は本庁において一元的に実施（平成17年度から）
- ・指導監査は、地域福祉課（指導監査スタッフ）と各事業課が共同実施
- ・地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置し平成20年度から増員により体制強化
- ・社会福祉法人（松江市内に本部が所在し、市内のみで事業を行う法人）の指導監査業務等は、平成20、21年度で松江市に権限委譲

(2) 実施計画

- ・基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査計画により効果的・重点的に実施
- ・監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等
- ・監査項目：平成23年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による
- ・根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、介護保険法、障害者自立支援法

(3) 基本的考え方

- ・法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施
- ・自治事務である老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

3 平成23年度予算額

717千円

(担当課 地域福祉課)

生涯現役社会づくり推進事業（県民意識啓発）

1 趣 旨

心身ともに健康で、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会との関わりを持ちながら生活している高齢者を顕彰することにより、健康・長寿の素晴らしさを県民に周知し、高齢者の健康と生きがいがいつくりの意識高揚を図る。

2 事業の概要

○100歳以上健康超寿者表彰

(1) 対象者

100歳を超えても健康を保ち、社会との関わりを持っておられる県内在住者

(2) 表彰内容

年1回（9月1日～15日頃）、対象者4名程度に表彰状及び記念品を授与

○75生涯現役証

(1) 対象者

75歳を過ぎても何らかの活動（農林水産業や商工業、ボランティアや文化・スポーツ等）に取り組んでいる県内在住者

(2) 認定方法等

自薦・他薦により提出された申請書を文書審査し、知事による認定証を発行する。

3 平成23年度予算額

470千円

（担当課 高齢者福祉課）

新たな共助の仕組みづくり推進事業

1 趣 旨

本県では、全国に先がけて本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えているが、今後もこの傾向が続くと推計されており、地域社会のマンパワーが急激に減少することが懸念されている。

よって、本県における少子高齢社会に見合った持続可能な仕組みを新たに構築するため、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」に取り組み、高齢者グループの組織化や活動の活性化を図る。

2 事業の概要

元気な高齢者が地域で活躍するためにはスポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成する事が不可欠である。また、高齢者の社会参加を推進するため、活動を支えていく人材の育成や高齢者グループの組織化や活動の活性化を支援する。 *□県社協・■老人クラブ関係

□高齢者大学校運営事業<シマネスクくにびき学園の運営：東・西部校 2年課程 計360人定員>

□島根県健康福祉祭運営事業<4月～7月に県内各地で開催>・シルバー美術展

全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣<H23は熊本県で開催>

■市町村老人クラブ連合会助成事業、県老人クラブ連合会補助金

■県老人クラブ連合会健康づくり支援事業

■お達者度チェック・認定制度普及事業<高齢者の地域活動への参加を促し、健康寿命延伸を図る>

3 平成23年度予算額

50,374千円

（担当課 高齢者福祉課）

高齢者介護予防推進事業

①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

1 趣 旨

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。

ア 介護予防事業（必須事業）

- ・介護予防のスクリーニングの実施
- ・上記スクリーニングの結果を踏まえ、要支援・要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防プログラムの提供

イ 包括的支援事業（必須事業）

- ・介護予防マネジメント事業（上記 1）の介護予防プログラムのマネジメント）
- ・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・権利擁護事業（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）
- ・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置

ウ 任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

3 平成23年度予算額

286,769千円

（担当課 高齢者福祉課）

②介護予防市町村支援事業

1 趣 旨

高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営支援を行うとともに、高齢者の生活機能の維持・向上並びに重症化予防のための積極的な介護予防・リハビリテーションが提供されるよう、各保険者・事業者の体制整備や評価への支援を行い、サービスの充実・強化を図る。

2 事業の概要

(1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

(2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

効果的な介護予防・リハビリテーションの実施・定着が図られるよう下記の事業により市町村（保険者）並びに事業者を支援する。

- ・介護予防評価・支援委員会及び専門部会の開催
- ・介護予防事業支援マニュアル（平成21年度作成）を活用した評価手法の普及と効果的なプログラムの開発
- ・行政担当者研修、リハビリテーション人材育成研修

3 平成23年度予算額

6,009千円

（担当課 高齢者福祉課）

介護給付費負担金事業

1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

2 事業の概要

(1) 県負担額算定のルール

介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。

公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。

被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が20%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が30%となっている。

(2) 介護給付費の県負担基本額の推計（平成23年度）・・・65,473,930,870円

3 平成23年度予算額

9,645,562千円

（担当課 高齢者福祉課）

島根県介護保険財政安定化基金事業

1 趣 旨

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による財政赤字について、県に設置する「介護保険財政安定化基金」から、資金の交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化に資する。

2 事業の概要

(1) 貸付

計画期間（3年間）に、保険料収納率低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う。

(2) 交付

計画期間を通じて保険料収納不足かつ財政不足により、財政収支が不均衡となった保険者に対して3年度目に行う。

(3) 財源

市町村、県及び国が同額を拠出、負担し、基金財源とする。

3 平成23年度予算額

6,257千円

（担当課 高齢者福祉課）

訪問看護支援事業

1 趣 旨

病気や要介護状態になっても、最期まで住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、在宅療養生活を支援する訪問看護が提供される体制の強化が必要である。そこで、県内における訪問看護の実態の把握や課題を整理し、その具体的な課題解決に向けての対策を実施することにより、県内の訪問看護の推進を図る。

2 事業の概要

- (1) 訪問看護推進協議会の運営
訪問看護に関する実態調査及び対策の検討をおこなう。
- (2) 看護師の研修及び講演会の開催
訪問看護の課題を踏まえた対策を推進するため、訪問看護ステーション相互の意見交換や訪問看護の技術向上のための研修を行うとともに、医療と介護の連携の強化するために訪問看護の役割を地域に浸透させる。

3 平成23年度予算額

1, 131千円 (国費1/2)

(担当課 高齢者福祉課)

介護人材確保・定着推進事業

1 趣 旨

介護従事者の人材不足に対応するため、関係機関とも連携して、介護職場における人材の確保・定着に向けた取り組みを行う。

2 事業の概要

- (1) 「介護の仕事」イメージアップ事業
介護に関する県民の理解と認識を深めるために「介護の日」(毎月11月11日)に併せたイベントや介護の仕事のイメージアップを図るための広報・啓発事業を実施する。
- (2) 潜在有資格者等養成支援事業
介護福祉士養成校の資源を活用し、福祉・介護分野への新たな人材の参入と定着を支援するための研修を実施する。
 - 潜在的な介護福祉士・ホームヘルパー等の再就業を支援するための研修
 - 地域住民に対して福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
 - 職員のキャリアアップを支援するための研修 ほか
- (3) 進路選択学生支援事業
介護福祉士養成校に専門員を配置し、若い世代や地域の人材確保を推進する。
 - 高校等を訪問し、福祉・介護の魅力や実情の紹介
 - 中高生、家族、教員への相談・助言・指導 ほか
- (4) 職場体験等事業(委託先: 島根県社会福祉協議会)
就労斡旋する際に、職場体験の機会を提供し、求職者の持つイメージと事業者の求める人材像のギャップを埋めることで、円滑な人材参入と定着を支援する。
- (5) 複数事業所連携事業
複数の小規模事業所等がネットワークを形成し、協同で実施する求人活動、合同研修等の取り組みを助成する。
なお、コーディネーターを島根県福祉人材センターに配置する。

3 平成23年度予算額

32, 518千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護人材緊急雇用事業

1 趣 旨

介護分野への就職を希望する求職者に対し、介護資格の取得支援と介護職場でのマッチングを適正に行い、短期離職にならないよう安定的に介護人材を確保する。

2 事業の概要

(1) 介護資格（ヘルパー2級）の取得支援

介護保険施設や事業所において働くために、基本的な介護技術を短期間で取得できるよう、県内2カ所でヘルパー研修を行う。

(2) 求職者の緊急雇用

島根県社会福祉協議会において、臨時雇用となり事業所で介護の教育訓練を受ける。

(3) 適正やニーズに応じたマッチング

いろいろな事業所で教育訓練を受け、求職者の適正や事業所のニーズに応じたマッチングを行い、事業所への就職につなげる。

○受け入れ計画

- ・ヘルパー研修（松江会場20名、浜田会場15名）
- ・教育訓練：年間延べ80名
- ・コーディネーターの配置

3 平成23年度予算額

61,338千円

（担当課 高齢者福祉課）

介護保険低所得者利用負担対策事業

1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

2 事業の概要

(1) 障がい者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置

障がい者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。

(2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の1/2を限度として公費助成を行う。

(3) 中山間地域等における加算に係る利用者負担軽減措置

中山間地域等に所在する小規模の事業所においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等に所在する小規模事業所以外の利用者との負担均衡を図る観点から、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等における介護保険サービスの利用促進を図る。

3 平成23年度予算額

12,447千円

（担当課 高齢者福祉課）

ケアマネジャー総合支援事業

1 趣 旨

介護支援専門員に対する研修を行うことによりケアプランの質の向上を図るとともに介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう総合的に支援する。

2 事業の概要

- (1) 介護支援専門員の養成
介護支援専門員の試験及び実務研修の実施する。
- (2) 介護支援専門員の資質向上
以下の研修を実施し、介護支援専門員の質向上を図るとともに介護支援専門員資格更新のための更新研修を実施する。
ア 実務従事者基礎研修
イ 専門研修課程Ⅰ (兼実務従事者向け更新研修)
ウ 専門研修課程Ⅱ
エ 実務未従事者向け更新研修 (実務研修と兼ねて実施する)
オ 再研修 (実務未従事者向け更新研修と兼ねて実施)
- (3) 主任介護支援専門員の養成
介護支援専門員のキャリアアップの一環として位置づけられた主任介護支援専門員の養成研修を実施する。

3 平成23年度予算額

26,449千円

(担当課 高齢者福祉課)

療養病床再編推進事業

1 趣 旨

医療費適正化の方針に基づき、療養病床を患者の医療の必要性の観点から再編成し、患者の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供することなどを目的とする療養病床の再編成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 相談窓口の設置
介護保険施設等への転換意向がある医療機関の円滑な転換を図るため、及び入院患者とその家族の不安等を解消するために必要な情報提供や相談対応を実施する。
- (2) 療養病床再編セーフティネットワークの構築
療養病床の転換・廃止に伴い、行き場のない患者がでないよう、圏域、全県毎に設置した「療養病床再編セーフティネットワーク会議」を活用し、困難事例に対応する。
- (3) 病床転換助成
医療療養病床を介護老人保健施設や居住系サービス等に転換する場合に、医療保険財源を活用した整備費の助成を実施する。
○助成額：「基準単価×整備床数」と「実支出額」を比較して少ない方の額
○基準単価：創設・改修 1,000千円/床 改築 1,200千円 改修 500千円
※介護療養病床の転換助成は、「地域介護・福祉空間整備等交付金」(市町村交付金)で対応

3 平成23年度予算額

60,000千円 (病床転換助成)

(担当課 高齢者福祉課)

介護職員処遇改善事業

1 趣 旨

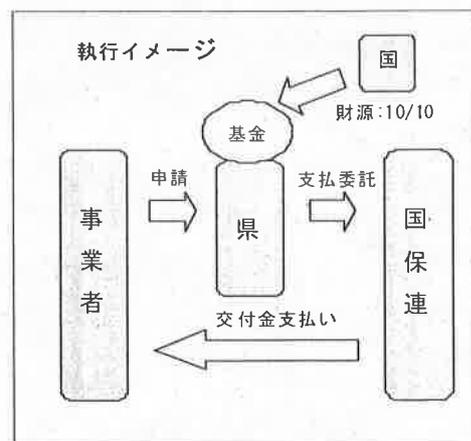
介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行い、介護職員の賃金の確実な引上げを図るとともに、事業所におけるキャリアアップの仕組みの構築を進める。

2 事業の概要

介護職員の賃金改善に要する経費を交付する。

- (1) 実施主体 島根県（事業者への交付金の支払は島根県国民健康保険団体連合会に委託）
- (2) 交付金額 介護報酬総額(利用者負担を含み、補足給付を含まない)×交付率
(交付率：訪問介護4.0%、通所介護1.9%、グループホーム3.9%、
小規模多機能型居宅介護4.2%、特養2.5%、老健1.5%等)
- (3) 交付対象 介護保険事業所（介護職員のいない訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、福祉用具貸与等のサービスは除く）
- (4) 処遇改善の要件
 - ア 交付金見込額を上回る賃金改善計画
 - イ 賃金改善以外の処遇改善（労働時間等の改善、人材育成環境の整備、職場環境の整備等）
 - ウ 職責又は職務内容等に応じた任用及び賃金体系の整備（平成22年10月サービス分から適用）
 - エ ア～ウの内容は、全て職員に周知すること
- (5) 申請状況（平成22年度）

対象事業所数	834事業所
申請事業所数	757事業所
申請率	91%（全国平均82%）



3 平成23年度予算額

1,494,734千円
(担当課 高齢者福祉課)

介護施設開設等経費助成事業

1 趣 旨

介護施設の開設等の経費を助成する。

2 事業の概要

- (1) 介護施設の開設等経費として、1床当たり60万円を助成する。
 - 平成23年度整備対象

特別養護老人ホーム	40床
ケアハウス（特定）	50床
養護老人ホーム	10床
地域密着型特別養護老人ホーム	87床
認知症対応型グループホーム	90床
小規模多機能型居宅介護事業所	135床
- (2) 介護施設開設のための施設用地（定期借地権設定）確保への補助 1施設

3 平成23年度予算額

260,700千円(介護職員処遇改善等臨時特例交付金10/10)

認知症対策推進事業

1 趣 旨

早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援などを通じて、地域単位で総合的かつ継続的な支援体制を確立することを目的として、各関係機関が連携し総合的に認知症対策を推進する。

2 事業の概要

- (1) 認知症対策検討委員会の運営
- (2) 認知症地域支援体制構築等推進事業
 - ア 認知症疾患医療センター運営事業
 - イ 認知症サポート医養成研修
 - ウ 認知症サポート医フォローアップ研修
- (3) 医療と介護の連携体制構築モデル事業
 - ア モデル的試行のための意見交換会
 - イ 普及啓発
 - ウ 研修会
- (4) 認知症対策普及・相談・支援事業
 - ア コールセンター運営事業
 - イ 認知症予防講演会
 - ウ 介護サービス従業者を対象とした家族ケア研修会
- (5) 権利擁護相談窓口設置支援事業
- (6) 介護従事者向け認知症研修事業
 - ア 認知症介護実践者研修
 - イ 認知症実践リーダー研修
 - ウ 認知症介護サービス事業開設者研修
 - エ 認知症サービス事業管理者研修
 - オ 小規模多機能サービス等計画作成担当者研修
 - カ 権利擁護推進員養成研修
- (7) 認知症介護指導者養成研修事業

3 平成23年度予算額

32,888千円

(担当課 高齢者福祉課)

社会福祉施設等整備事業

1 趣 旨

消防法施行令改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等について、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。また、設置義務のない認知症高齢者グループホームについても助成の対象とする。

2 事業の概要

スプリンクラー設置を行う施設等へ補助金を交付する。

○平成23年度整備対象

- 特別養護老人ホーム（定員30人以上の大規模なもの）
- 介護老人保健施設（ ” ” ）
- 養護老人ホーム
- 有料老人ホーム（要介護状態にある者を入居させるもの）
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 認知症高齢者グループホーム

3 平成23年度予算額

1,219,041千円（介護基盤緊急整備等基金10/10）

(担当課 高齢者福祉課)

介護拠点等の緊急整備事業

1 趣 旨

第4期介護保険事業支援計画に基づき、介護保険施設等の整備を行う。

2 事業の概要

介護拠点等の緊急整備を行う市町村に対し施設整備費を交付する。

○平成23年度整備対象

地域密着型特別養護老人ホーム（3か所）

認知症対応型グループホーム（7か所）

小規模多機能事業所（9か所）

認知症対応型デイサービス（4か所）

夜間対応型訪問看護ステーション（1か所）

介護予防拠点（1か所）

3 平成23年度予算額

1, 230, 142千円（介護基盤緊急整備等基金10/10）

（担当課 高齢者福祉課）

快適居住空間創出事業

1 趣 旨

入所者の自立の促進、QOLの向上を目指すため、また、入所者が「住んで良かった」と実感できる、生活感覚にあふれた住環境を提供するため、創意工夫を凝らした改修等を実施しようとする施設に対する支援を行う。

2 事業の概要

(1) 対象施設

以下の施設で建設後5年以上経過したものとする。

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設・福祉工場、知的障害者入所更生施設・入所授産施設、精神障害者生活訓練施設・入所授産施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設

(2) 事業内容

ア 住環境快適度調査

建築士等による施設の全館的調査を実施する。

イ 快適居住空間創出（調査結果を踏まえて行うもの）

(ア) 清掃（日常の清掃では困難なもの）

(イ) 軽微な修繕

(ウ) 概略設計

ウ 1施設当たりの事業費

事業費（調査を除く）については、1施設当たり100万円を限度とする。

3 平成23年度予算額

56, 000千円

（担当課 高齢者福祉課）

キャリア形成訪問指導事業

1 趣 旨

介護福祉士の養成校の教員等が、福祉・介護施設及び事業所を巡回訪問し、介護技術に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップを図り、資質の向上と定着を支援する。

2 事業の概要

(1) 福祉・介護施設及び事業所職員のキャリアアップを図るため、介護福祉士等の養成校や職能団体などが、福祉・介護事業所へ講師を派遣し、研修を実施する。

(2) 講師派遣団体等

- | | |
|--------------|------------|
| ○県内介護福祉士養成校等 | ○島根県看護協会 |
| ○島根県作業療法士会 | ○島根県理学療法士会 |
| ○島根県社会福祉士会 | ○島根県介護福祉士会 |
- ほか

3 平成23年度予算額

5,050千円（障害者自立支援対策臨時特例基金）（担当課 高齢者福祉課）

介護雇用創造プログラム事業

1 趣 旨

国の緊急雇用創出事業を活用し、介護・福祉分野への就職者が働きながら資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）をできるよう支援し、介護人材の雇用創出を図るため、離職失業者等を雇用した事業者への業務委託を行い、被雇用者の賃金及び資格取得にあたっての養成機関における受講料等を負担する。

2 事業の概要

(1) 国が定める対象施設であって、介護等の事業を行う介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者は、介護等の職場で従事を希望する離職失業者等と2年以内の有期雇用契約を締結して介護補助業務に従事させるとともに、当該離職失業者等に対して介護資格（介護福祉士、ホームヘルパー2級）を取得するための養成講座を受講させる。

(2) 受入事業者は、有期雇用契約労働者に対し、養成講座受講中を含め、雇入れ期間中の賃金を支払うとともに、雇用期間終了後も被雇用者を引き続き正規労働者として雇用するよう務めるものとする。

○受け入れ計画

- ・介護福祉士資格取得支援コース（57人）
- ・ホームヘルパー2級取得支援コース（70人）

3 平成23年度予算額

404,446千円（担当課 高齢者福祉課）

障がい者地域生活支援事業

①市町村障がい者地域生活支援事業

1 趣 旨

障がい者に最も身近な市町村が主体的に地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟で細やかなサービスを提供することにより、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活が営めるようにします。

2 事業の概要

(1) 子ども発達支援事業費補助金

市町村が実施する就学前の児童・家族を対象に地域の中で行う療育活動や、就学児童を対象に土日・祝日等に行う社会活動・ボランティア等との交流事業を支援します。また、障がい児等の家族への支援として市町村が行う、障がい児等の保護者相談や情報交換の場の提供などの事業を支援します。

・実施主体：市町村、補助率：県 1/2、市町村 1/2

(2) 市町村地域生活支援事業

障がい者や障がい児の保護者等からの相談に対応し必要な情報を提供、手話通訳者の派遣、日中活動の場を提供するなどの必須事業のほか市町村が必要と判断した事業を支援します。

①実施主体：市町村、補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

②事業内容

市町村事業名			
必須事業			
相談支援事業	市町村相談支援機能強化事業	専門的職員配置	
	住宅入居等支援事業	入居支援 24時間支援 サポート体制調整	
	成年後見制度利用支援事業		
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置 手話通訳者等派遣	
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業		
移動支援事業	移動支援事業	個別支援型 グループ支援型 車両移送型	
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業		
その他の事業			
その他の事業	福祉ホーム事業		
	盲人ホーム事業		
	訪問入浴サービス事業		
	身体障害者自立支援事業		
	重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）		
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	更生訓練費給付事業 施設入所者就職支度金給付事業	
	知的障害者職親委託制度		
	生活支援事業	生活訓練等事業	
		本人活動支援事業	
		ボランティア活動支援事業	
		福祉機器リサイクル事業 その他生活支援事業	
	日中一時支援事業		
	生活サポート事業		
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
		芸術・文化講座開催等事業	
点字・声の広報等発行事業			
奉仕員養成研修事業			
自動車運転免許取得・改造助成事業			
その他社会参加促進事業			
地域移行のための安心生活支援事業			

3 平成23年度予算額

子ども発達支援事業費補助金： 12,413千円

市町村地域生活支援事業： 173,841千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者自立支援医療等給付事業

①福祉医療費助成事業

1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図ります。

2 事業の概要

- (1) 実施主体：市町村
- (2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所 得 制 限	対象者数(H22.4.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障がい者	療育手帳A (IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者 手当の所得制限を 準用	1,917人	285人
重度身体障がい者	身障手帳1,2級		5,676人	9,395人
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し、他人の 介護が必要な者		3人	11人
重複重度障がい者	身障手帳3,4級+IQ50以下		19人	11人
障害者計			7,615人	9,702人
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高 校3学年終了までの児童等 を養育する配偶者のない者 及び当該児童	所得税非課税世帯	9,095人	0人
対 象 者 合 計			16,710人	9,702人
			26,412人	

(3) 助成の方法

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成します。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となります。

区 分	入 院	入 院 外
一 般	40,200円	12,000円
市町村民税世帯非課税者	7,500円	4,000円
20歳未満の障がい児（者）	2,000円	1,000円

(4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

3 平成23年度予算額

662,313千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者施設等整備事業

① ケアホーム・グループホーム整備事業

1 趣 旨

障がい者の地域生活移行を進める上で必要となる住まいの場ケアホーム・グループホームを緊急に整備し、障がい者の地域生活における自立支援のための基盤整備を進めます。

2 事業の概要

(1) 国庫補助事業

補助金名	整備区分	基準額	補助率
社会福祉施設等施設整備費	新築(自己所有物件)	25,334千円	国1/2、県1/4
	大規模修繕(自己所有物件)	10,000千円	
障がい者自立支援基盤整備事業費	改修(賃貸物件)	6,667千円	国3/4

(2) 県単補助事業

補助金名	整備区分	基準額	補助率
障がい者ケアホーム・グループホーム整備費	新築	25,334千円	県1/2
	改修	6,000千円	

3 平成23年度予算額

207,167千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者施策推進事業

① 山陰両県共同啓発事業「あいサポート運動」(新規)

1 趣 旨

障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会(共生社会)の実現を目指し、島根・鳥取両県共同で障がいに対する理解促進・啓発事業として「あいサポート運動」を推進していく。

2 事業の概要

(1) 「あいサポート運動」とは

県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う運動。

従業員を対象とした「あいサポーター」研修等に取り組む企業等を「あいサポート企業・団体」として認定することや、広く県民に「あいサポーター」への参画を呼びかけることなどにより、「あいサポーター」になる人の輪を広げていく。

(2) 主な事業内容

- ・「あいサポーター」研修の実施
- ・「あいサポート企業・団体」の認定
- ・「あいサポーター」の認定とシンボルバッジの配付
- ・研修講師の養成
- ・研修資料(パンフレット、映像等)の作成

3 平成23年度予算額

4,516千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者相談事業

①高次脳機能障がい者支援事業

1 趣 旨

高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図ります。

2 事業の概要

(1) 障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門的課題の検討、個々のニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行います。

(2) 県支援拠点事業

島根県立心と体の相談センター及び医療法人エスポアール出雲クリニックを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行います。

(3) 圏域相談支援拠点事業

地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託実施し、各種相談支援、地域支援ネットワーク会議の開催及び家族教室の開催などの支援を行います。

3 平成23年度予算額

14,468千円

(担当課 障がい福祉課)

②精神障がい者地域生活移行支援事業

1 趣 旨

精神障がい者の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の地域への定着支援を行う事業として引き続き実施し、併せて精神障がい者と住民等が交流する地域交流事業の充実を図り、精神障がいに対する普及啓発を推進する。

2 事業の概要

精神障がい者の地域生活への移行及び移行後の地域への定着支援の方策について、地域の実情に即し圏域ごとに幅広い関係者のネットワークを構築し、関係機関・団体等と連携強化のもと検討を行い、精神障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な体制整備を進める。

- (1) 島根県障がい者自立支援協議会 退院支援部会（旧 島根県精神障がい者地域生活移行検討会）
全県の事業推進に必要な事項の協議を行う。

ア 開催回数：1～2回/年

イ 事務局：障がい福祉課

- (2) 精神障がい者地域生活移行支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行う。

ア 対象圏域：7圏域

イ 開催回数：各圏域2～3回

ウ 事務局：保健所

- (3) 自立支援ボランティア（ピアサポーター）の養成講座：各保健所

各圏域において、精神障がい者の地域生活移行に必要な支援（病院訪問・外出、体験利用の同伴等）を行うボランティア（ピアサポーター）の養成。

- (4) 地域体制整備コーディネーターの配置：委託事業

精神障がい者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整を行う者を「地域体制整備コーディネーター」として、3圏域（松江・出雲・浜田）の相談支援事業所に配置し、精神障がい者のさらなる地域移行・地域定着支援を図る。

- (5) 精神障がい者退院支援事業・地域交流事業：委託事業

精神科病院に入院している者で、地域の受け入れ条件が整えば退院可能である者に対して、退院のための支援を行う。併せて精神障がいに対する地域の理解を得るために、精神障がい者と住民等が交流する機会の提供、充実を図ることとし、委託事業所(11ヶ所)に委託し実施する。

さらに、関係団体(県当事者会・島根県精神保健福祉会連合会・ほほえみの会(県メンタルヘルスボランティアの会)においても、従来からの啓発普及のための活動をより充実させるため、精神障がい者と住民等が交流するイベントを委託し実施する。

- (6) 地域移行推進員等研修会の開催（継続）：障がい福祉課

・相談支援事業者に配置されている地域移行推進員等、関係者に対するレベルアップ研修

3 平成23年度予算額

32,013千円

(担当課 障がい福祉課)

③精神障がい者アウトリーチ推進事業（新規）：委託事業

1 趣 旨

精神障がい者の地域生活の継続支援として、未受診者や治療中断者等への訪問支援を行う「精神障がい者アウトリーチ推進事業」を2圏域（出雲・浜田）においてモデル的に実施する。

2 事業の概要

精神障がい者の地域生活を定着させるために、支援対象者の状態に応じた医療面、生活面の支援等、必要な支援が適切に提供される体制として、保健医療スタッフと福祉スタッフ等から構成する多職種による支援体制を整備し、未受診者や治療中断者等への訪問支援を行う。

3 アウトリーチ推進事業研修会

（日 時）7月15日（金）13:30～16:30 （於）サンラポーむらくも

（内 容）「未受信者・医療中断者への相談支援（仮題）」

（講 師）石黒清子弁護士：東京都立中部総合精神保健福祉センターで法律相談を実施

（対象者）精神科医療機関・保健所・市町村・相談支援事業所等

4 平成23年度予算額

7, 737千円

（担当課 障がい福祉課）

④強度行動障がい（児）者特別支援事業

1 趣 旨

障害者支援施設において行動障がい者等の支援ができる体制整備を行い、入所待機の状態にある強度行動障がい者が、特別支援施設において適切な支援が受けられる体制を整備します。

2 事業の概要

（1）処遇支援環境整備事業費補助金

強度行動障がい者等への支援に適した施設への改修経費等を補助します。

補助率：県3／4

（2）アドバイザーの配置

行動障がい者等支援に係る専門職員を配置し、各施設における支援への助言、指導等を行います。

（3）長期職員研修への支援

長期研修により不在となる派遣元の施設に対し、研修期間中の代替職員を確保するための経費を助成し、派遣元施設において長期研修が受講できる体制整備を支援します。

（4）支援者研修の実施

強度行動障がい者等に対する支援について、基礎から応用までの一連の研修を開催し、県内支援施設の支援体制を確保するとともに、強度行動障がい者等の出現抑制を図ります。

（5）実態調査の実施

強度行動障がい者等の状況を把握し、適切な支援につなげるとともに、不適応行動の悪化を防ぐため、実態調査を実施します。

3 平成23年度予算額

17, 571千円

（担当課 障がい福祉課）

⑤地域生活定着支援事業

1 趣 旨

高齢又は障がい有することで矯正施設から退所した後に自立した日常生活を送ることが困難な方を、保護観察所等と協働し、退所後に適切な福祉サービスに繋げ、地域の中で自立した社会生活を送ることができるよう支援します。

2 事業の概要

(1) 実施方法

島根県地域生活定着支援センター（平成22年4月1日設置）において実施します。

（センターの運営は社会福祉法人へ委託）

(2) 事業内容

ア コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、特別調整対象者等について、福祉サービス等に係るニーズ内容の確認等を行い、受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

イ フォローアップ業務

コーディネートにより矯正施設退所後の本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。

ウ 相談支援業務

懲役若しくは禁固の刑の執行を受け又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

3 平成23年度予算額

17,000千円

（担当課 障がい福祉課）

障がい者就労支援事業

①障がい者就労移行推進事業

1 趣 旨

就労や職場への定着を支援する障害者就業・生活支援センターを中心にハローワーク等の関係機関のネットワークの強化するとともに、就労支援員等の能力向上や企業実習の拡大することにより一般就労への移行を促進に取り組みます。

2 事業の概要

(1) 障がい者就業・生活支援センター事業

障がい者の就業やそれに伴う生活上の支援を総合的に行うため、各圏域に設置（隠岐圏域は障害者就労支援センター）し、地域における一般就労を進めます。

□障害者就業・生活支援センター：6か所（松江・出雲・浜田・雲南・大田・益田）

□障害者就労支援センター：1か所（隠岐）

(2) 障がい者ステップアップ就労支援事業

県の各機関において一定期間（1～3年）働く場所を提供し、一般就労に向けたステップアップの場とします。また、県庁ワークセンターに支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行います。

□雇用場所：障がい福祉課、教育庁総務課、地方機関及び県立学校（15名）

□障がい種別：知的障がい、精神障がい、視覚障がい、発達障がい、高次脳機能障がい

(3) 障がい者チャレンジ事業

雇用を前提としない1～2週間の実習を行うことで、「企業」、「障がい者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援します。

□実施企業及び実習生（障がい者）への奨励金（1日2,000円）の支給

(4) 障がい者就労の啓発促進

ジョブコーチ研修事業や啓発シンポジウム、啓発フリーペーパー「レインボー」の発行等、就労に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施します。

3 平成23年度予算額

109,175千円

②障がい者就労支援事業所工賃向上事業

1 趣 旨

事業所の共同営業窓口として設置した障がい者就労事業振興センターの活動を強化し、就労機器の購入、新商品開発、販路拡大等についての支援、事業所外就労を促進することにより就労支援事業所を利用する障がい者の工賃向上に取り組みます。

2 事業の概要

(1) 障がい者就労事業振興センター設置事業

就労支援事業所の共同営業窓口として設置し、共同販売や共同制作商品の開発、企業及び官公庁等への営業や受注調整、就労支援事業所への専門家派遣や職員研修を実施します。

□2か所（松江市、浜田市）

(2) 就労機器購入費補助金

就労事業所が共同で工賃向上に取り組む際の設備整備を助成します。

□補助限度額：1事業あたり10百万円

(3) 施設外就労促進事業

新たに施設外就労を実施する就労支援事業所に、実施に必要な人件費の一部を助成します。

(4) しまねゆめいくカンパニー認定事業

障がい者雇用や障がい者施設への物品等の発注に積極的な企業を認定します。

(5) ゆめいくワークサポート事業（島根県社会福祉協議会へ委託）

ごうぎんチャレンジドで描かれた絵を企業に利用してもらい、その利用料を就労支援事業所等へ助成します。

3 平成23年度予算額

120,703千円

子ども発達支援事業

①発達障がい者支援体制整備事業

1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障がい者及びその家族のライフステージに応じた支援を行います。

2 事業の概要

(1) 実施方法等

- ・ 東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンド
- ・ 社会福祉法人に委託

(2) 事業内容

- ・ 発達障がい者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行います
- ・ 発達障がい者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行います
- ・ 巡回支援等により、市町村等の発達障がい者支援をサポートします。
- ・ 発達障がいについて、支援機関の職員や保健師、保育士等への研修を行います。

(3) その他の支援事業

- ・ ペアレントメンター等家庭支援の充実に向けた取り組みを進めます。
- ・ 国が実施する発達障がいの早期発見、小児・精神医療に関する専門的な研修会へ医師を派遣し資質の向上を図ると共に、受講医師による県内研修会を開催しその成果を県内に普及します。

3 平成23年度予算額

61,294千円

(担当課 障がい福祉課)

②在宅心身障がい児援護事業

1 趣 旨

障がい児（者）施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障がい児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援します。

2 事業の概要

(1) 重症心身障がい児（者）通園事業

在宅の重症心身障がい児（者）に対して、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術の習得を進めます。

また、巡回方式や送迎方式を実施することで重症心身障害児（者）施設未設置圏域への要望にも対応します。

ア 実施主体：県（社会福祉法人に委託）

イ 設置圏域：東部、西部2地区の4施設で実施

委託先法人	実施施設	所在地	開始期間
社会福祉法人島根整肢学園	松江療育園	松江市	H10.10～
	松江整肢学園	松江市	H20.1～
	安養学園	江津市	H10.10～
	島根整肢学園	江津市	H15.12

巡回方式	実施施設	圏域	巡回回数
巡回方式	松江整肢学園	出雲圏域	3日/週
		雲南圏域	1日/週
		安来圏域	1日/週
	島根整肢学園	益田圏域	2日/週

(2) 重症心身障がい児者サービス基盤整備事業

障がい福祉サービス事業者（医療機関である事業者を除く）が看護職員を加配し、医療的なケアの必要度が高い超重症児（者）等を受け入れる体制を整え、ショートステイ、児童デイサービス等を提供した場合、障害者自立支援法の個別給付等への上乗せ助成（県10/10）を行い、重症心身障がい児（者）の家族の在宅介護支援の強化を図ります。

ア ショートステイ実施事業

イ デイサービス等実施事業

(3) 在宅心身障がい児関係補助金

心身障がい児療育キャンプを通じて心身障がい児の社会適応能力を習得を進めると共に、当該児童の保護者に対しても相談や研修を行うことで家庭における療育技術の習得を進めます。

ア 事業実施主体 島根県心身障害児（者）親の会連合会

イ 補助率 県10/10

3 平成23年度予算額

110,335千円

(担当課 障がい福祉課)

動物管理等対策事業

1 趣 旨

動物愛護思想の一層の普及啓発を行い、適正飼養の定着を図るとともに、動物による環境侵害等の発生を防止する。

2 事業の概要

(1) 動物愛護推進事業

譲渡用動物舎を建設し、引取動物等の譲渡を促進することにより、処分される動物の減少を図る。

また、動物の遺棄防止、終生飼養や繁殖制限等の飼主遵守事項、動物の譲渡事業等について、TV、新聞、チラシ、ホームページなどを用い、周知を図る。

(2) 動物管理事務

犬・ねこの引き取り・収容を行い、返還及び譲渡されない動物の処分を行う。

(3) 動物管理指導事務

動物取扱施設等の監視・指導を実施するとともに、不適正飼養に基づく環境侵害に対しては、市町村と協力し改善措置を図る。

3 平成23年度予算額

65,921千円

(担当課 薬事衛生課)

生活保護費の給付事業

1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（21市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所の基盤づくりへの支援を行います。

2 事業の概要

(1) 指導監査の実施

県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

・法施行事務ヒアリング（21福祉事務所）

・一般監査

（特別指導監査及び厚生労働省監査の実施事務所を除く19福祉事務所）

・特別指導監査（1福祉事務所）

・巡回指導（必要に応じて数箇所） 等

(2) 町村福祉事務所への支援

・生活保護支援スタッフ（本庁）及び石見スタッフによる実地指導（随時）

・町村福祉事務所職員を対象とする研修の実施 等

3 平成23年度予算額

3,390千円

(担当課 地域福祉課)

がん診療体制の強化

1 趣 旨

県内のがんによる死亡は全死因の3割を占める状況にあり、高齢化の進展とともに、今後がん罹患者は増加していくことが予想される。

この状況を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」において、予防・治療・患者支援を三本柱とした総合的ながん対策を実施する。

2 事業の概要

(1) 予防

患者が増加している乳がん・子宮がんをはじめ、働き盛りの人の検診受診率向上の取り組みを進める。また、効果的な検診の実施に向けて精度管理の取組を進める。

- ・がん普及啓発総合推進事業
- ・子宮頸がん等ワクチン接種事業

(2) 治療

がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院間の連携を図るほか、がん医療従事者の育成について支援を行う。

また、地域がん登録を実施し、地域別のがん罹患の実態把握に努める。

- ・がん診療ネットワーク事業
- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業
- ・がん診療連携推進病院機能強化事業
- ・がん医療従事者育成事業
- ・がん専門看護師等緊急育成事業
- ・地域がん登録事業

(3) 患者支援

がん患者団体間の交流・情報交換を行うために意見交換会を開催する。

また、がんの情報提供体制の整備を目的に、がん普及啓発応援事業及びがん関連図書等整備事業を実施する。

- ・がん患者団体ネットワーク支援事業
- ・がんに関する普及啓発等応援事業
- ・情報提供強化事業
- ・がん関連図書等整備事業
- ・がん情報提供促進病院支援事業

3 平成23年度予算額

288,130千円

13,934千円 (*再掲)

174,042千円 (*再掲)

(担当課 医療政策課)

(担当課 健康推進課)

(担当課 薬事衛生課)

地域医療再生計画事業（がん予防・検診対策）

1 趣 旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づき、がん診療連携の円滑な実施と質の高いがん医療を提供するために、がん検診の促進・充実、地域がん登録、がん相談機能の充実及びがんに関する普及啓発・がん診療情報の提供促進を図り、がん対策の充実を図る。

2 事業の概要

(1) がん予防検診対策事業

- ア 時間外の子宮頸がん検診補助事業
- イ マンモグラフィー検診機器整備事業
- ウ 高度ながん診療機器活用のための助成事業
- エ 乳がん検診精度管理向上体制整備事業

(2) がん診療連携推進病院等機能強化事業

(3) がん診療情報提供促進病院支援事業

(4) がん医療従事者等研修支援事業

3 平成23年度予算額

60,470千円

(担当課 医療政策課)

緩和ケアの推進

1 趣 旨

がんが診断された早期から、患者や家族に対して緩和ケアを提供することは、療養生活を支えていく上で重要であることから、入院から在宅まで切れ目のない緩和ケア提供体制の確立を目指す。島根県がん対策推進計画では、緩和ケア提供体制の確立を重点施策に位置づけ、総合的な緩和ケアの取り組みを実施する。

2 事業の概要

(1) 緩和ケア総合推進事業

島根県の緩和ケアを総合的に推進するための施策を検討する「島根県緩和ケア総合推進委員会」の開催や、緩和ケアの普及啓発を目的に講演会やシンポジウムを開催する。

(2) 緩和ケアにかかる医師等研修事業

緩和ケアに関する医療従事者の資質向上を図るため、医師等を対象とした緩和ケア研修会を開催し、がん診療連携拠点病院等を中心として各地域における緩和ケアの充実を図る。

(3) 在宅療養への移行促進事業

入院から在宅に至る切れ目のない医療提供体制の確立を目指して、がんの入院患者の在宅療養が促進することを目的とする事業を実施する。

3 平成23年度予算額

6, 956千円

(担当課 医療政策課)

精神医療提供事業

①精神科救急医療体制整備事業

1 趣 旨

精神科救急情報センターを設置することにより、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能となり、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障がい者の疾患の重篤化を軽減します。

2 事業の概要

(1) 精神科救急情報センター事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し、精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備します。

- ・精神科救急に関する住民からの相談、医療機関、警察・消防からの照会等への対応
- ・精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整
- ・精神障がい者又はその家族等からの精神医療相談への対応

(2) 精神科救急医療施設事業

精神科救急医療施設において、休日又は夜間における緊急受診者に対する診療応需の体制を確保します。

3 平成23年度予算額

61, 808千円

(担当課 障がい福祉課)

医師確保対策事業

地域医療を支える医師確保養成対策事業

1 趣 旨

中山間地域や離島を中心として、医師不足による医療の確保が深刻な問題になっていることから、「島根で働く医師を呼ぶ」、「島根で働く医師を育てる」、「島根で働く医師を助ける」の3つの柱で医師確保対策を推進する。

2 事業の概要

(1) 島根で働く医師を呼ぶ

ア 地域勤務医師確保枠

地域医療に将来携わる医師、専門研修を希望する医師を確保し、県立病院で研修後、地域の医療機関で勤務する。

イ 赤ひげバンク

県外の医師とのネットワークをつくり、地域医療を志す医師を呼ぶ。

ウ 医師面談

各種広報媒体を活用した情報収集により、島根で働く現役の医師を確保する。

(2) 島根で働く医師を育てる

ア 各種奨学金制度の活用

将来、県内の地域医療に携わる意志のある医学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。

- ・医学生地域医療奨学金（H14～）
- ・緊急医師確保対策奨学金（H21～）

イ 研修医等定着特別対策

- ・県内の中高生を対象にした「医療現場体験セミナー」や高校2年生を対象にした「夢実現進学チャレンジセミナー」を開催し、医師を目指す学生を増やす。

(3) 島根で働く医師を助ける

ア 地域医療支援ブロック制

診療所と病院の医師が交代で勤務し、1人の医師に掛かる負担の軽減を図る。

イ 代診医の派遣

診療所で働く医師が学会や研修会に参加できるよう、代診医を派遣する。

ウ 女性医師就業支援

女性医師の割合が増加している中、休職中の医師への復帰研修等を実施し、女性医師の定着を推進する。

エ しまね地域医療の会

地域医療に従事する医師が相互に意見交換する場として年2回開催。

オ 救急医療体制支援

- ・救急業務に従事する医師に救急業務手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・診療所医師の夜間・休日の診療を支援。
- ・新生児医療担当の医師の処遇改善を行う医療機関への支援。

カ 周産期医療体制構築

- ・分娩業務従事手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・離島・中山間地に所在する分娩数の少ない医療機関に対し、産科の運営費を助成。
- ・若手産科医師に研修手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・助産師が医師と協働し妊婦健診や正常産の分娩を自ら行うことができるための研修を実施。
- ・若手医師の医療技術のスキルアップと県内医師のネットワーク強化を図るため、ベテラン医師と若手医師の合同研修会を開催。

キ へき地診療所等医師確保支援

- ・へき地診療所医師に対する交通費補助。

3 平成23年度予算額

427,813千円
325千円

(担当課 医療政策課)
(担当課 健康推進課)

地域医療再生計画事業（医師確保対策）

1 趣旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づき、医師不足が深刻な地域における医師確保対策を強力に実施。

2 事業の概要

(1) 現役の医師を『呼ぶ』対策

ア 地域医療に携わる医師を養成するために大学の研修環境や指導體制の整備等を支援

イ 県外の医療機関から医師派遣を受けた場合、医師派遣に伴う派遣元医療機関の逸失利益を支援

(2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策

ア 島根大学医学部への寄附講座の設置

イ 医学生向け奨学金の拡充

（島根大学医学部定員増分、鳥取大学医学部定員増に伴う島根県枠、不足診療科枠）

ウ 初期・後期研修医向けの研修資金貸付制度を創設し、県内定着を促進

(3) 地域勤務医を『助ける』対策

ア 医師赴任に伴う研修資金貸付金を支援

イ 地域医療機関に赴任した医師に研修資金を支援

ウ 医師事務作業補助者の雇用に対する支援

エ 後期研修医の国内外留学を支援

オ 専門医・指導医の資格取得経費を支援

カ コンビニ受診抑制等のための普及啓発活動を行う団体に対して支援

キ 地域医療機関に勤務する非常勤医師の交通費を支援

3 平成23年度予算

612,685千円

（担当課 医療政策課）

看護職員確保対策事業

看護師等確保対策関係事業

1 趣 旨

離島・中山間地域や中小病院を中心に看護職員の確保が困難な状況が発生していることから、「県内進学促進」「県内就職促進」「離職防止」「再就業促進」の4つの柱で看護師をはじめとする看護職員の確保対策を推進する。

また、各種研修事業の充実により看護職員の資質向上を図る。

2 事業の概要

(1) 県内進学促進

ア 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成

イ 民間看護師等養成所の運営費に対する補助

ウ 中高校生を対象とした1日看護体験や進学ガイダンスの実施

(2) 県内就業促進

ア 県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与40名）

イ 看護職情報ネット、パンフレット等により病院の募集情報を提供

(3) 離職防止

民間病院の院内保育所運営費に対する補助

(4) 再就業促進

ア 県ナースセンターを指定して無料職業紹介、就業支援研修会等を実施

イ 潜在看護職員の実態調査の実施

(5) 資質の向上

各種研修の実施

3 平成23年度予算額

420,132千円

（担当課 医療政策課）

（看護師等確保対策事業 130,563千円 県立高等看護学院運営事業 289,569千円）

地域医療再生計画事業（看護職員確保対策）

1 趣 旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づき、計画対象地域における看護職員確保に向けて集中的に対策を実施する。

2 事業の概要

(1) 県内進学促進

看護師等養成所教員の資質向上研修等の実施

(2) 県内就業促進

ア 県内就業を目指す看護学生に修学・就職活動資金を貸与（県外養成期間の最終学年又は最終学年の一年前の学年 85名）

イ 県内病院の看護職員募集活動への支援

(3) 離職防止・再就業促進

ア 病院の離職防止・再就業促進の取組みへの支援

イ 新人卒後臨床研修や新人指導担当職員研修への支援

(4) 助産師確保・活用

ア 助産師として県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（最終学年10名）

イ 助産師その後教育研修プログラムの構築（健康推進課事業）

3 平成23年度予算額

145,968千円

3,004千円

（担当課 医療政策課）

（担当課 健康推進課）

医療機能の確保

1 趣 旨

県民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられるよう、必要かつ良質な医療機能・施設の確保充実を図るため、医療機関等における施設・設備等の整備に対し支援を行う。

2 事業の概要

(1) 隠岐病院整備事業

3, 301千円

老朽化・狭隘化した隠岐病院の現地での新築建替整備費を隠岐広域連合規約に基づき負担

[隠岐病院整備計画概要]

- ・開 院 平成24年度を目途
- ・病 床 数 115床
- ・総事業費 約50億円

[県の負担割合]

建設改良費にかかる借入金の元利償還金から交付税措置相当額を控除した額の2分の1（平成54年度までで、元利合わせて約13億円）

(2) 松江赤十字病院建替整備補助事業

497, 435千円

新病院建設（平成18年～24年）を行っている松江赤十字病院に対して、厚生労働省ほか国土交通省の補助事業も活用した補助を実施

[松江赤十字病院整備計画概要]

- ・開 院 平成23年度（平成21年度部分開業）
- ・病 床 数 645床
- ・総事業費 約173億円

3 平成23年度予算額

500, 736千円

（担当課 医療政策課）

地域医療再生計画事業（医療機能の確保）

1 趣 旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づきドクターヘリ導入や情報ネットワークシステムの整備等マンパワー不足を補うための体制を整備する。

2 事業の概要

(1) ドクターヘリ導入事業

救急機能を充実し、必要性が高まる広域的な患者搬送を支援するため、平成23年6月にドクターヘリの運航を開始する。

(2) ITを活用した地域医療の支援事業

極めて厳しい医療情勢の中、医療機関の一層の連携の推進を図るため、カルテ情報共有、診療予約等のシステム導入やそれらが効果的・効率的に活用される基盤整備を進めるとともに、遠隔画像診断システムの整備を補助する。

(3) 医療施設整備支援

中山間地域及び西部地域等の医師不足等による医療機能の低下を補完するための医療機関間連携の充実、救急医療体制及び周産期医療の維持・確保に視する設備整備にかかる経費を補助する。

3 平成23年度予算額

663, 406千円

（担当課 医療政策課）

みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

1 趣 旨

島根の子育て支援事業を「こっころ」の統一イメージで展開し、島根県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を、行政、企業、団体等が一体となり県全体で応援していく「子育ての社会化」に向けた気運醸成を図る。

2 事業の概要

- (1) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）
こっころパスポートのより一層の周知と利用促進、協賛店舗の拡大を図り、「子育ての社会化」に向けた気運醸成を進めるとともに、事業の魅力向上を図る。
また、こっころパスポートのネットワークやイメージを活用した関連事業を実施する。
- (2) みんなで子育て応援助成事業（こっころ助成事業）
こっころパスポートを活用した子育て支援など政策誘導型のテーマを設けて、民間事業者が自ら企画し、実施する事業を助成する。
- (3) みんなで子育て応援大賞事業（こっころ大賞事業）
子育て支援を促進するため、こっころ協賛店、こっころカンパニー、子育て支援団体、こののはの4部門を設け、知事表彰を行う。
- (4) みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ隊育成事業）
子育てサロンの活動の充実や新規設置の促進を図るとともに、子育て支援に取り組む地域や子育て支援グループの担い手の育成を図り、民間活動の活性化により「みんなで子育てを応援する地域」づくりを進める。
- (5) しまね子育て家庭外出応援施設登録事業（赤ちゃんほっとルーム事業）
ベビーベッドや授乳スペースなどを有する施設を「赤ちゃんほっとルーム」に登録し広く周知することにより、乳幼児を連れて安心して外出できる環境づくりを行う。
- (6) 地域子育て創生事業
 - ・在宅の子育て家庭の身近な居場所、仲間づくりなどの場として期待される子育てサロンに対して、活動経費等を支援する。
 - ・赤ちゃんほっとルームを整備するこっころ協賛店（民間事業者。）に対して、備品購入費、設備工事費等の補助を行う。

3 平成23年度予算額

41,748千円

（担当課 青少年家庭課）

仕事と家庭の両立支援事業

1 趣 旨

少子化の要因として「未婚化・晩婚化」「夫婦間の出生力の低下」が挙げられるが、そのいずれにも「仕事と家庭の両立の困難性」が影響しており、企業における仕事優先の職場風土を改善し、子育てしながら働き続けられる職場づくりを進める。

2 事業の概要

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度
従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定し、広くPRするとともに融資制度や入札制度で優遇する。また、優れた取り組みを行う企業を表彰する。

3 平成23年度予算額

500千円

（担当課 青少年家庭課）

縁結び応援事業

1 趣 旨

少子化の大きな要因である未婚化について、一生結婚するつもりがない独身者は少なく、独身でいる理由として約6割が「適当な相手にめぐり合わない」を挙げていることから、独身男女の出会いの場を民間と行政が協働して創出し、結婚を望む独身者を社会全体で応援していく。

2 事業の概要

(1) 島根はっぴいこーでいねーたー事業

独身男女の縁結びをするボランティアを「島根はっぴいこーでいねーたー（愛称：はぴこ）」として登録し、はぴこ同士の情報交換やはぴこが開催する出会いイベントを支援する。

(2) しまね縁結び応援団

出会いの場を提供する民間企業（ホテル・レストランなど）等を募り、「しまね縁結び応援団」として登録し、そこで実施されるイベント情報を独身男女に随時メールマガジンで配信する。

(3) 市町村や「しまね縁結び応援団」の実施するイベント情報を「恋みくじ」登録者に、タイムリーにメールマガジンで配信する。

3 平成23年度予算額

3, 4 5 3 千円

(担当課 青少年家庭課)

しまね子育て支援プラス事業

1 趣 旨

子育て家庭のニーズに対応する市町村の取組を包括的に支援し、安心して子育てができる環境づくりを進める。

2 事業の概要

(1) しまね子育て支援プラス事業

国や既存の制度では対応できない子育て家庭のニーズに対して、地域の実情の応じて、きめ細かく対応する市町村の創意工夫により子育て支援の取組を包括的に支援する。

(2) しまねすくすく保育支援事業

国庫補助の要件を満たさない小規模なニーズに対する市町村の取組を支援する。

(3) しまね縁結び市町村交付金事業

市町村が実施する出会いの場の創出イベントの開催などの取組を支援する。

3 平成23年度予算額

1 5 3, 0 0 0 千円

(担当課 青少年家庭課)

乳幼児等の育児支援事業

①特別保育推進事業

1 趣 旨

保育需要の多様化に対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育等の特別保育事業を一層推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

2 事業の概要

主な事業	事業内容	実施主体	補助率
延長保育促進事業	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えた保育を行う保育所に対する補助	市町村	国 1/3 県 1/3
特定保育事業	パートタイム労働者増大など保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、1か月当たり概ね64時間以上の日時について必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを実施する保育所に対する補助		
休日保育事業	日曜日、国民の祝日等を含め年間を通じて開所する保育所に対する補助		
病児・病後児保育事業	病気中の子どもや病気から回復期にある子どもの一時預かり等を行う病院、保育所等に対する補助		
家庭的保育事業	保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の居宅等において少人数の児童の保育を実施する。		

3 平成23年度予算額

825,394千円

(担当課 青少年家庭課)

保育所等整備支援事業（安心こども基金事業）

①保育所等緊急整備事業

1 趣 旨

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

2 事業の概要

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置（補助率の嵩上げ）を行う。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(5) 補助率

国（基金）1／2（2／3）

（ ）書きは、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における補助率

(6) 事業期間

平成20年度～平成23年度（平成23年度に着手し、平成24年度に完了するものを含む。）

3 平成23年度予算額

619,363千円

（担当課 青少年家庭課）

地域児童育成事業

①放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対する補助

ア 放課後児童クラブの運営費補助

イ 既存の小学校の余裕教室の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する補助

ウ ボランティアの派遣や、指導員の健康診断、障がい児受入のための指導員の確保等に対する補助

(2) 補助率 国1/3、県1/3

3 平成23年度予算額

381,924千円(国庫補助事業)

(担当課 青少年家庭課)

子育てに関する経済負担対応事業

①第3子以降保育料軽減事業

1 趣 旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

認可保育所、へき地保育所、保育型児童館及び認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。)に入所している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

実施主体 市町村

補助率：県1/2

3 平成23年度予算額

121,160千円

(担当課 青少年家庭課)

子どもと家庭相談体制整備事業

1 趣 旨

弁護士や医師の配置による専門的な体制の充実、市町村との連携の強化や児童委員及び電話相談を実施する団体への支援を行うとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行い、児童虐待を早期発見し適切な対応が行える相談・支援体制の整備を進める。

2 事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

児童相談所に虐待対応専門スタッフとして、弁護士・精神科医を配置し、島根大学からは法医学医等の派遣を受け診断及び所見を得る。

(2) 虐待防止地域連携強化事業

ア 11月の児童虐待防止推進月間に虐待防止県民運動を展開し、街頭啓発活動等を実施する。

イ 子ども専用相談電話を開設する団体に対して助成を行う。また、子ども電話相談員の養成講座の募集を広く呼びかけるなど、体制の充実を図る。

(3) 児童虐待防止対策強化事業

ラッピングバス等による広報啓発、職員の資質向上、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善など、総合的な対策を実施する。

(4) 市町村相談体制支援事業

市町村職員等専門研修会を開催し、市町村職員等の資質向上を図る。

(5) 益田児童相談所建替事業

築後41年経過し老朽化・狭隘化が著しく、児童の処遇等に支障が生じている。また、立地環境も悪いため移転建て替えを行う。

3 平成23年度予算額

384,299千円

(担当課 青少年家庭課)

里親委託児童支援事業

①家庭的養護促進事業

1 趣 旨

児童虐待相談等の社会的養護を必要とする児童に対し、家庭的な環境の中で養育する里親の重要性はますます高まっている。

このため、里親制度の普及と理解促進、新規里親の開拓及び里親委託の推進を図り、要保護児童の福祉の増進に資する。

2 事業の概要

(1) 実施主体：島根県（島根県里親会に委託）

(2) 事業内容

養育経験のある里親10名程度を、「社会的養護推進里親」として任命し次の活動を行う。

ア 訪問援助活動（児童福祉施設との連携強化と里親支援）

児童福祉施設の家庭支援専門相談員等との情報交換及び里親からの養育相談対応や情報提供。

イ 普及啓発活動（地域の理解促進と新規里親の開拓）

ウ 相互支援活動（里親相互の連携の強化）

里親交流会を開催し、里親相互の親睦や連携を深め養育の技能と知識の向上を図る。

エ 委託促進活動（施設入所児童の里親委託の促進）

児童福祉施設入所中の里親委託希望児童と受託を予定する里親との関係構築や、入所児童との触れ合いによる養育技術向上のため、施設訪問を行う。

3 平成23年度予算額

1,062千円

(担当課 青少年家庭課)

お産あんしんネットワーク事業

1 趣 旨

増加するハイリスク妊婦・低出生体重児に対応するため高度な周産期医療が求められ、また、産科・小児科医が減少する中、その人材確保とともに周産期医療機関の機能分担と病診連携の強化が必要となっている。

そのため、地域において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

2 事業の概要

項 目	主 な 事 業 名	事 業 内 容
周産期医療ネットワークの構築	総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター支援事業	総合周産期母子医療センター（県立中央病院）及び地域周産期母子医療センターの運営費を助成
	島根県周産期医療協議会	島根県の周産期医療体制の推進について検討
	圏域周産期医療体制検討会	圏域ごとの周産期医療体制の推進について検討
	周産期医療従事者研修事業	周産期医療従事者研修・症例検討会（県立中央病院へ委託）

3 平成23年度予算額

35,918千円

（担当課 健康推進課）

妊婦健康診査臨時特例交付金事業

1 趣 旨

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県は妊婦健診に必要な経費を「妊婦健康審査支援基金」として造成し、市町村へ交付する。

(2) 市町村における実施

妊婦は市町村窓口で妊娠の届出を行い、母子健康手帳と妊婦健診受診票の交付を受け、医療機関等で受診する。

市町村は、14回あるいは14回以上の妊婦健診に係る経費の公費助成を行う。

3 平成23年度予算額

163,343千円

（担当課 健康推進課）

親と子の医療費助成事業

①乳幼児等医療費助成事業

1 趣 旨

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 助成内容

下表の乳幼児等の医療費の支払額を、本人負担額が1割になるように助成する。

本人負担額が高額にならないよう、1ヶ月・1医療機関あたりの限度額を下表のとおり定める。

(助成対象になるのは健康保険等の対象となる医療費の自己負担分)

	対象（県内に住所を有する者に限る）	入院	通院
ア	0歳から小学校就学前幼児（所得制限なし）	2,000円	1,000円
イ	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等 11疾患群にかかる入院（所得制限あり）	15,000円	助成対象外

※所得制限は、児童手当特例給付に準ずる。

[慢性呼吸器疾患等11疾患群]

慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、慢性消化器疾患の疾患群のうち市町村長が認定した疾患

(2) 助成方法

表アの場合は、原則現物給付。ただし、県外の医療機関で受診した場合等現物給付によりがたい場合は償還方式により助成。表イの場合は、償還方式により助成。

3 平成23年度予算額

625,700千円

(担当課 健康推進課)

②特定不妊治療費助成事業

1 趣 旨

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 対象治療：体外受精及び顕微授精

(2) 助成対象者：戸籍上の夫婦

(3) 給付内容：治療1回につき上限額15万円（1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回まで）、通算5年支給（通算10回まで）

(4) 所得制限：年間730万円以内（夫婦合算所得額）

3 平成23年度予算額

87,102千円

(担当課 健康推進課)

③先天性代謝異常検査事業

1 趣 旨

重症身障者など特に精神発達に障がいを生じるおそれのある先天性代謝異常等について、新生児に対してマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県内の新生児を対象とし、検査を受けることを希望する保護者が医療機関等の採血機関へ検査の申込みを行い、県立中央病院及び島根大学医学部附属病院においてスクリーニング検査を実施する。

検査は、県の負担において行う（採血機関における採血料等は保護者の負担）

(2) 検査機関：島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院

3 平成23年度予算額

16,589千円

(担当課 健康推進課)

④障がい児療養支援事業

1 趣 旨

心臓疾患等県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する、身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担を軽減することによって、当該児童の療養環境の整備に資することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 交通費等助成

ア 事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院する際に、本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

イ 実施主体：島根県心身障害児（者）親の会連合会

ウ 助成額：定額方式

(2) 滞在資金貸付

ア 事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

イ 実施主体：島根県社会福祉協議会

ウ 貸付額：入院期間1ヶ月未満…30万円以内、同1ヶ月以上…50万円以内

3 平成23年度予算額

5,848千円

(担当課 健康推進課)

女性の健康相談事業

①不妊専門相談センター事業

1 趣 旨

不妊治療が普及する一方で、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医・助産師等による電話相談及び面接相談を行うことにより、不妊をめぐる悩みを解消し自己決定の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図る。

2 事業の概要

- (1) 運営体制：県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、専門医師や助産師等による不妊に関する電話相談、面接相談を実施する。
- (2) 電話相談：月～金曜日 13:00～16:00
- (3) 面接相談：予約制
- (4) メールによる相談：随時
- (5) 実施主体：島根県

3 平成23年度予算額

1,920千円

(担当課 健康推進課)

ハンセン病療養所入所者等支援事業

1 趣 旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

事業区分	事業主体	事業内容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者を対象に年1回島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

3 平成23年度予算額

1,641千円

(担当課 健康推進課)

女性相談事業

1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、配偶者、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置し、女性相談を実施
- (2) 弁護士や精神科医による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
 - ア 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
 - イ DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) DVについての理解を促すための普及啓発

3 平成23年度予算額

46,323千円

(担当課 青少年家庭課)

年 間 行 事

名称、提唱日	趣 旨
○世界自閉症啓発デー ○4月2日	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組みが始まった。
○発達障害啓発週間 ○4月2日～8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障害について広く啓発活動を行う週間としている。
○児童福祉週間 ○5月5日～11日	5月5日の「こどもの日」を中心とした児童福祉週間において、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っていくもの。
○看護週間 ○5月9日～15日 看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女を問わずだれもが育むきっかけとする。
○禁煙週間 ○5月31日～6月6日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
○不正大麻・けし撲滅運動 月間 ○5月～6月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る
○水道週間 ○6月1日～7日	水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資するための週間。
○HIV検査普及週間 ○6月1日～7日	国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起しHIV検査の普及啓発を図る。
○歯の衛生週間 ○6月4日～10日	歯の衛生に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
○食育月間 ○6月1日～30日 ○食育の日 ○毎月19日	国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図る。 食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。
○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間 ○6月20日～7月19日	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、薬物乱用防止に資する。
○愛の血液助け合い運動 ○7月1日～31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
○青少年の非行・被害防止 全国強調月間 ○7月	社会環境の変化により、青少年を取り巻く環境は、非行・保護の両面で予断を許さない状況にある。そこで、学校が夏休みに入る7月を左記月間と定め、青少年の非行防止等について県民の理解を深め、関係機関・団体、地域住民等が協働して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境浄化等の取組みを集中的に実施する。
○食品衛生月間 ○8月1日～31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。

名称、提唱日	趣 旨
○がん制圧月間 ○9月1日～30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広くPRするため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
○自殺予防週間 ○9月10日～16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が定めた週間。命の大切さや、自殺予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
○老人週間 ○9月15日～21日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
○動物愛護週間 ○9月20日～26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
○結核予防週間 ○9月24日～30日	結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。
○がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 ○10月1日～31日	がん対策基本法で目標に掲げる「がん検診受診率50%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
○里親を求める運動 ○10月1日～31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。
○薬と健康の週間 ○10月17日～23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。
○第59回精神保健福祉普及運動週間 ○10月24日～30日	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。
○麻薬・覚せい剤乱用防止運動月間 ○10月1日～11月30日	麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図る。
○介護の日 ○11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日
○子ども・若者育成支援強調月間 ○11月1日～30日	少年非行や子どもが被害者となる事件の発生、若者の雇用情勢の悪化やニート・引きこもり問題など子ども・若者を巡る情勢は厳しさを増しており、関係機関・団体や地域住民など社会全体で子ども・若者の育成を支援する取組等が求められている。そこで、子ども・若者育成支援に関する県民の理解を深め、支援の広がりとその定着を図るため、11月を左記月間と定め、子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施する。
○児童虐待防止推進月間 ○11月1日～30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施する。

名称、提唱日	趣 旨
○女性に対する暴力をなくす運動 ○11月12～25日	関係機関・団体等が連携・協力し、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施する。
○糖尿病週間 ○11月14日～20日 ○世界糖尿病デー ○11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー（11月14日）を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。
○世界エイズデー ○12月1日	エイズに関する正しい知識について普及啓発し、エイズのまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図る。
○国際障害者デー ○12月3日	障害者問題への理解促進、障害者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。
○障害者週間 ○12月3日～9日	国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第7条に明記されている。
○はたちの献血キャンペーン ○1月1日～2月28日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図る。
○自殺対策強化月間 ○3月1日～31日	平成22年2月5日に、国の自殺総合対策会議において「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定された。その中で、自殺者数が最も多い3月を自殺対策強化月間と定め、様々な機関や団体との連携のもと当事者が支援を求めやすい環境づくりを推進することとしている
○しまね家庭の日 ○毎月第3日曜日	「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場である。しかし、都市化、情報化の進展など社会環境が変化する中で、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化している。このため、家庭が担う役割の重要性を再認識し、家族の絆を強め、青少年の健やかな育成を基本として運動を推進する。

審 議 会 等 一 覧

(1) 法令によるもの

平成23年4月1日現在

所管課	名 称	概 要	委員数
地域福祉課	島根県社会福祉審議会 ・民生委員審査、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会	○社会福祉法第7条第2項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	50人 (臨時委員28名を含む)
医療政策課	島根県医療審議会 ・施設整備、医療法人、感染症の各部会	○医療法第71条の2に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務	22人 (専門委員1人含む)
	島根県地域医療支援会議	○医療法第30条の12第1項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進行管理、評価に関する事務	25人
	島根県准看護師試験委員	○保健師助産師看護師法第25条に基づく准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務及び同法第15条に基づく准看護師の処分等に関する事務	14人
健康推進課	島根県国民健康保険審査会	○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	島根県後期高齢者医療審査会	○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
高齢者福祉課	島根県介護保険審査会	○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務	21人
障がい福祉課	島根県障害者施策推進協議会	○障害者基本法第26条第2項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	15人
	島根県障害者介護給付費等不服審査会	○島根県介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者又は障がい児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務	10人

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県精神保健福祉審議会	○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務	9人
	島根県精神医療審査会	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務	23人
薬事衛 生課	島根県自然環境保全審議会温泉 部会	○都道府県知事が、温泉法第28条の規定に基づき、温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可、増掘及び動力装置の許可等を行うに際しての意見の審議に係る事務	10人
	島根県生活衛生適正化審議会	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務	上限 10人
	島根県感染症診査協議会	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定に基づき各保健所に感染症の診査に関する協議会を設置（2以上の保健所について1の協議会を置くことが出来る）し、就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置）	39人
	島根県公害健康被害認定審査会	○公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定に基づき公害健康被害認定審査会を設置し、指定疾病の認定、補償給付に関する審査	10人

（2）条例によるもの

所管課	名 称	概 要	委員数
青少年 家庭課	島根県青少年問題協議会	○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議 ○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	15人
障がい 福祉課	島根県ひとにやさしいまちづく り審議会	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務	10人

各 種 相 談 事 業 一 覧

平成23年4月1日現在

事業名・職名	職 務 内 容	設置場所等	人 員
民生委員・児童委員	地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を要する者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供、その他援助及び指導を行う。福祉事務所、児童福祉施設等関係機関と協力し活動を支援する。	市町村	2,004人
主任児童委員	児童の福祉に関し、関係機関・区域担当児童委員との連絡調整及び援助・協力を行う。	市町村	273人
日常生活自立支援事業 (専門員・生活支援員)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの相談・利用手続き・代行などの援助を行う。	市町村社会福祉協議会（県補助）	379人
福祉サービスに関する 苦情解決事業（島根県 運営適正化委員会）	福祉サービスに関する苦情について相談を受け付け、必要に応じて調査・あつせん案の作成を行い、苦情の解決を図る。	島根県社会福祉協議会（県補助）	1人
医療安全相談窓口	医療に関する相談や苦情を受け、相談者に対する情報提供や、必要に応じて関係する医療機関などへ連絡等を行う。	県庁医療対策課 各保健所	8人
小児救急電話相談 (#8000)	子どもの急病等への対応に関する医療相談 利用時間：平日 19:00～23:00、 土日祝 9:00～23:00	民間電話相談事業者 へ委託（看護師、医師が対応）	—
原子爆弾被爆者相談員	原子爆弾被爆者に対する各種健診の受診勧奨及び各種相談。	県原爆被爆者協議会（県内各地）	21人
戦没者遺族相談員	各種年金給付の受給に関する相談、指導及び関係機関との連携。	市町村	19人
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談、指導。	市町村	7人
女性相談員	要保護女子の発見、相談指導。	女性相談センター 各児童相談所	11人
母子自立支援員	母子家庭及び寡婦に対する相談指導及び就業支援。	市町村	28人

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
母子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)	母子家庭・寡婦等の生活等に関する相談や職業紹介など、各種支援事業の実施。	いきいきプラザ (県立東部総合福祉センター)	3人
子どもと家庭電話相談室	児童や家庭の問題に関する電話相談。 (フリーダイヤル・祝日・年末年始除く毎日9:00～21:30)		12人
身体障がい者相談員	身体障がい者の更生、援助の相談、指導。	市町村	35人
知的障がい者相談員	知的障がい者に対する相談、指導。	市町村	20人
心の健康相談 (各保健所)	各保健所において心の相談、精神医療に係る相談や社会復帰相談、アルコール、認知症等の精神保健福祉全般の相談。	各保健所 心と体の相談センター	—
心と体の相談センター	身体障がい者の更生・援助の相談、指導。 知的障がい者に対する相談、指導。 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談、指導。 高次脳機能障がい者に対する相談、指導。	心と体の相談センター	16人
高齢者医薬品安全使用講座	高齢者を対象に、医薬分業の意味、正しい医薬品の使用方法等についての講習。	各保健所	—
不妊専門相談センター	不妊に関する悩みについて相談、助言を行うとともに、治療機関等の情報提供。 (電話相談、メールによる相談、予約による面接相談)	県立中央病院 (県委託)	—
しまね難病相談支援センター	難病に関する相談や情報提供を行うとともに、患者家族会の支援や就労支援等を実施。	財団法人島根難病研究所 (県委託)	2人

地 方 機 関 一 覧

平成23年4月1日現在

【行政機関】

機 関 名	概 要	所 在
保健所 (地域保健法 § 5)	<p>○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関</p> <p>○保健所の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務保健部：総務グループ(総務担当)、健康増進グループ、医事・難病支援グループ、心の健康支援グループ(松江、出雲) (隠岐：総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ) ・環境衛生部：衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ(浜田)、動物管理グループ(出雲)、食品衛生機動監視グループ、(隠岐：環境衛生グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ) 	<p>松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 (西ノ島町)</p>
福祉事務所 (社会福祉法 § 14)	<p>○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展(全町村設置)のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。 (法人・事業者等の相談指導、町福祉事務所の生活保護業務支援のため浜田市に地域福祉課石見スタッフを配置)</p>	
保健環境科学研究所	<p>○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 (平成21年3月をもって公の施設機能(県民等からの依頼検査)を廃止。)</p> <p>○研究所の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画情報グループ・企画調整・GLPスタッフ ・保健科学部：細菌グループ、ウイルスグループ ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境グループ、水環境グループ ・原子力環境センター 	松江市
児童相談所 (児童福祉法 § 12)	<p>○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関</p> <p>○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。</p> <p>○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。</p> <p>○平成17年度から、女性相談相談員を配置し女性相談業務を実施</p>	<p>中央：松江市 (隠岐の島町) 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※()は分室</p>
食肉衛生検査所	<p>○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関。</p> <p>○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌の衛生対策や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。</p> <p>○平成13年10月からと畜場に搬入されたすべての牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位(頭部(舌、頬肉を除く。))、せき髄及び回腸遠位部)の適正処理について指導している。</p>	大田市

【公の施設】

機 関 名	概 要	所 在
総合福祉センター (東部・西部)	<p>○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障害の相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障害は西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託。</p> <p>○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託。</p> <p>○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会に運営委託。</p>	<p>東部：松江市 (いさきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いみかー内)</p> <p>○指定管理者へ管理委託</p>
島根あさひ社会復帰促進センター診療所	<p>○平成20年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所。</p> <p>○県が国から診療所の管理を受託。</p>	浜田市
松江高等看護学院 <業務委託>	<p>○准看護師免許取得者が看護師を目指すための養成所(2年課程)。修業年限3年の定時制。</p> <p>○松江市医師会へ管理運営業務を委託</p>	松江市
石見高等看護学院 <業務委託>	<p>○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。修業年限3年。</p> <p>○益田市医師会へ管理運営業務を委託</p>	益田市
わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44)	<p>○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設。</p> <p>○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施。</p>	松江市
心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健及び精神障害者福祉法 § 6) (障害者自立支援法 § 78)	<p>○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。</p> <p>○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。</p> <p>○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置。</p> <p>○高次脳機能障がい者支援拠点</p>	松江市
女性相談センター (売春防止法 § 34)	<p>○緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に対し、生活各般の相談、指導および援護を行うための施設</p> <p>○「売春防止法」、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」に基づく相談・情報提供及び一時保護等の業務を行う。</p> <p>○女性相談員、生活援助員等を配置</p> <p>○平成18年度に、大田市にあった組織を松江市に設置し、これまでの組織は「あすてらす女性相談室」に再編</p>	<p>松江市、 (大田市)</p> <p>※ () は分室</p>

いきいきプラザ島根といわみーる

	いきいきプラザ島根	いわみーる
オープン	平成7年7月	平成12年4月
所在地	松江市東津田町1741番地3	浜田市野原町1826番地1
面積	敷地面積：12,405㎡ 延床面積：10,858㎡	敷地面積：12,375㎡ 延床面積：6,776㎡
建物構造	本館：RC5F 実習棟：RC1F 温室：S1F	本館：RC4F 実習棟：S1F 温室：S1F
入居施設	県立東部総合福祉センター	県立西部総合福祉センター
	聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 母子福祉センター 貸出施設（研修室、体育室等）	西部視聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 貸出施設（研修室、体育室等）
	心と体の相談センター	県立西部社会教育研修センター
	その他の主な施設	その他の施設
	シマネスクくにびき学園東部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 社会福祉法人島根県共同募金会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 財団法人島根県母子会連合会 財団法人しまね自然と環境財団 財団法人島根県消防協会 一般社団法人島根被害者サポートセンター	シマネスクくにびき学園西部校 社会福祉法人いのちの電話

県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
財団法人島根難病研究所		○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する	○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究 ○老年医学をはじめとした医学研究の実施 ○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業） ○難病相談支援事業 ○健診事業及び検査受託事業 〔委託費〕 ：移植医療の推進 18,801千円 ・難病相談・支援センター事業 11,602千円 ・重症難病患者入院施設確保事業 4,315千円
○S51.3 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 民法 § 34	○代表者名 理事長 江口博晴 ○基本財産 10,000千円 うち県1,000千円 (10%)		
財団法人島根県環境保健公社		○予防医学活動を主軸として、環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する	○保健・環境に関する知識の普及と昂揚及び必要な調査と研究 ○がん、結核、その他生活習慣病等の健診及び検査 ○労働安全衛生法等に基づく各種健診、検査及び測定 ○衛生検査センター及び保健診療施設の設置経営 ○水道法及び食品衛生法に基づく各種検査 ○(財)予防医学事業中央会島根県支部、(財)日本対がん協会島根県支部、(財)結核予防会島根県支部
○S48.2 設立 ○医療政策課所管 ○所在地 松江市古志原 ○設立根拠 民法 § 34	○代表者名 理事長 田代 収 ○基本財産 1,000千円 うち県1,000千円 (100%)		
財団法人島根県障害者スポーツ協会		○障がい者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、もって、障がい者福祉の向上に寄与する	○障がい者スポーツに関する調査研究及び広報活動 ○障がい者スポーツ指導者の養成 ○障がい者の各種スポーツ団体、地域組織等の育成、指導 ○障がい者スポーツ教室、大会等の開催 ○障がい者スポーツ功労者の表彰 ○障がい者スポーツの振興に関する事業の受託 (委託費) 障がい者スポーツ振興事業 35,956千円
○S54.5 設立 ○障がい福祉課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 民法 § 34	○代表者名 理事長 福井幸夫 ○基本財産 255,000千円 うち県200,000千円		

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
社会福祉法人島根県社会福祉事業団		○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する	○第1種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置経営 障がい者支援施設の設置経営 肢体不自由者更生施設の設置経営 ○第2種社会福祉事業 保育所の設置経営 聴覚障がい者及び視聴覚障がい者情報提供施設の受託経営（委託費） 51,942千円 老人短期入所事業 障がい福祉サービス事業等
○S40.7 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法 § 22	○代表名 理事長 小林淳一 ○基本財産 30,000千円 うち県4,700千円 (15.7%)		
財団法人島根県生活衛生営業指導センター		○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする	○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 ○（補助金）生活衛生営業指導費補助金 19,966千円 （交付金）生活衛生関係営業振興助成交付金 900千円
○S59.3 設立 ○薬事衛生課所管 ○所在地 松江市大輪町 ○設立根拠 民法 § 34 ○指定根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 § 57の3①	○代表者名 理事長 志學 郁子 ○基本財産 4,100千円 うち県2,000千円 (48.8%)		

各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
島根県地域福祉支援計画 ○計画期間： 未定（改訂予定） ○策定根拠： 社会福祉法 § 108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○市町村地域福祉計画の中に、災害時の要援護者の支援方法などを盛り込むよう厚生労働省からガイドラインも示されており、今後、市町村地域福祉計画の策定状況や内容等を踏まえながら、県支援計画の見直しを行っていく。
島根県保健医療計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 医療法 § 30の4①	○平成17年の医療制度改革と、これに伴う平成18年の第5次医療法改正を受け、県民が良質かつ適切な医療を受けられる体制を目指し、予防を重視した健康づくりの推進、限られた医療資源を最大限活用するための医療機関相互の機能分担と連携の強化、患者の立場に立った医療情報の提供などを推進するため、平成20年4月に平成24年度までの5年間の計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療支援計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○国の第10次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療再生計画 ○計画期間： H21～H25 ○策定根拠： 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱	○医療機能の強化、医師等の確保など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師不足が深刻な地域における医師をはじめとした医療従事者の確保に重点をおき、併せて、医療用のヘリコプターや、遠隔画像診断などマンパワー不足を補うための体制整備を図る。 ○事業期間 H21年度～H25年度 ○事業費 50億円
島根県がん対策推進計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： がん対策基本法 § 11①	○全ての国民及びがん患者や家族の立場にたつて、総合的ながん対策の一層の推進を図るために、平成18年6月「がん対策基本法」が制定され、さらに平成18年9月には「島根県がん対策推進条例」が全国で初めて制定された。 ○法及び基本計画、条例を基本として、平成19年11月に島根県がん対策推進協議会が設置され、ここでの検討を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」を策定した。 ○重点施策として、「がん予防の推進」、「緩和ケアの推進」、「患者支援」の3つを掲げるとともに、重点目標を3項目設定しているほか、分野別施策として7項目を提示し、各項目に具体的数値目標を設定している。 ○計画期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とし、中間年である平成22年度に中間評価を行う。
島根県食育推進計画 ○計画期間： H19～H23 ○策定根拠： 食育基本法	○県民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的とする。 ○特に島根の風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や組織等の島根を支える力（地域力）を生かした、島根らしい食育を進め県民一人ひとりの実践を促す。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画</p> <p>○計画期間： H21～H23</p> <p>○策定根拠： 老人福祉法 § 20 の 9 介護保険法 § 118 ①</p>	<p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。</p> <p>○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「地域ケア体制の確立」、「介護人材確保の対策と質の高い人材の養成」「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。</p> <p>○特に、介護サービス量については、今後とも需要の伸びが見込まれるとともに、利用者の選択の機会を確保していく必要がある。こうした状況を踏まえて、各保険者が決定した介護サービス量が、計画期間中に円滑に提供されるように、県として支援していくものである。</p> <p>○計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p>
<p>しまね高齢社会振興ビジョン21</p> <p>○目標年次平成22年</p> <p>○策定根拠： 高齢社会対策大綱</p>	<p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにしたものの。</p>
<p>島根県地域ケア整備構想</p> <p>○計画期間： H19～H24</p> <p>○策定根拠： (療養病床転換推進計画)</p>	<p>○療養病床再編の過程を通して、人口構造等の将来的な展望を踏まえながら、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備を、地域のニーズに沿った形で行おうとするための構想。</p> <p>○「医療費適正化計画」、「保健医療計画」及び「介護保険事業支援計画」との整合性を図りながら、地域ケア体制のあり方・将来像、介護サービス等の必要量の見込みとその確保方策、療養病床の転換の推進（療養病床転換推進計画、転換支援措置）を明らかにしたものの。</p>
<p>島根県医療費適正化計画</p> <p>○計画期間： H20～H24</p> <p>○策定根拠： 高齢者の医療の確保に関する法律 § 9</p>	<p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、2つの施策（生活習慣病の予防対策・平均在院日数の短縮）により将来的な医療費の伸びを抑制することを目指すものである。</p> <p>○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。</p> <p>○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。平成22年度に中間評価を行った。平成25年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う予定。</p>
<p>しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕)</p> <p>○計画期間： H22～H26</p> <p>○策定根拠：次世代育成支援対策推進法 § 9</p>	<p>○進行する少子化に対応するため、平成17年度～平成26年度の10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策（少子化対策）を進めることを目的として、前期計画に引き続き5年の後期計画（H22～H26）を策定した。</p> <p>○「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念の下、幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働により取り組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。</p> <p>○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画や保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月28日厚生労働省通知）と一体のものとして策定した。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
しまね青少年プラン ○計画期間： H22～H26 ○策定根拠： 子ども・若者育成支援推 進法 § 9	○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。
島根県ひとり親家庭等自立支援計画 ○計画期間： H20～H29 ○策定根拠： 母子及び寡婦福祉法 § 12	○ひとり親家庭等の自立を促進していくためには、子どもが心身ともに健やかに成長するための必要な諸条件の整備と、家族の健康の保持増進も含め、種々の施策を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠であり、ひとり親家庭等を支援する9つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いたプランを総合的に推進する。 ○この計画策定の指針ともなる「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）の対象期間が満了する平成24年度、または、状況の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行う。
島根県DV対策基本計画 ○計画期間： H23～H27 ○策定根拠： DV防止法 § 2の3	○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。 ○計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間であり、平成27年度に見直しを行う。
島根はつらつプラン （島根県障害者計画） ○計画期間： H15～H24 ○策定根拠： 障害者基本法 § 9	○21世紀初頭に達成すべき本県の障がい者施策推進の基本的方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○障がいのある人が「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもとに、共に支え合う地域社会の中で、県民誰もが住みたい地域で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をするのできる社会を創ることを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成15年度から平成24年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行うこととする。また、達成すべき障がい者福祉サービスの目標は前期5ヵ年について設定している。
島根県障害福祉計画 ○計画期間： H18～H20年 [第2期] H21～H23年 ○策定根拠： 障害者自立支援法 § 89	「島根はつらつプラン」に掲げる事項のうち、介護及び訓練等の障がい福祉サービスについての実施計画（障害者自立支援法の施行により、島根はつらつプランで定めていた障がい福祉サービス体系が変更になったため、本計画を策定したもの） ○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるための計画。 ○障がいのある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本に、障がい者が必要とする介護及び訓練の障がい福祉サービスの確保、障がい者の地域生活への移行、福祉施設（福祉就労）から一般就労を推進。
島根県自殺対策総合計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 4	○今後の本県における総合的な自殺対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成14～18年の5年間の平均自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を20%減少 ○推進体制として、島根県自殺総合対策連絡協議会（関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自殺対策の推進）と、圏域自殺対策連絡会（地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進）を核に取り組む。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
島根県障害者就労支援事業 所工賃倍増計画 ○計画期間： H19～H23 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○就労意欲のある障がい者が利用する福祉施設において、利用者に支払われる工賃水準の向上に向けた取り組みを推進するため、工賃向上に関する実施計画を策定するもの。 ○障がい者が地域において真に自立するためには、所得水準の向上を図ることが必要であり、就労活動の充実は、所得水準向上の観点のみならず、障がい者の社会参加の促進や自己実現を図る上でも大切である。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。
感染症予防計画 ○計画期間： H20～ ○策定根拠： 感染症法 § 10、 § 11	○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。
新型インフルエンザ対策行動計画 ○計画期間： H21～ ○策定根拠： 厚生労働省通知	○新型インフルエンザが発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「体制と連携」、「サーベイランス」、「予防と感染拡大防止」、「医療」、「情報収集・提供」、「社会機能維持」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が不足すると予測されることから、タミフルの備蓄計画も盛り込んでいる。
島根県水道水質管理計画 ○計画期間：H19～H28 ○策定根拠：厚生省通知	○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。
東部地域広域的水道整備計画 ○計画期間：H4～H25 ○策定根拠： 水道法 § 5 の 2	○東部圏域の広域的・計画的な水道整備に関する基本方針を樹立し、水道用水の安全で安定した供給と均衡のある給水体制の確保を図る。
島根県動物愛護管理推進計画 ○計画期間：H20～H29 ○策定根拠：動物愛護管理法 § 6 の 1	○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。
食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン ○計画期間：H20～H23 ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針	○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み（行動計画）を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。

保健・福祉関係施設制度一覽

平成23年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概 要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 §40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるため日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う	国1/2 県1/4等	法人 3	—	定員 240	措置	国3/4 市町村1/4	基準生活費等を超える収入部分
保健	市町村保健センター	地域保健法 §18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	—	41	—	—	—	市町村	なし
	母子健康センター (助産部門のみ入所)	母子保健法 §22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業に合わせ助産を行う	—	市町村 2	—	—	一部措置	市町村	入所措置は所得応能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 §115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施し、高齢者を包括的に支援する施設	—	27	—	—	—	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 §8 25	病状安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護高齢者等が入(通)所する	国交(小金規模のみ)	市町村 2 医療法人 21 社会福祉法人 9 医療法人 2	老健計画 2,384床(介護療養病床からの転入を含む)	2,351床	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費+日常生活費
	養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 §20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により生活が困難な者を入所させ、日常生活上の世話、食事、入浴や生活向上のための指導を行う	—	市町村 8 法人 15	老健計画 1,268人	1,241人	措置	市町村 一般財源	所得別の応能負担
	特別養護老人ホーム (入所) 介護老人福祉施設	老人福祉法 §20の5 介護保険法 §8 24	65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、かつ、生活上の世話を受けることが困難な者を入所させ、日常生活上の世話、食事、入浴や生活向上のための指導を行う	国交(小金規模のみ)	市町村 9 法人 73	老健計画 4,817人	4,730人	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費等

種別	施設名	設置根拠	概要	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働又は疾病等により保育に欠ける乳幼児について、保護者から申し込みがあった場合に保育する		県安心 子ども 基金	市町村 85 法人等 199	-	-	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設保 育所)	所得別の応 能負担
	認定こども園 (通所)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 § 3	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認定基準を満たす施設		県安心 子ども 基金	法人 2	-	-	契約	類型によ り既存の 幼稚園・ 保育所の 補助制度 等	施設毎に定 める
	へき地保育所 (通所)	設置要綱	保育所を設置することが困難な地域において、保育を要する児童に対し、必要な保護を行う		-	市町村 10	-	-	契約	国交付金	市町村が定 める
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 § 40	児童等により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする		国1/3 県1/3 (児童館)	児童館 19 児童遊園 8	-	-	-	国、県、市 町村各1/3 (児童館)	市町村が定 める
	知的障がい児施設	児童福祉法 § 42	知的障がい児を入所により、保護するとともに自立生活に必要な知識技能を習得するための支援を行う		基準額 のうち 国2/3 県1/3	公立 法人 2 3	-	5カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1 割負担 + 食費等
	肢体不自由児施設	児童福祉法 § 43の3	肢体の不自由な児童を治療し、自立生活に必要な知識技能を習得するための支援を行う		基準額 のうち 国2/3 県1/3	法人 2	-	2カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1 割負担 + 食費等
	重症心身障がい児 施設	児童福祉法 § 43の4	重度の知的障がい、肢体不自由が重複している児童を入所により、保護を行う		基準額 のうち 国2/3 県1/3	法人 2	-	2カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1 割負担 + 食費等

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症児 病棟	児童福祉法 § 27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政 法人松江 医療セン ター 1	—	1カ所	措置 契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	1割負担 + 食費等
	重症心身障がい児 病棟	児童福祉法 § 27②	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政 法人松江 医療セン ター 1	—	1カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	1割負担 + 食費等
身体障がい	点字図書館	身体障害者 福祉法 § 34	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び盲人用の録音物の貸出及び閲覧を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	補助・委 託 国1/2 県1/2	
	聴覚障がい者情報 提供施設	身体障害者 福祉法 § 34	手話入りビデオカセットの製作及び無料又は低額な料金でそれらを貸出し、又は聴覚障がい者に対し、手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
障がい共 通	障がい者支援施設	自立 障害者 支援法 § 5⑫	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援を行うとともに、日中活動の場として施設障がい福祉サービスを提供する	基準額 のうち 国2/3 県1/3	23		23カ所	契約	自立支 援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 + 食費等
	生活介護	自立 障害者 支援法 § 5⑥	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	基準額 のうち 国2/3 県1/3	54		54カ所	契約	自立支 援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 + 食費等
	自立訓練（機能訓 練）	自立 障害者 支援法 § 5⑬	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活が必要となるよう、一定期間、理学療法、作業療法、相談、助言等を行う	基準額 のうち 国2/3 県1/3	1		1カ所	契約	自立支 援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 + 食費等

種別	施設名	設置根拠	概要	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
障がい 共通	自立訓練（生活訓練）	障害者自立支援法 §5⑬	知的障がい者、精神障がい者に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	自立した日常生活、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	17	17カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 食費等	
	就労移行支援	障害者自立支援法 §5⑭	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の向上のために必要な訓練等を行う	生産活動の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	19	19カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 食費等	
	就労継続支援A型	障害者自立支援法 §5⑮	一般企業等での就労が困難な人にとり、雇用契約の締結その他の活動の向上のために必要な訓練等を行う	雇用契約の締結その他の活動の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	12	12カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 食費等	
	就労継続支援B型	障害者自立支援法 §5⑯	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人にとり、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の向上のために必要な訓練等を行う	就労が困難な人にとり、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	74	74カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 食費等	
	共同生活介護	障害者自立支援法 §5⑩	夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	—	42	42カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 食費等	
	共同生活援助	障害者自立支援法 §5⑰	地域において共同生活を行うのに支障がない人に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行う	地域において共同生活を行うのに支障がない人に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行う	—	49	49カ所	契約	自立支援 給付 国1/2 県1/4 市1/4	1割負担 食費等	

※障がい者支援施設と、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の間で施設数を一部重複して計上している。

介 護 保 険 施 設 の 比 較

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
開 設 者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定
対 象 者	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）」の1割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担		
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（20%） 第2号被保険者保険料（30%）		
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 診察室、手術室、処置室、臨床検査室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上
スタッフ （入所者100人当たりの配置人員）	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人	医師（常勤） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士又は作業療法士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等	医師 3人以上 看護職員 17人以上 看護補助者 17人以上 薬剤師、栄養士、診療放射線技師 等 （病院の療養病床にかかる部分のみ）

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成23年4月1日現在(休止を含む)

サービス	概要	事業所数 ()内は予防	事業者指定等
訪問介護、介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。	190 (182)	県(高齢者福祉課) ※松江市への権限移譲 (H21.4~)分を含む
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴	介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	26 (19)	
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	55 (54) ※みなし指定事業所数除く	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	8 (6) ※みなし指定事業所数除く	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。	5 (5) ※みなし指定事業所数除く	
通所介護、介護予防通所介護 (デイサービス)	日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	257 (249)	
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	51 (47) ※休制等に関する届出をしている事業所数	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の世話、機能回復訓練を行います。	87 (83)	
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行います。	53 (47)	
特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護	養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	35 (34)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	86 (85)	
特定福祉用具販売、介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	85 (85)	
居宅介護支援	日常生活において、支援・介護が必要であると認定された方が、介護サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	262	
住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。	
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的又は利用者の求めに応じて訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話をを行います。	1	市町村
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症性老人が、共同して家庭生活を送りながら、介護や世話、機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	115 (105)	
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	認知症性老人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	57 (48)	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて、在宅や通いや短期入所サービスを組み合わせて、日常生活上の介護や機能訓練などを受けます。	47 (31)	
介護予防支援	要支援と認定された方が、介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス支援計画)を作成します。	29	

社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成23年4月1日現在

種別・根拠法	概 要	措置権等	摘 要										
老人（施設） 【市町村】 老人福祉法 § 11	養護老人ホームに入所（地方公共団体設置）させ、又は入所を委託（社会福祉法人設置）する。 ※特別養護老人ホームへの入所については、H12から介護保険制度に移行。 ただし、やむを得ない事由により介護保険制度による入所が困難であるときは、措置による入所制度あり。	S38：老人福祉法制定 措置権：県・市福祉事務所 H5：市町村へ措置権移譲 H17：措置費の一般財源化	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置権</td> <td style="text-align: center;">市</td> <td style="text-align: center;">町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町村</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10/10</td> </tr> </table>	措置権	市	町村	市	10/10	-	町村	-	10/10	
措置権	市	町村											
市	10/10	-											
町村	-	10/10											
児童（助産の実施）【市町村】 児童福祉法 § 22	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込があった時は、その妊産婦に対して、助産施設において助産を行う。	S22：市町村措置権 S26：県及び市措置権（福祉事務所を管理する地方公共団体）	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">実施主体</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </table>	実施主体	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
実施主体	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
児童（母子保護の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 23	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度											
児童（保育の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 24	市町村長は、保護者の労働又は疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児又は特に必要があると認められる児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者からの申し込みがあったときは、それらの児童を保育所等において保育する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H10：措置制度→契約制度	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">保育実施</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </table> ※民設保育所	保育実施	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
保育実施	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
児童（児童福祉施設入所措置等） 【県】 児童福祉法 § 27①③	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認める児童又は家庭裁判所から送致のあった児童について、里親等に委託し又は児童福祉施設（児童養護施設・乳児院等）に入所させる措置。	S22：県措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H18：障害児施設（指定医療機関を含む）については10月から契約制度導入 H21：自立生活援助事業の実施対象者が20歳未満に拡充	(費用負担) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置権</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市</td> <td style="text-align: center;">町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>	措置権	国	県	市	町村	県	1/2	1/2	-	-
措置権	国	県	市	町村									
県	1/2	1/2	-	-									
児童（指定医療機関等委託）【県】 児童福祉法 § 27②	指定医療機関等に対して、児童を入所させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療を行うことを委託する措置。												
児童（児童の一時保護）【県】 児童福祉法 § 33	児童を家庭で養育することが困難な場合等で、保護が必要な児童を、児童相談所において一時保護し又は児童福祉施設等へ保護を委託する。												
児童（児童自立生活援助事業委託） 【県】 児童福祉法 § 33⑥1	自立を図るための生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等を、自立援助ホームに委託し日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行なう。												

基金・ファンド一覧

基金・ファンド名	事 業 概 要
<p>しまね長寿社会振興基金 ○(社福)島根県社会福祉協議会 所管</p>	<p>【しまねいきいきファンド事業】</p> <p>○目的：生涯現役社会実現のために生きがい活動や地域づくり活動に取り組む中高年齢者グループに対して助成することにより、中高年齢者の積極的な社会参加を促進する。</p> <p>○内容</p> <p>〈夢ファクトリー支援事業〉 中高年齢者が培ってきた知識・経験・技術を活かして、生産、加工、サービス活動を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に200万円を限度に対象経費の4/5を助成する。</p> <p>〈地域活動支援事業〉 社会参画活動やボランティア活動等を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に100万円を限度に対象経費の4/5を助成する。</p>
<p>島根県介護保険財政安定化基金 ○現在高 19億円 ○H12設置 ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による保険財政の赤字に対し、以下の通り貸付又は交付を行う。</p> <p>①貸付…計画期間（3年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う（初年度、次年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除したものを貸し付ける）。</p> <p>②交付…計画期間を通じて保険料収納不足かつ、財政不足により、財政収支が不均衡になった保険者に対して3年度目に行う（原則として保険料不足額の1/2を交付する）。</p>
<p>島根県国民健康保険広域化等支援基金 ○現在高 259百万円 ○H14設置 ○健康推進課所管</p>	<p>○国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資する事業に必要な費用にあてるため、地方自治法第241条及び国民健康保険法第68条の3に基づき、国保広域化等支援基金を設置し、保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業を行う。</p> <p>(1) 保険財政広域化支援事業 広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内</p> <p>(2) 保険財政自立支援事業</p> <p>①貸付事業1 ・年度途中で財政収支の不均衡が見込まれる場合 ・当該財政不足見込額の3/4の範囲内</p> <p>②貸付事業2 ・新年度において保険料の急激な引き上げが見込まれる場合 ・保険料等を据え置いた場合の財政不足見込額の1/2の範囲内</p>
<p>島根県後期高齢者医療財政安定化基金 ○現在高 746百万円 ○H20設置 ○健康推進課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による財政の赤字に対し、以下のとおり貸付又は交付を行う。</p> <p>①貸付…特定期間（2年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる場合に、島根県後期高齢者医療広域連合に対して、毎年度行う（初年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除した額を、それぞれ1.1倍を限度として無利子で貸し付ける）。</p> <p>②交付…特定期間の最終年度に予定保険料収納率を下回る保険料の未納に対し、未納による不足額の1/2を交付する。</p>

H20、H21 国経済対策関連基金

基金・ファンド名	事業概要
<p>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</p> <p>○積立高 3,178,131千円</p> <p>○H21～23</p> <p>○地域福祉課所管</p>	<p>○社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【社会福祉施設等整備事業費】 社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの設置に係る経費の一部補助</p>
<p>妊婦健康診査支援基金</p> <p>○積立高 432,772千円</p> <p>○H20～23</p> <p>○健康推進課所管</p>	<p>○市町村が実施する妊婦健康診査事業及び県が当該事業の円滑な推進を図るために行う事業に要する経費に充てる。</p> <p>【島根県妊婦健康診査臨時特例交付金事業】 市町村が実施する妊婦健康診査事業に要する費用の一部を補助することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保を目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>
<p>介護職員処遇改善等臨時特例基金</p> <p>○積立高 3,891,939千円</p> <p>○H21～23</p> <p>○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づく施設等の開設の準備又は介護職員等の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てる。</p> <p>【介護職員処遇改善事業費】 介護職員の処遇改善などに取り組む事業者へ処遇改善資金を交付</p> <p>【介護施設開設等経費助成事業費】 介護施設の開設等経費を助成（1床あたり60万円）</p>
<p>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</p> <p>○積立高 4,852,550千円</p> <p>○H21～23</p> <p>○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【介護拠点等の緊急整備事業費】 地域密着型特養、認知症GH等の整備に係る経費の一部補助</p> <p>【社会福祉施設等整備事業費】 スプリンクラーの設置に係る経費の一部補助</p>
<p>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</p> <p>○積立高 300,000千円</p> <p>○H23</p> <p>○地域福祉課所管</p>	<p>○高齢者等に対する日常的な支援を行う体制を整備するための事業に要する経費</p> <p>【しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業費】 行政、住民組織、NPO等が協働し、地域で支え合う仕組みづくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支え合い活動の立ち上げ支援 ・地域活動の拠点整備 ・地域支え合い体制推進のための人材育成
<p>緊急雇用創出事業臨時特例基金 (住まい対策拡充等支援事業分)</p> <p>○積立高 430,347千円</p> <p>○H21～23</p> <p>○地域福祉課所管</p>	<p>○求職中の生活困窮者の生活、就労、住宅等に係る支援のための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【住宅手当緊急特別措置事業費】 離職者で就労能力・意欲のある者のうち、住宅を喪失している者等に住宅手当を支給</p> <p>【生活保護受給者等に対する就労支援の強化】 福祉事務所に就労支援員を配置するなどの経費の補助</p> <p>【生活福祉資金相談体制整備事業】 県・市町村社会福祉協議会に相談員を配置する経費の補助</p>

基金・ファンド名	事業概要
<p>安心こども基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立高 3,171,104千円 ○H20～26 ○青少年家庭課所管 	<p>○保育所・放課後児童クラブの整備、母子家庭、妊婦等への支援に補助するための経費に充てる。</p> <p>【保育所等整備支援事業費】 民間保育所の創設や増改築、大規模修繕等の整備費を補助</p> <p>【児童虐待防止強化対策事業】 児童虐待防止についての広報啓発、支援体制の整備</p> <p>【母子家庭等自立支援事業費】 経済的自立を促進するため、母子家庭の母に対する高等技能訓練促進費の支給やひとり親家庭の親等を対象としたITによる在宅就業に向けた支援</p> <p>【しまね子育て支援プラス事業】 地域の実情やニーズに応じた創意工夫のある子育て支援を行う市町村へ交付金を交付</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>障害者自立支援対策臨時特例基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在高 1,463,820千円 ○H20(18)～23 ○障がい福祉課所管 	<p>○障害者自立支援法に基づく制度への円滑な移行を更に促進するための経費及び介護・福祉人材の確保・定着に要する経費に充てる。</p> <p>【福祉人材確保・育成事業費】（地域福祉課） 福祉・介護人材マッチング支援事業(県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置)</p> <p>【障がい者施設等運営事業費】（障がい福祉課） 福祉・介護職員の処遇改善などに取り組む事業者へ報酬とは別に助成金を交付</p> <p>【障がい者施設等整備事業費】（障がい福祉課） 円滑な新体系移行を促すため、施設の改修・増築に要する経費を補助</p> <p>【上記以外の事業】（障がい福祉課） 障がい者相談事業、障がい児施設等給付費、障がい者自立支援給付事業等</p> <p>【介護保険制度施行支援事業費】（高齢者福祉課） 介護人材確保・定着推進事業</p>
<p>地域自殺対策緊急強化基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立高 114,365千円 ○H21～23 ○障がい福祉課所管 	<p>○地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【精神保健推進事業費】 自殺予防策の実施及び自死遺族支援</p>

基金・ファンド名	事業概要
<p>地域医療再生臨時特例基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立額 5,000,000千円 ○H21～25 ○医療政策課所管 	<p>○「地域医療再生計画」に基づいて実施する事業に要する経費に充てる。</p> <p>【地域医療再生計画事業】 医師をはじめとした医療従事者の確保や医療用ヘリコプター、遠隔画像診断などマンパワー不足を補うための体制整備事業</p>
<p>医療施設耐震化臨時特例基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立額 2,024,119千円 ○H21～24 ○医療政策課所管 	<p>○大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【医療施設耐震化臨時特例交付金事業】 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事への補助</p>
<p>島根県子宮頸がんワクチン等接種緊急促進基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立額 628,211千円 ○H22～23 ○薬事衛生課所管 	<p>○子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【島根県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業】 市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業への補助</p>

人 材 育 成 等 一 覧

【 各 種 事 業 】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
福祉人材センター運営事業	島根県社会福祉協議会（委託）	<p>○目 的 福祉現場を支える人材の確保・育成を図る。</p> <p>○事業概要 無料職業紹介、従事希望者への説明会・講習会、従事希望者確保のための調査研究 社会福祉従事者等研修の企画実施、福祉人材確保相談、福祉に関する広報啓発</p> <p>○事業実施機関 ・島根県福祉人材センター 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F TEL 0852-32-5957 ・島根県福祉人材センター石見分室 浜田市野原町1826-1 いわみーる2F TEL 0855-24-9340</p>
民間社会福祉施設退職手当共済事業	独立行政法人福祉医療機構（補助）	<p>○目 的 社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設職員の退職手当金の支給に要する費用を補助し、民間社会福祉事業の振興に寄与する。</p> <p>○補助（負担）の概要 退職手当所要額の1/3ずつを国、県、施設経営者がそれぞれ補助（負担）する。</p>
自治医科大学運営費負担金	学校法人自治医科大学	○へき地医療を担う医師を養成する自治医科大学の運営費に対する負担金
高等看護学院管理運営事業	医師会（委託）	○看護師養成施設である県立高等看護学院の管理運営 委託先：松江市医師会（松江高等看護学院）、益田市医師会（石見高等看護学院）
高齢者大学校運営事業	島根県社会福祉協議会（補助）	<p>○豊富な経験を持つ高齢者が、さらに幅広い知識を習得し、生きがいをもって活動するとともに、新たな共助の仕組みづくりを支えるような人材の育成を図るため、継続的、計画的な学習を提供する。</p> <p><募集人員> 東部校25名×4学科、 西部校20名×4学科</p> <p><入学資格> 県内在住の原則満60歳以上の方</p> <p><修学期間> 2年間</p> <p><学 科 等> ○総合講座（全員共通） ○専門講座 ・社会文化科 ・園芸科 ・陶芸科 ・健康福祉科</p> <p><実施場所> ○東部校：松江市「いきいきプラザ島根」 ○西部校：浜田市「いわみ〜る」</p>

人 材 育 成 等 一 覧

【 研 修 】

区 分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
保健医療	看護師等教育研修	○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。	保健師、助産師、看護師、准看護師	(社)島根県看護協会(委託)
	地域保健専門職員研修	○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。	市町村等地域保健関係者	保健所
	保健師及び難病拠点・協力病院等難病患者支援医療従事者研修	○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。	難病患者支援医療従事者	(財)島根難病研究所(委託)
	母子保健指導者研修	○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。	母子保健福祉医療関係従事者	健康推進課
	母子保健専門研修	○不妊対策等を推進するため、住民の身近な相談者として、また専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。	市町村及び保健所保健師等	健康推進課
	歯周疾患予防管理研修	○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。	医師、歯科医師、歯科衛生士、市町村、保健所等	健康推進課 (委託:(社)島根県歯科医師会)
	歯科保健従事者研修	○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。	歯科医師、歯科衛生士、保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町村、保健所等	健康推進課 (委託:(社)島根県歯科医師会)
	市町村栄養士等食育推進研修	○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るため、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。	保健所栄養士、市町村栄養士等	健康推進課
	新任保健師等研修	○市町村及び県の新任保健師や栄養士等に対し、計画的な現任教育の一環として研修会を実施し、資質の向上と定着を図る。	市町村及び保健所新任保健師	健康推進課
	保健活動企画研修	○地域の健康問題を事業化、施策化に発展させる能力を育成する。	市町村及び保健所保健師・栄養士	健康推進課
	保健師等現任教育指導者研修	○新しい地域保健の課題に対応できる保健師等を養成し業務推進のための力量形成を図る。また、現任教育等の指導者としての力量形成を図る。	市町村及び保健所の保健師等	健康推進課
調理師研修	○食生活改善の向上を図るため、調理の業務に従事している者を対象として、調理に携わる者として、必要な基本的な事項及び新しい健康情報の研修を行う。	調理師等調理業務に従事している者	保健所	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健医療	食育サポーター等育成研修	○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。	食育推進を行っている地域のリーダー等	保健所
	がんの出前講座推進員研修会	○身近な地域でがんについて学べる機会を増やすため、がんに関する正しい知識を提供できる人材を育成する。	がん検診啓発サポーター、保健師、看護師等医療関係者等	健康推進課
	マンモグラフィー読影医師等講習会(新規・講習)	○医師等を対象に、新規のマンモグラフィー読影医師の育成及び資格取得者対象の更新講習を開催するとともに、読影医師及び撮影技師の学習会を実施し、県全体のマンモグラフィー読影の精度向上を図る。	県内医師等放射線技師等(学習会のみ)	健康推進課 (委託先:島根県環境保健公社)
	乳がん自己触診指導者養成研修会	○自己触診法の普及推進を行うことを目的に、乳がんの自己触診の正しい手法や乳がん検診に関して情報提供できる指導者を育成する。	がん検診啓発サポーター 保健師・看護師等 保健師、看護師等医療関係者等	健康推進課
	中央研修派遣研修 (1)業務別研修 (2)職種別研修 (3)地域保健全般	○専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	保健師・栄養士等	国立保健医療科学院、厚生労働省等
	島根県予防接種担当者研修会	○県内における予防接種事業の推進にあたり、事故等を未然に防止し、安全かつ効果的な実施を図るため、予防接種業務担当者に基礎知識及び最新情報等について研修を行う。	市町村、保健所、保健環境科学研究所及び関係医療機関等の予防接種業務担当者	薬事衛生課
	新規結核担当者研修	○結核対策を推進していくため、結核についての知識を習得するための研修を行う。	保健所新規結核担当者及び希望担当者	薬事衛生課
保健衛生	食品衛生推進員研修	○食品衛生の向上を図り、県民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法第61条の規定に基づき、島根県食品衛生推進員を委嘱している。推進員が県内の食品関係事業者からの相談に応じ、また、助言その他の活動を円滑に実施するため、推進員養成講習及び推進員実務講習を行う。	食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することに熱意と識見を有する者で、社会的信望のある者	保健所
介護	介護員養成研修	[指定研修分] 各指定団体(H23実施団体見込み) 介護員基礎研修 3団体 1級課程 1団体 2級課程 22団体 ○県知事が指定した各団体が、定められたカリキュラムに従って介護保険制度下における訪問介護員を養成するための研修を行う (介護員基礎研修 500時間、 1級課程 230時間、 2級課程 130時間)	訪問介護事業に従事することを希望する者等	各指定団体
	認知症介護実践研修	○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。	介護保険事業所の従事者	(社福)島根県社会福祉協議会(委託)

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
介護	認知症対応型サービス事業開設者研修	○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(社福)島根県社会福祉協議会(委託)
	認知症対応型サービス事業管理者研修	○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等	(社福)島根県社会福祉協議会(委託)
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等	(社福)島根県社会福祉協議会(委託)
	認知症介護指導者養成研修	○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。	医師、看護師、介護職員等	認知症介護研究・研修仙台センター(委託)
	介護支援専門員実務研修	○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	(社福)島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会
児童	児童厚生員等研修会	○児童の健全育成を図る地域拠点としての役割を担う児童館、放課後児童クラブの機能が十分発揮されるよう、児童厚生員等として求められる基礎的な専門知識と指導技術の習得に重点をおき、職員資質の向上を図る。	児童厚生員、児童館長、放課後児童クラブ指導員ほか	島根県児童館連絡協議会(委託)
	放課後子どもプラン指導員、ボランティア研修	○安全指導や安全管理、居場所やクラブですぐに提供できる具体的なあそびや学びのプログラム等の実践発表や演習を通じて資質の向上を図る。	放課後児童クラブ指導員、放課後子ども教室安全管理員、学習アドバイザーほか	青少年家庭課、社会教育課
	育児支援専門(保育所職員)研修	○子育てと就労の両立支援及び子育て相談等の育児支援を充実するため、特別保育事業等の従事者及び保育所中堅職員に対して必要な専門知識や保育技術に関する専門研修を行い、保育所における保育サービスの水準の確保や質的な向上を図る。	保育所職員	島根県福祉人材センター(委託)
	保育の質の向上のための研修事業等	○保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士資格取得や再就職に必要な知識を習得する。	保育士として保育所への就職を希望する者等	青少年家庭課、島根県福祉人材センター(共催)

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
児童	中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スーパーバイザー研修 ○児童心理司スーパーバイザー研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか	○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	児童相談所職員 (児童福祉司・児童心理司等)	子どもの虹情報研修センター
	市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会)	○児童福祉司資格認定のために定めた基準(児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会)に準拠した講習会を実施し、児童・家庭相談担当者の資質向上を図る。	市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員	青少年家庭課
	主任児童委員研修会	○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。	主任児童委員	島根県民生児童委員協議会(委託)
	子どもと家庭電話相談員研修	○児童や児童を養育する家庭に対する電話相談活動を適切に実施するために、相談員を対象に専門的知識・技術の向上を図る。	子どもと家庭電話相談室家庭支援電話相談員	青少年家庭課、中央児童相談所
	児童虐待対応職員資質向上研修 (児童相談所専門研修会)	○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。	児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、	中央児童相談所
	里親研修 (基礎研修・認定前研修・更新研修)	○改正児童福祉法により里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に研修の受講が義務付けられ、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。	里親登録者及び里親登録希望者	青少年家庭課、各児童相談所
女性	女性相談員・担当者専門研修	○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。	女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等	青少年家庭課、女性相談センター
母子福祉	母子自立支援員等研修	○母子福祉行政を推進していく上で重要な役割を担う母子自立支援員及び母子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。	母子自立支援員、母子寡婦福祉担当職員	青少年家庭課
障がい者福祉	相談支援従事者研修	○障がい者の地域生活を支援するため、個々の障がい者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。	相談支援専門員及びサービス管理責任者になる者並びに市町村相談支援担当者	(社福)島根県社会福祉協議会(委託)

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
障がい者福祉	サービス管理責任者研修	○障害福祉サービス（日中活動系・居住系）の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要な知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。	障害福祉サービス事業のサービス管理責任者として従事しようとする者（現にサービス管理責任者として従事している者を含む）	(社福)島根県社会福祉協議会（委託）
	移動支援従事者養成研修	○障がい者の公的機関や医療機関等への移動の確保により外出を促すことで、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がい者の移動支援を行うガイドヘルパーの養成研修を行う。 (研修課程) 視覚障害者課程 全身性障害者課程	ガイドヘルパーとして従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会（委託）
	行動援護従事者養成研修	○知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動の際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得するための研修を行う。	行動援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会（委託）
	重度訪問介護従事者養成研修	○重度の肢体不自由児（者）であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得するための研修を行う。	重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会（委託）
	居宅介護従事者フォローアップ研修	○障がい児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障がいに関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障がい固有の対応が必要であることから、様々な障がい者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。	障害者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であって、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者	(社福)島根県社会福祉協議会（委託）
	地域移行推進員研修会	○精神障がい者地域生活移行支援事業における退院支援事業において、対象者の地域移行への支援が円滑に行えるよう、支援者である地域移行推進員のスキルアップを目的に専門研修を行う。	精神障がい者退院支援事業受託事業所の地域移行推進員等	障がい福祉課
	精神障がい者アウトリーチ推進事業研修	○精神科医療未受診者や治療中断者等に対し、多職種による訪問指導について学ぶ。	精神科医療機関 福祉サービス事業所 市町村 保健所等	障がい福祉課
第三者評価	福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続研修	○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」 ・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」	第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者	(社福)島根県社会福祉協議会（委託）

人 材 育 成 等 一 覧

【 修 学 資 金 】

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、県内定着を図る。 (実施主体：県社会福祉協議会)	卒業後県内の指定施設において介護福祉士等の業務に従事しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	養成施設等に在学する期間	月額 5万円 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円	無利子	卒業日から1年以内に、県内の指定施設において介護等の業務に引き続き5年間(過疎地域等は3年間)従事した場合などに返還を免除できる。	新規 10名
看護学生修学資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) 准看護師 月額 15,000円 (国公立) 月額 21,000円 (民間立) 大学院修士課程(看護) 月額 83,000円 (国内) 月額200,000円 (国外)	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
看護職員確保特別資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における看護師の確保を図る。	県外の看護師養成施設(通信課程を除く。)の最終学年又は最終学年の一年前の学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護師の業務に従事する意志のある者	1人1回	600,000円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き3年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 85名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
助産師確保特別資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における助産師の確保を図る。	助産師養成施設の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で助産師の業務に従事する意志のある者	1人1回	1,200,000円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 10名
医学生地域医療奨学金貸与事業	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者。貸与人数は、右記のとおり。	修学期間	月額100,000円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後、貸与期間の3倍の期間内に、初期臨床研修を除き、指定医療機関（県内の公的病院、地域医療拠点病院、臨床研修病院等）で貸与期間と同期間（うち半分は特定地域医療機関（県内過疎地域の公的病院・地域医療拠点病院等））勤務した場合、返還を免除できる。	・島根大学医学部「地域枠推薦入試」によるH23年度入学者…10名 ・島根大学医学部「県内定着枠」によるH23年度入学者…7名 ・島根大学医学部「一般推薦入試」「県内定着枠以外」の一般選抜によるH23年度入学者…5名 ・鳥取大学医学部「島根県地域枠入試」によるH23年度入学者…4名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
緊急医師確保対策 枠奨学金	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある島根大学医学部に在学する者のうち、緊急医師確保対策枠推薦入試により入学した者	修学期間	月額100,000円 入学金相当額 282,000円 授業料相当額 535,800円	年 10%	大学卒業後、12年の間に、初期臨床研修を含む9年間指定医療機関（うち4年間は過疎地域の指定医療機関）で勤務した場合、返還を免除できる。	5名
特定診療科医師緊急養成奨学金	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関の特定診療科（医師が不足する診療科のうち知事が定めるもの）に勤務しようとする学生	連続する2年間で2回を上限	3,000,000円/回	年 10%	大学卒業後、県内で初期臨床研修を受け、引き続き指定医療機関の特定診療科で、3年間勤務した場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等が6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上の県外研修等期間を猶予期間とする。	8名
研修医研修支援資金（初期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関において後期研修を受けようとする初期臨床研修医	連続する2年間で2回を上限	1,500,000円/回	年 10%	初期臨床研修終了後、指定医療機関で3年間後期研修を受けた場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等が6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上の県外研修等期間を猶予期間とする。	15名

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
研修医研 修支援資 金（後期 臨床研修 医向け）	研修を支援する ための資金を貸 与することによ り、県内におけ る医師の確保及 び充実を図る。	将来指定地域医療 機関に勤務しよ うとする後期研修医	連続する 3年間で 3回を上 限	3,000,000円/回	年 10%	後期研修終了 後、松江・出 雲部の指定医 療機関で貸与 年数の1.5倍の 期間を勤務し た場合、また は、過疎地域 に所在する指 定医療機関で 貸与年数と同 年数を勤務し た場合、返還 を免除でき る。ただし、 県外研修等が ある場合は、 その県外研修 等期間を猶予 期間とする。	10名
島根県獣 医師修学 資金貸与	獣医学生に修学 資金を貸与する ことにより、県 の機関における 必要な獣医師の 人材を確保す る。	将来島根県の職員 として獣医師の業 務に従事しようと する獣医学生	修学期間 （修業年 限以内）	100,000円/月	年 10%	県の職員とし て、引きつい て貸与期間の2 分の3に相当す る期間獣医師 の業務に従事 した場合、返 還を免除でき る。	15名 (H22 : 12名)

各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
子ども手当 (平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律 §4)	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援する。	<p>○支給対象 中学校修了前の児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母或いは養育者。</p> <p>○手当月額 13,000円/月</p> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○財源 0歳～3歳未満被用者：国(11/13)、県(1/13)、市町村(1/13) 0歳～3歳未満非被用者：国(19/39)、県(10/39)、市町村(10/39) 3歳以上小学校修了前第1・2子：国(29/39)、県(5/39)、市町村(5/39) 3歳以上小学校修了前第3子以降：国(19/39)、県(10/39)、市町村(10/39) 中学生：国(10/10)</p> <p>○平成22年度における子ども手当が暫定的に平成23年9月まで延長</p>
児童扶養手当 (児童扶養手当法 §4)	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	<p>○支給対象 ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童。 児童1人の場合 全部支給 41,550円 一部支給 41,540円～9,810円 児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目から1人当たり3,000円を加算した額 ・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。</p> <p>○児童扶養手当を受給している父または母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。 〔手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件〕・・・①②のいずれか早い月から</p> <p>①手当の受給を始めてから5年が経過したとき ②受給要件該当後7年を経過したとき 〔手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件〕 ①受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合 ②受給資格者が障がい有する場合 ③認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間 ④養育者として受給している場合 ⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合 ⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合</p> <p>○申請先：市町村窓口 ○財源 国(1/3)、市町村(2/3)</p>
特別障害者手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 §26の2)	在宅の最重度の障がい者に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	<p>○支給対象 精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,340円/月</p> <p>○申請先：市町村窓口 ○財源：市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)</p>
障害児福祉手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 §17)	在宅の重度障がい児に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	<p>○支給対象 精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護をする在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,330円/月</p> <p>○申請先：市町村窓口 ○財源：市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)</p>

手 当 名	目 的	概 要
特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 3①)	障がい児の福祉の増進に寄与する。	○支給対象 精神又は身体に障がいのある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 50,550円/月 2級 33,670円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:国(10/10)
心身障害者扶養共済制度 (島根県心身障害者扶養共済制度条例 § 5)	障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	○制度対象 知的障がい者、身体障がい者(1～3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障がいがある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額9,300円～23,300円。なお、20年以上継続し、かつ65歳になってから最初に到来する加入日の年単位の応当日の属する月以後は掛金が免除。 ○申請先:県及び市町村の窓口 ○財源:国(10/10) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)

各種医療助成制度一覧

助成制度名	目的	概要																																
<p>乳幼児等医療費助成制度</p>	<p>乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進する。</p>	<p>○助成内容 下表の乳幼児等の医療費（社会保険各法の規定により保険給付の対象となる医療に係るもの）のうち、本人負担額から表の一部負担金（控除額の特例がある場合はその額）を控除した額を助成する。（ただし、他方他制度優先）</p> <table border="1" data-bbox="619 275 1265 479"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th colspan="2">本人一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 0歳から就学前の乳幼児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 2,000 円 通院 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②は所得制限有り（児童手当特例給付準拠） ※本人一部負担金の額は1医療機関あたりの月額上限額</p> <p>○助成方法 表①については、原則現物給付。②については、償還払い方式（市町村へ申請）。</p> <p>○補助率：県(1/2)、市町村(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="619 719 1265 898"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受給者数</th> <th>県助成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>41,150</td> <td>425,256</td> <td>H17.10改正あり</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>41,031</td> <td>594,892</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>39,569</td> <td>589,198</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>40,190</td> <td>497,397</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>39,580</td> <td>476,779</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	本人一部負担金		① 0歳から就学前の乳幼児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円	総医療費の1割	入院 15,000 円	年度	受給者数	県助成額	備考	H17	41,150	425,256	H17.10改正あり	H18	41,031	594,892		H19	39,569	589,198		H20	40,190	497,397		H20	39,580	476,779	
対象	本人一部負担金																																	
① 0歳から就学前の乳幼児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円																																
	総医療費の1割	入院 15,000 円																																
年度	受給者数	県助成額	備考																															
H17	41,150	425,256	H17.10改正あり																															
H18	41,031	594,892																																
H19	39,569	589,198																																
H20	40,190	497,397																																
H20	39,580	476,779																																
<p>育成医療費助成制度 （障害者自立支援法第58条第1項）</p>	<p>身体に障がいのある児童に対し、育成医療を給付し、早期に治療を行うことにより、その除去ないし軽減を図り、生活能力を得させる。</p>	<p>○支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障がいを有する18歳未満の児童 ・現存する疾患が、当該障がい又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障がいと同程度の障がいを残すと認められる18歳未満の児童 <p>○自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、保険診療の1割の金額が自己負担となり、世帯の市町村民税額に応じて月額上限額を設定 <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績(給付決定件数)</p> <table border="1" data-bbox="619 1249 1265 1328"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>356</td> <td>338</td> <td>319</td> <td>314</td> <td>303</td> <td>314</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	件数	356	338	319	314	303	314	450																
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21																											
件数	356	338	319	314	303	314	450																											
<p>結核児童の療育給付制度 （児童福祉法第20条）</p>	<p>骨関節結核その他の結核によって、長期に入院が必要な児童に対し、医療費の給付及び学習や療養生活に必要な物品の支給を行うことにより、児童の健全な育成を図る。</p>	<p>○支給対象</p> <p>骨関節結核及びその他の結核にかかっており入院が必要な18歳未満の児童</p> <p>○自己負担</p> <p>医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得に応じて自己負担あり</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績：近年、給付実績なし</p>																																

助成制度名	目的	概要																																																																								
未熟児養育医療 費助成制度 (母子保健法第 20条)	身体の発達が未熟 なまま生まれ、入院 を必要とする乳 児に対し、養育に 必要な医療を給付 し、特に重症の未 熟児の健全な育成 を図る。	○支給対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時の体重が2千グラム以下のもの ・ 生活力が特に薄弱であって、けいれん等の症状を示すもの ○自己負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得税額に応じて費用徴収あり ○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所） ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績(受給件数) <table border="1" data-bbox="619 405 1265 479"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>420</td> <td>378</td> <td>361</td> <td>318</td> <td>326</td> <td>356</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	件数	420	378	361	318	326	356	404																																																								
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																																			
件数	420	378	361	318	326	356	404																																																																			
障がい児療養支 援制度 (障害児療養支 援事業実施要 綱)	心臓疾患等、県内 の医療機関では治 療が困難でやむを 得ず県外の医療機 関に長期にわたり 入院する身体に障 がいのある児童を 有する家庭の経済 的負担の軽減を図 る。	<交通費助成> ○助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者 ・ 育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること ○助成回数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者証の有効期間内に原則1回 ・ 上記に加えて、手術に伴う術前・術後の検査入院に各1回 ○助成金額（1回あたりの額）（単位：千円） <table border="1" data-bbox="619 797 1469 999"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> ※受診する県外医療機関の所在地により金額を決定 ○申請先：島根県心身障害児（者）親の会連合会 ○財源：県(10/10) ○実績(単位：件) <table border="1" data-bbox="619 1151 1134 1216"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>32</td> <td>78</td> <td>76</td> <td>75</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <滞在資金貸付> ○貸付対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者 ・ 育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること ・ 児童の入院が連続して10日以上となること ○貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象となる経費 <ul style="list-style-type: none"> 入院の準備経費、付添者の滞在経費 ・ 貸付金の限度額 <ul style="list-style-type: none"> 入院期間が1ヶ月未満の場合…30万円 入院期間が1ヶ月以上の場合…50万円 ・ 据置期間：退院後1年以内 ・ 償還期間：5年以内 ・ 貸付利子：無利子 ○申請先：島根県社会福祉協議会 ○財源：県(10/10) ○実績(単位：件) <table border="1" data-bbox="619 1834 1134 1910"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150	西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170	隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200	年度	H17	H18	H19	H20	H21	助成件数	32	78	76	75	114	年度	H17	H18	H19	H20	H21	貸付件数	1	3	6	2	2
区分	起点	中国				四国	九州	近畿						中部	関東																																																											
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																					
東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150																																																																
西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170																																																																
隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200																																																																
年度	H17	H18	H19	H20	H21																																																																					
助成件数	32	78	76	75	114																																																																					
年度	H17	H18	H19	H20	H21																																																																					
貸付件数	1	3	6	2	2																																																																					

助成制度名	目的	概要																																																
<p>肝炎治療医療費助成事業</p> <p>(肝炎治療特別促進事業実施要綱)</p>	<p>インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウィルスの感染防止を図る。</p>	<p>○対象医療 B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。</p> <p>○助成期間 原則として同一患者につき1年とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。</p> <p>○自己負担額 患者の1か月の自己負担額(3割及び高額療養費支給後等)が、次表の階層区分による自己負担額を超えた額を、県から保険医療機関等へ交付</p> <table border="1" data-bbox="619 421 1465 566"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>世帯の市町村民税(所得割)課税年額</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲</td> <td>235千円以上</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>235千円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「世帯」とは、住民票の世帯を原則とするが、例外措置がある。</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○事業期間：平成20年度から7年間</p>	階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)	甲	235千円以上	20,000円	乙	235千円未満	10,000円																																							
階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)																																																
甲	235千円以上	20,000円																																																
乙	235千円未満	10,000円																																																
<p>特定疾患治療研究事業</p> <p>(特定疾患治療研究事業実施要領)</p>	<p>原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆるスモン、ALS、パーキンソン病などの難病のうち特定疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者の医療費の負担軽減を目的とする。</p>	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する者。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="619 869 1465 1601"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">対象者別の一部自己負担の月額限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来等</th> <th>生計中心者が患者本人の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>4,500円</td> <td>2,250円</td> <td rowspan="7">対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>6,900円</td> <td>3,450円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>8,500円</td> <td>4,250円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>18,700円</td> <td>9,350円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>23,100円</td> <td>11,550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記表に定める額の1/10の額 ※重症患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所 ○対象者数：4,555人(H21.3月末現在) ○財源：国(1/2)、県(1/2) ※ただし、スモンは国(10/10) ○実績</p> <table border="1" data-bbox="627 1832 1209 2049"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>577,982,848円</td> <td>3,950人</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>613,470,206円</td> <td>4,250人</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>675,933,964円</td> <td>4,479人</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>730,051,609円</td> <td>4,702人</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>768,396,434円</td> <td>4,876人</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額			入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円	年度	公費負担額	受給者数	H17	577,982,848円	3,950人	H18	613,470,206円	4,250人	H19	675,933,964円	4,479人	H20	730,051,609円	4,702人	H21	768,396,434円	4,876人
階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額																																																	
	入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合																																															
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円																																															
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。																																															
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円																																																
年度	公費負担額	受給者数																																																
H17	577,982,848円	3,950人																																																
H18	613,470,206円	4,250人																																																
H19	675,933,964円	4,479人																																																
H20	730,051,609円	4,702人																																																
H21	768,396,434円	4,876人																																																

助成制度名	目的	概要																																																			
<p>小児慢性特定疾患治療研究事業</p> <p>(児童福祉法第21条の5)</p>	<p>小児の慢性疾患のうち、白血病、血友病、慢性心疾患など特定の疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的とする。</p>	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。）。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="619 293 1469 824"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>2,200 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>3,400 円</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>4,200 円</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>5,500 円</td> <td>2,750 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>9,300 円</td> <td>4,650 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>11,500 円</td> <td>5,750 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患児がいる場合は、そのうち1人については表に定める額の1/10の額 ※重症患者及び血友病患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所） ○対象者数：638人（H21.3月末現在） ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績</p> <table border="1" data-bbox="619 1070 1469 1305"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>135,839,072 円</td> <td>732 人</td> <td>H17.4改正あり</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>139,784,121 円</td> <td>674 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>138,773,687 円</td> <td>667 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>140,414,574 円</td> <td>662 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>154,682,560 円</td> <td>637 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円	年度	公費負担額	受給者数	備考	H17	135,839,072 円	732 人	H17.4改正あり	H18	139,784,121 円	674 人		H19	138,773,687 円	667 人		H20	140,414,574 円	662 人		H21	154,682,560 円	637 人	
階層区分	入院	外来																																																			
生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円																																																			
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円																																																			
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円																																																			
年度	公費負担額	受給者数	備考																																																		
H17	135,839,072 円	732 人	H17.4改正あり																																																		
H18	139,784,121 円	674 人																																																			
H19	138,773,687 円	667 人																																																			
H20	140,414,574 円	662 人																																																			
H21	154,682,560 円	637 人																																																			
<p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」)</p>	<p>体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p>	<p>○支給対象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>○助成内容 1回あたり15万円、年度内2回まで、通算5年、所得制限あり（夫婦の所得730万円未満）</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績：平成18年度…179組;180件（17,700千円） 平成19年度…310組;358件（35,117千円） 平成20年度…267組;412件（39,960千円） 平成21年度…340組;562件（75,357千円）</p>																																																			

助成制度名	目的	概要																																																																																																																					
原爆各種手当 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第31条)	原子爆弾の放射線を原因とする後遺症等により生活上や健康上特別な状態にある被爆者の、生活の安定、健康の保持・増進、福祉の向上を図る。	○手当内容 (H23年4月1日現在)																																																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当種別</th> <th>支給対象</th> <th>手当額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)</td> <td>136,890 円</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人</td> <td>50,550 円</td> </tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人</td> <td>47,110 円</td> </tr> <tr> <td>健康管理手当</td> <td>高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人</td> <td>33,670 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当</td> <td>爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人</td> <td>16,880 円</td> </tr> <tr> <td>上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者</td> <td>33,670 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護手当</td> <td>【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害</td> <td>重度:上限 104,530 円 中度:上限 69,680 円</td> </tr> <tr> <td>【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人</td> <td>21,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	手当種別	支給対象	手当額 (月額)	医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	136,890 円	特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	50,550 円	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,110 円	健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,670 円	保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,880 円	上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,670 円	介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,530 円 中度:上限 69,680 円	【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,500 円																																																																																												
		手当種別	支給対象	手当額 (月額)																																																																																																																			
		医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	136,890 円																																																																																																																			
		特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	50,550 円																																																																																																																			
		原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,110 円																																																																																																																			
		健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,670 円																																																																																																																			
		保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,880 円																																																																																																																			
			上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,670 円																																																																																																																			
		介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,530 円 中度:上限 69,680 円																																																																																																																			
【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,500 円																																																																																																																						
○申請先: 各保健所																																																																																																																							
○財源: 介護手当: 国(8/10)、県(2/10) その他手当…国(10/10)																																																																																																																							
○被爆者数(単位: 人)																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>1,931</td> <td>1,846</td> <td>1,762</td> <td>1,676</td> <td>1,586</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H18	H19	H20	H21	H22	人数	1,931	1,846	1,762	1,676	1,586																																																																																																										
年度	H18	H19	H20	H21	H22																																																																																																																		
人数	1,931	1,846	1,762	1,676	1,586																																																																																																																		
※年度末現在																																																																																																																							
○実績																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>単位</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療特別手当</td> <td>件</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>120</td> <td>242</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>9,895</td> <td>9,895</td> <td>16,492</td> <td>30,645</td> <td>32,237</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別手当</td> <td>件</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>33</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,284</td> <td>2,284</td> <td>1,675</td> <td>1,218</td> <td>1,218</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康管理手当</td> <td>件</td> <td>21,656</td> <td>21,657</td> <td>19,952</td> <td>18,969</td> <td>18,063</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>731,973</td> <td>732,007</td> <td>674,378</td> <td>641,170</td> <td>610,513</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(低額)</td> <td>件</td> <td>418</td> <td>418</td> <td>355</td> <td>334</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>7,086</td> <td>7,086</td> <td>6,018</td> <td>5,662</td> <td>5,424</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(高額)</td> <td>件</td> <td>156</td> <td>144</td> <td>120</td> <td>96</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>5,273</td> <td>4,868</td> <td>4,056</td> <td>3,245</td> <td>3,143</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(重度)</td> <td>件</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>50</td> <td>52</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,308</td> <td>2,624</td> <td>2,943</td> <td>3,096</td> <td>2,529</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(中度)</td> <td>件</td> <td>27</td> <td>48</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,670</td> <td>1,890</td> <td>1,651</td> <td>1,875</td> <td>2,017</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族介護</td> <td>件</td> <td>152</td> <td>147</td> <td>107</td> <td>96</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>3,279</td> <td>3,171</td> <td>2,308</td> <td>2,071</td> <td>2,006</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5">単価改正</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22	医療特別手当	件	72	72	120	242	254	千円	9,895	9,895	16,492	30,645	32,237	特別手当	件	45	45	33	24	24	千円	2,284	2,284	1,675	1,218	1,218	健康管理手当	件	21,656	21,657	19,952	18,969	18,063	千円	731,973	732,007	674,378	641,170	610,513	保健手当(低額)	件	418	418	355	334	320	千円	7,086	7,086	6,018	5,662	5,424	保健手当(高額)	件	156	144	120	96	93	千円	5,273	4,868	4,056	3,245	3,143	費用介護(重度)	件	33	42	50	52	45	千円	1,308	2,624	2,943	3,096	2,529	費用介護(中度)	件	27	48	45	48	48	千円	1,670	1,890	1,651	1,875	2,017	家族介護	件	152	147	107	96	93	千円	3,279	3,171	2,308	2,071	2,006	備考	単価改正					
年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22																																																																																																																	
医療特別手当	件	72	72	120	242	254																																																																																																																	
	千円	9,895	9,895	16,492	30,645	32,237																																																																																																																	
特別手当	件	45	45	33	24	24																																																																																																																	
	千円	2,284	2,284	1,675	1,218	1,218																																																																																																																	
健康管理手当	件	21,656	21,657	19,952	18,969	18,063																																																																																																																	
	千円	731,973	732,007	674,378	641,170	610,513																																																																																																																	
保健手当(低額)	件	418	418	355	334	320																																																																																																																	
	千円	7,086	7,086	6,018	5,662	5,424																																																																																																																	
保健手当(高額)	件	156	144	120	96	93																																																																																																																	
	千円	5,273	4,868	4,056	3,245	3,143																																																																																																																	
費用介護(重度)	件	33	42	50	52	45																																																																																																																	
	千円	1,308	2,624	2,943	3,096	2,529																																																																																																																	
費用介護(中度)	件	27	48	45	48	48																																																																																																																	
	千円	1,670	1,890	1,651	1,875	2,017																																																																																																																	
家族介護	件	152	147	107	96	93																																																																																																																	
	千円	3,279	3,171	2,308	2,071	2,006																																																																																																																	
備考	単価改正																																																																																																																						
※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし																																																																																																																							

助成制度名	目的	概要																														
妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業 (妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱)	早期に適正な療養を受けることを容易にし、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に患している妊産婦であつて母体又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けた者であり、かつ、入院期間が7日以上のもので、前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属する者及び児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者を除く。</p> <p>○事業内容 対象疾患に患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、下表に定める額により算定した額を21日を限度として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="619 324 1460 616"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準額 (円)</th> <th rowspan="2">加算基準額 (円)</th> <th colspan="2">特別加算額 (円)</th> </tr> <tr> <th>開腹</th> <th>分娩誘発その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>9,100</td> <td>1,300</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,300</td> <td>1,000</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>6,400</td> <td>900</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税年額15,001円以下の世帯</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算基準額…入院期間が7日を超えた場合の1日当たりの加算額 ※特別加算額…入院中に手術療法等を受けた場合の加算額</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：県10/10 ○実績：H18、19、20、21は実績なし H22は1件 (21,300円)</p>		基準額 (円)	加算基準額 (円)	特別加算額 (円)		開腹	分娩誘発その他	生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000	市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000	所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000	所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000			
	基準額 (円)	加算基準額 (円)				特別加算額 (円)																										
			開腹	分娩誘発その他																												
生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000																												
市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000																												
所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000																												
所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																												
国民健康保険調整交付金 (国民健康保険法第72条の2)	市町村が行う国民健康保険の財政について、地域実情に応じた国保財政安定化への取り組みを促進するとともに、特殊な事情に応じたきめ細かな財政調整をする。	<p>○交付内容 県内市町村の国民健康保険に係る療養の給付等にかかる経費の7% (※) を交付総額として、その6/7を普通調整交付金、1/7を特別調整交付金として交付する。 ・普通調整交付金 (定率交付分) 国が負担する療養給付費負担金と同様に、療養の給付費の実績に対して定率で交付する。 ・特別調整交付金 各市町村の国保財政に影響を与える特別な事情に応じて交付する。</p> <p>◆医療費適正化： レセプト点検による財政効果の伸びに対して交付 ◆収納率の向上： 収納率向上実績に対して交付 ◆保健事業： 国の交付対象外の保健事業に対して交付、保健事業に多額の経費を要した場合に交付、特定検診の受診率向上実績に対し交付 ◆その他特別事情： 高額医療費行動事業にかかる拠出金と、同事業等に係る交付金との差額が交付金の3%を超える場合に交付</p> <p>○実績 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="625 1361 1268 1601"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>うち普通</th> <th>うち特別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>2,546,687</td> <td>2,352,774</td> <td>193,913</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>2,687,548</td> <td>2,431,152</td> <td>256,396</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2,480,837</td> <td>2,168,532</td> <td>312,305</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2,519,854</td> <td>2,293,047</td> <td>226,807</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2,544,886</td> <td>2,343,881</td> <td>201,005</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H17年度は対象経費の5%を交付総額とし、その4/5を普通調整交付金、1/5を特別調整交付金として交付</p>	年度	交付額	うち普通	うち特別	備考	H18	2,546,687	2,352,774	193,913		H19	2,687,548	2,431,152	256,396		H20	2,480,837	2,168,532	312,305		H21	2,519,854	2,293,047	226,807		H22	2,544,886	2,343,881	201,005	
年度	交付額	うち普通	うち特別	備考																												
H18	2,546,687	2,352,774	193,913																													
H19	2,687,548	2,431,152	256,396																													
H20	2,480,837	2,168,532	312,305																													
H21	2,519,854	2,293,047	226,807																													
H22	2,544,886	2,343,881	201,005																													

助成制度名	目的	概要																									
国民健康保険保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の2の2、国民健康保険法附則第14項)	国保の保険料(税)軽減分等の助成をすることにより、国保財政の安定化と保険料(税)負担の適正化を図る。	○助成内容 ①保険料(税)軽減分 低所得者の保険料(税)軽減の財政負担を助成する。 ②保険者支援分 低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援するため助成する。 ○補助率 ①県(3/4)、市町村(1/4) ②国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①軽減分</th> <th>②支援分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>1,840,032</td> <td>141,399</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1,879,209</td> <td>142,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,250,976</td> <td>92,533</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1,300,753</td> <td>99,251</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,432,789</td> <td>102,606</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	①軽減分	②支援分	備考	H18	1,840,032	141,399		H19	1,879,209	142,268		H20	1,250,976	92,533		H21	1,300,753	99,251		H22	1,432,789	102,606		
年度	①軽減分	②支援分	備考																								
H18	1,840,032	141,399																									
H19	1,879,209	142,268																									
H20	1,250,976	92,533																									
H21	1,300,753	99,251																									
H22	1,432,789	102,606																									
国民健康保険高額医療費共同事業 (国民健康保険法附則第26条)	高額医療費の一部を負担することにより、国保財政の安定化を図る。	○助成内容 保険者(市町村)が負担する高額医療費拠出金の一部(80万円を超える高額医療費)を負担する。 ○補助率 国(1/4)、県(1/4)、市町村(2/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>252,676</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>278,447</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>285,176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>309,736</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>349,251</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	県負担額	備考	H18	252,676		H19	278,447		H20	285,176		H21	309,736		H22	349,251								
年度	県負担額	備考																									
H18	252,676																										
H19	278,447																										
H20	285,176																										
H21	309,736																										
H22	349,251																										
自立支援医療(更生医療) (障害者自立支援法第58条第1項)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の者が、障がいの除去、又は軽減のために受ける医療を対象に「更生医療給付費」を給付することにより、日常生活活動の回復又は向上を図る。	○対象者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障がい有すると認められる者であつて、確実なる治療効果が期待しうるもの ○対象疾患 1)視覚障がいによるもの 2)聴覚、平衡機能の障がいによるもの 3)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの 4)肢体不自由によるもの 5)心臓、腎臓又は小腸の機能の障がいによるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。) 6)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。) ○負担割合 原則1割負担としうえて、負担上限を設ける。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入≤80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入>80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割<3万3千円</td> <td>医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割<23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割≥23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> ※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続) ○申請先:市町村窓口 ○財源内訳:国1/2、県1/4、市町村1/4 ○H23予算:147,426千円(県負担分)	区分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入≤80万円	2,500		本人収入>80万円	5,000		市町村民税課税	所得割<3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割<23万5千円	対象外	10,000	所得割≥23万5千円	対象外	20,000
区分		負担上限額(円)																									
生活保護世帯		0																									
市町村民税非課税	本人収入≤80万円	2,500																									
	本人収入>80万円	5,000																									
市町村民税課税	所得割<3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																								
	所得割<23万5千円	対象外	10,000																								
	所得割≥23万5千円	対象外	20,000																								

助成制度名	目的	概要																													
自立支援医療 (精神通院医療) (障害者自立支援法第58条第1項)	精神障がい者が病院又は診療所に入院することなく行われる精神医療について公費負担することにより、精神障がいの適正な医療を普及する。	<p>○対象者</p> <p>精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者）又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの（現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、なお通院医療を継続する必要のある場合も対象となる）</p> <p>○対象となる精神障がい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 躁及び抑うつ状態 2) 幻覚妄想状態 3) 精神運動興奮及び昏迷の状態 4) 統合失調等残遺状態 5) 情動及び行動の障がい 6) 不安及び不穏状態 7) 癡れん及び意識障がい 8) 精神作用物質の乱用及び依存 9) 知能障がい <p>○負担割合</p> <p>原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 > 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 < 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 < 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者（重度かつ継続）</p> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○財源内訳：国1/2、県1/2</p> <p>○H23予算：1,107,016千円</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000					
区 分		負担上限額(円)																													
生活保護世帯		0																													
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																													
	本人収入 > 80万円	5,000																													
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																												
	所得割 < 23万5千円		10,000																												
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																												
福祉医療費助成制度	福祉医療費助成対象者（重度心身障害がい及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。	<p>○対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>要件</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度知的障がい者</td> <td>療育手帳A所持者</td> <td rowspan="4">特別障害者手当の所得制限を準用</td> </tr> <tr> <td>重度身体障がい者</td> <td>身障手帳1～2級所持者</td> </tr> <tr> <td>寝たきり者</td> <td>65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者</td> </tr> <tr> <td>重複重度障がい者</td> <td>身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭</td> <td>18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童</td> <td>所得税非課税世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>○助成する医療費の範囲</p> <p>社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたとき、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く。）から医療費の1割（次表の限度額を超える場合は、次表の額）を控除した額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自己負担限度額</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>40,200</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,500</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の障がい児(者)</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○対象者数：26,412人（H22.4.1現在）</p> <p>○財源内訳：県1/2、市町村1/2</p> <p>○H23予算：662,313千円（県補助分） （うち、267,070千円は電源立地地域対策交付金）</p>	対象者	要件	所得制限	重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用	重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者	寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者	重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下	ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯	自己負担限度額	控除額(円)		入院	入院外	一般	40,200	12,000	市町村民税非課税世帯	7,500	4,000	20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000
対象者	要件	所得制限																													
重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用																													
重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者																														
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者																														
重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下																														
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯																													
自己負担限度額	控除額(円)																														
	入院	入院外																													
一般	40,200	12,000																													
市町村民税非課税世帯	7,500	4,000																													
20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000																													

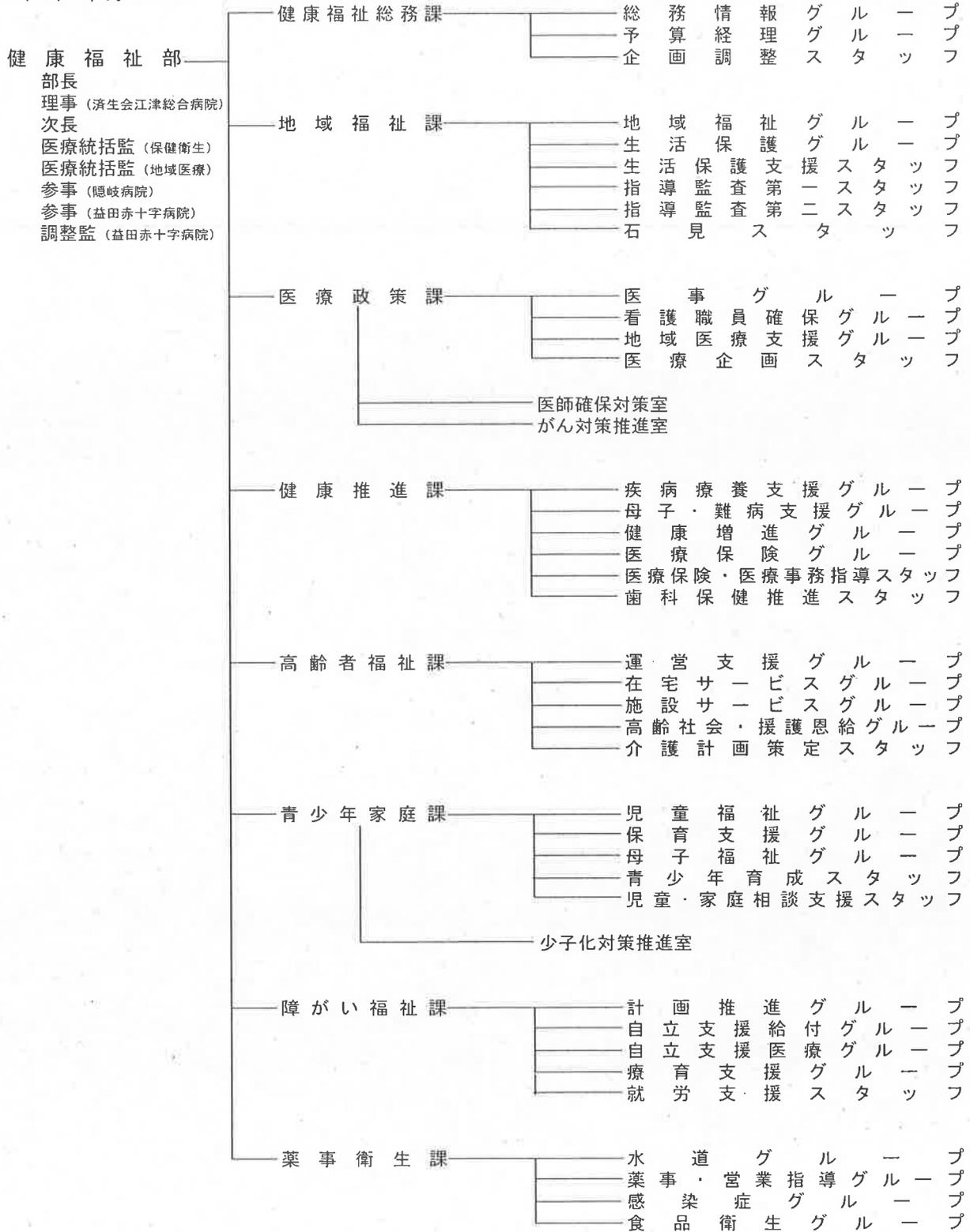
貸 付 事 業 一 覧

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利率	備 考
母子寡婦 福祉資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金 事業継続資金 修学資金、技能習得資金、 修業資金、就職支度資金、 医療・介護資金、生活資金 住宅資金、転宅資金、就学 支度資金、結婚資金	母子家庭の母、寡婦、母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	資金ごとに設定	資金ごとに設定	無利子 又は年 1.5%	青少年家庭課で受付 (浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村については各市町村)
生活福祉 資金	低所得者、高齢者及び障がい者に対し、各種資金を低利子又は無利子で貸し付けるとともに必要な相談支援を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	総合支援資金 福祉資金 教育支援資金 不動産担保型 生活資金	低所得世帯、障がい者世帯、 高齢者世帯	資金ごとに設定	・据置期間 2か月以内～ 1年6か月以内 ・償還期間 20年以内で資金ごとに設定	無利子 (連帯保証人がいない場合は無利子が年1.5%となる資金あり)	各市町村 社会福祉協議会取扱
臨時特例 つなぎ資金	離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その自立を支援するため、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸し付けを行う。	臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者	10万円以内	一括交付	無利子	各市町村 社会福祉協議会取扱
障害児療 養支援滞 在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象児童の扶養義務者 ・居住地に応じて定める起点から120Kmを超える県外医療機関に10日以上入院すること	入院予定期間 1ヶ月未満 30万円 1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社会福祉協議会取扱

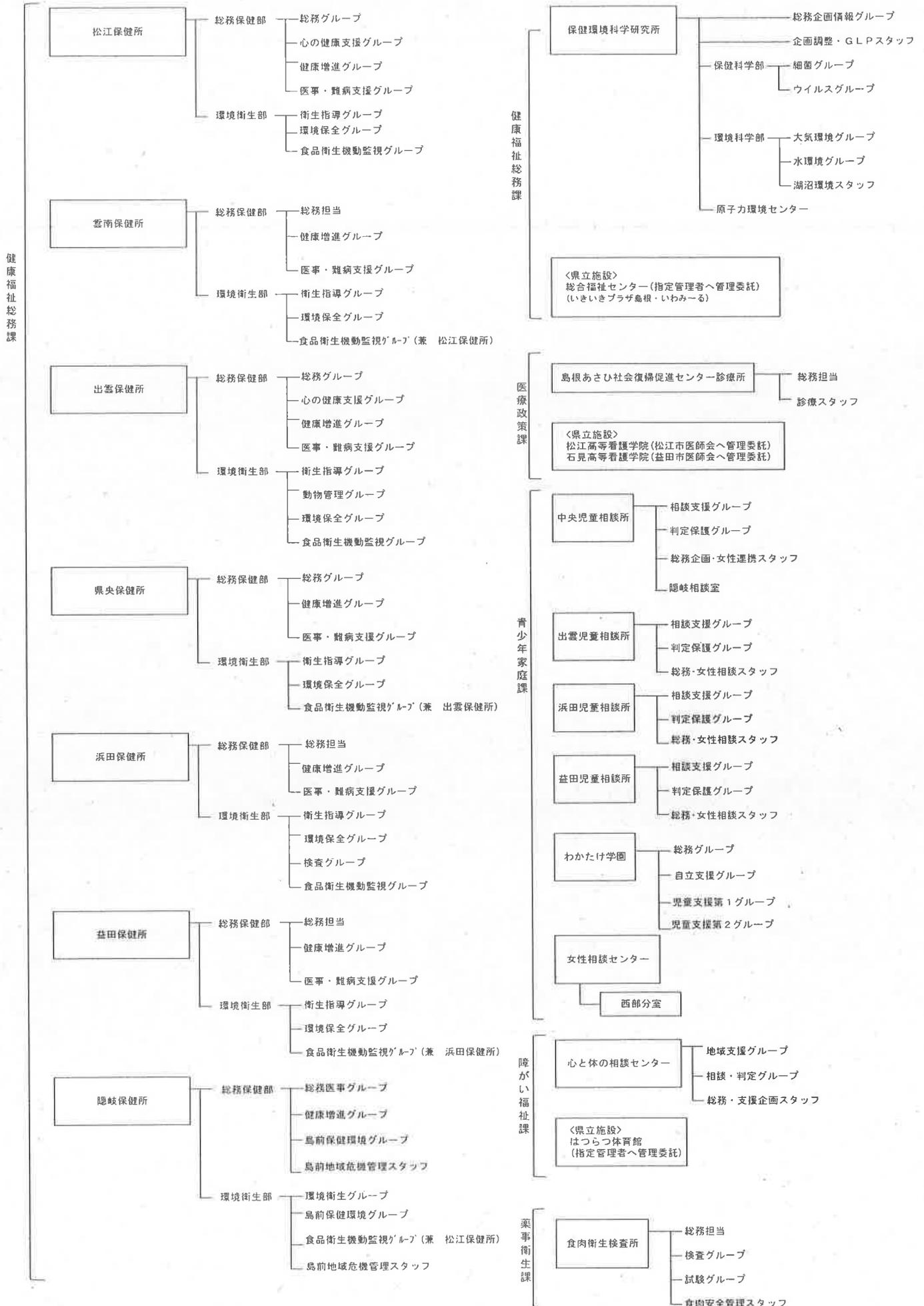
事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利 率	備 考
配偶者等からの暴力被害者自立支援金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金 住宅借上げ資金	女性相談センターにより一時保護された被害者で、一時保護された施設を退所後6月以内に、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	・据置期間 貸付けの日から3か月以内 ・償還期間 据置期間の満了の日から3年以内	無利子	窓口は女性相談センター

健康福祉部の組織（平成23年4月1日）

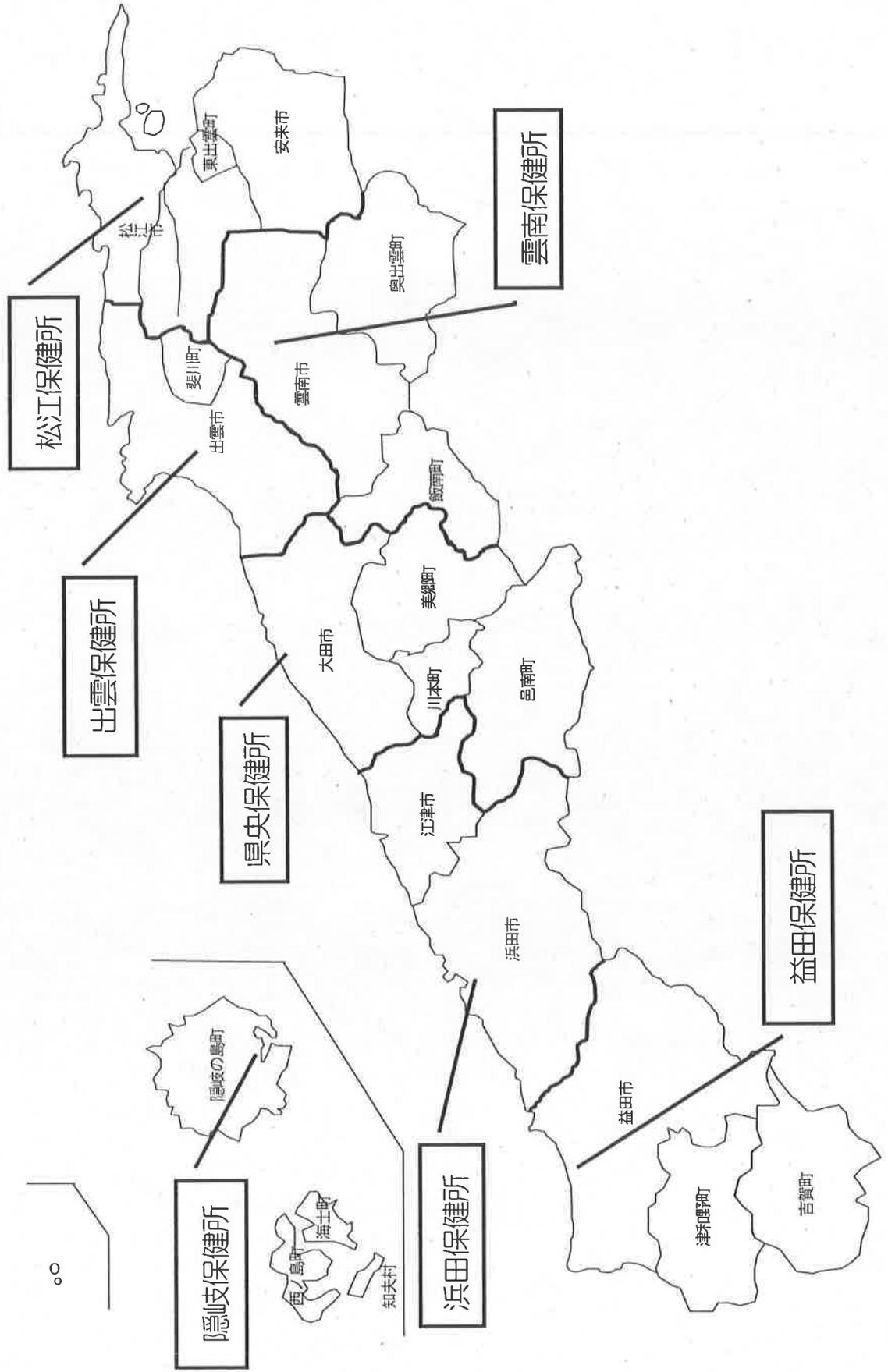
（1）本庁



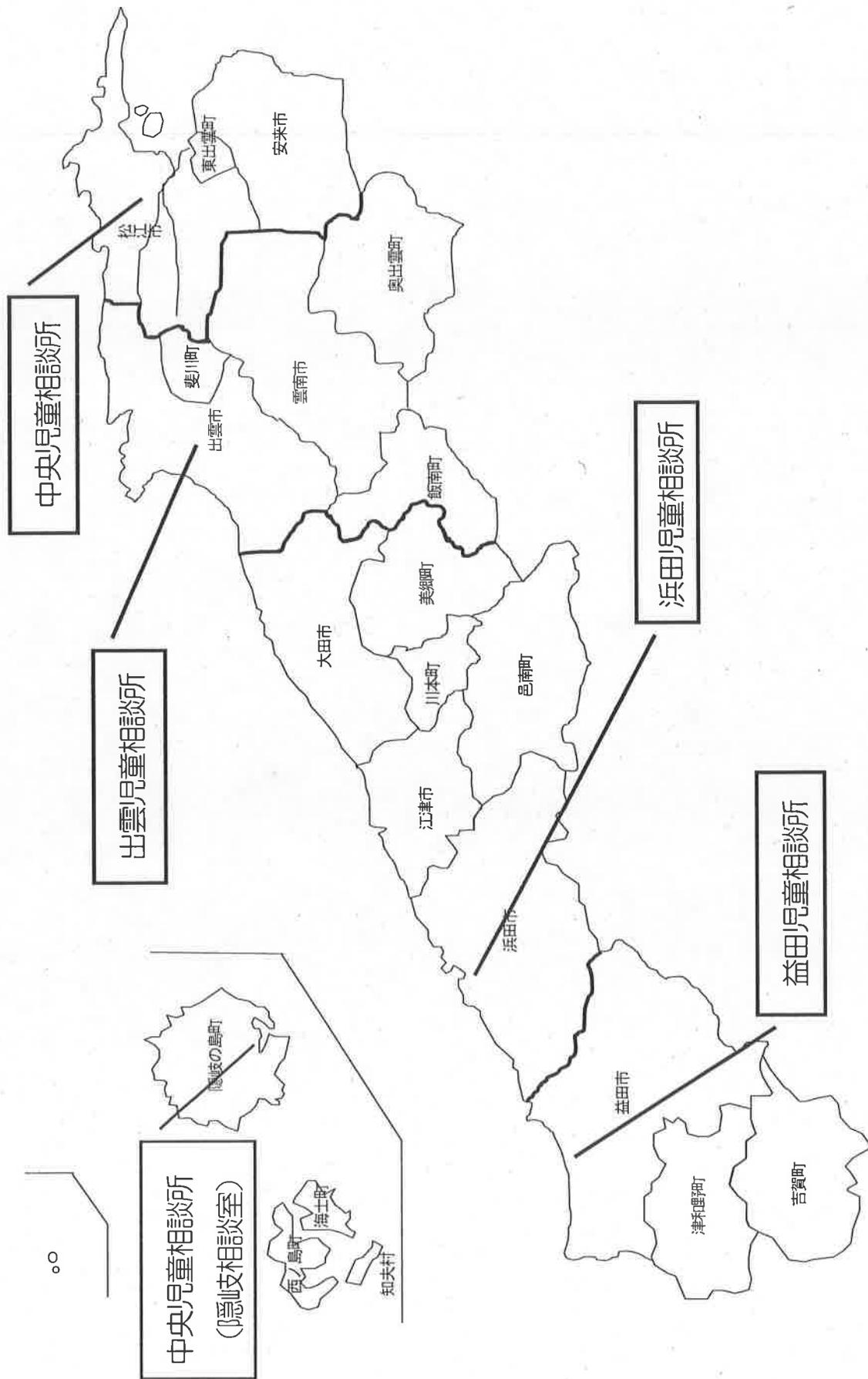
(2) 地方機関



保健所の所管区域（平成23年4月1日現在）



児童相談所の所管区域（平成23年4月1日現在）



平成23年度当初予算の概要

1. 一般会計

(1) 当初予算の推移 (一般会計ベース)

(単位：千円、%)

区 分	H 2 2 当初 (A)	対前年 伸び率	H 2 3 当初 (B)	対前年 伸び率	差引増減 (B) - (A)
県 予 算	535,492,571	1.6	532,225,187	▲ 0.6	▲ 3,267,384
う ち 健 康 福 祉 部	66,670,155	12.6	69,264,777	3.9	2,594,622

(2) 健康福祉部課別当初予算

(単位：千円、%)

課 名	区 分	H 2 2 当初 (A)	対前年 伸び率	H 2 3 当初 (B)	対前年 伸び率	差引増減 (B) - (A)
健康福祉総務課	総 額	2,342,119	▲ 4.8	2,291,849	▲ 2.1	▲ 50,270
	一般財源	2,281,580	▲ 5.6	2,239,186	▲ 1.9	▲ 42,394
地域福祉課	総 額	1,923,670	▲ 7.6	2,182,544	13.5	258,874
	一般財源	1,685,829	▲ 8.6	1,550,114	▲ 8.1	▲ 135,715
医療政策課	総 額	8,490,476	▲ 17.3	10,088,688	18.8	1,598,212
	一般財源	5,849,222	▲ 31.3	5,427,727	▲ 7.2	▲ 421,495
健康推進課	総 額	17,856,343	2.4	18,237,518	2.1	381,175
	一般財源	15,678,852	1.7	16,130,139	2.9	451,287
高齢者福祉課	総 額	15,813,577	48.4	15,815,308	0.0	1,731
	一般財源	10,910,712	6.2	10,812,589	▲ 0.9	▲ 98,123
青少年家庭課	総 額	9,062,003	26.5	8,934,230	▲ 1.4	▲ 127,773
	一般財源	6,660,754	10.5	6,840,305	2.7	179,551
障がい福祉課	総 額	10,217,945	23.4	10,521,481	3.0	303,536
	一般財源	6,471,673	12.9	6,459,087	▲ 0.2	▲ 12,586
薬事衛生課	総 額	964,022	13.9	1,193,159	23.8	229,137
	一般財源	722,265	9.7	509,742	▲ 29.4	▲ 212,523
健康福祉部計	総 額	66,670,155	12.6	69,264,777	3.9	2,594,622
	一般財源	50,260,887	▲ 1.2	49,968,889	▲ 0.6	▲ 291,998

2. 特別会計

(単位：千円、%)

会計名	区 分	H 2 2 当初 (A)	対前年 伸び率	H 2 3 当初 (B)	対前年 伸び率	差引増減 (B) - (A)
島根県立島根あさひ 社会復帰促進センター 診療所特別会計	総 額	256,089	26.9	367,780	43.6	111,691
	一般財源	0	0.0	0	0.0	0
母子寡婦福祉資金 特別会計	総 額	400,944	8.9	529,590	32.1	128,646
	一般財源	0	0.0	0	0.0	0

国勢調査人口

市町村等	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	市町村等	平成17年
松江市	110,534	118,005	127,440	135,568	140,005	142,956	147,416	152,616	松江市	196,603
浜田市	51,483	49,407	50,316	50,799	51,071	49,135	48,515	47,187	浜田市	63,046
出雲市	68,765	69,078	71,568	77,303	80,749	82,679	84,854	87,330	出雲市	146,307
益田市	52,729	50,071	50,734	52,756	54,049	52,412	51,559	50,128	益田市	52,368
大田市	42,322	38,192	37,449	38,026	38,242	36,922	35,333	33,609	大田市	40,703
安来市	30,778	30,796	32,004	32,660	33,056	32,439	31,637	30,520	安来市	43,839
江津市	30,209	27,891	27,992	28,264	28,597	27,748	26,958	25,773	江津市	27,774
平田市	33,128	31,560	30,942	31,067	31,315	30,632	29,707	29,006	雲南市	44,403
鹿島町	9,249	9,146	9,184	9,094	9,782	9,216	8,820	8,414	東出雲町	14,193
島根町	5,435	5,013	4,831	4,982	5,054	4,953	4,824	4,447	奥出雲町	15,812
美保関町	9,423	8,756	8,581	8,484	8,208	7,788	7,290	6,781	飯南町	5,979
東出雲町	9,573	10,323	10,360	10,889	11,507	11,448	11,365	12,275	斐川町	27,444
八雲村	4,162	3,839	3,877	4,736	5,508	6,248	6,694	6,844	川本町	4,324
玉湯町	5,921	6,046	6,188	6,238	6,368	6,258	6,119	6,114	美郷町	5,911
穴道町	9,813	9,480	9,445	9,841	9,987	9,836	9,593	9,489	邑南町	12,944
八束町	5,043	4,791	4,251	4,341	4,607	4,595	4,597	4,584	津和野町	9,515
広瀬町	12,444	11,317	10,880	10,723	10,590	10,121	9,613	9,205	吉賀町	7,362
伯太町	6,888	6,269	5,916	5,938	5,970	5,932	5,684	5,530	海士町	2,581
仁多町	12,233	10,920	10,155	9,961	9,691	9,350	9,015	8,733	西ノ島町	3,486
横田町	11,268	9,958	9,243	9,096	9,015	8,750	8,411	7,956	知夫村	725
大東町	18,702	17,094	16,575	16,832	16,665	16,114	15,403	14,607	隠岐の島	16,904
加茂町	7,254	6,835	6,769	6,905	6,949	6,854	6,695	6,737	島根県総	742,223
木次町	12,647	11,635	11,040	11,009	10,831	10,516	10,394	10,079	日本全国	127,767,994
三刀屋町	10,386	9,358	9,116	9,400	9,251	9,105	8,900	8,561		
吉田村	3,942	3,288	3,058	2,829	2,795	2,686	2,668	2,434		
掛合町	6,351	5,445	4,821	4,502	4,490	4,337	4,188	3,905		
頓原町	5,396	4,145	3,701	3,431	3,457	3,380	3,172	3,099		
赤来町	6,045	5,018	4,479	4,340	4,193	3,951	3,721	3,442		
斐川町	23,014	22,384	22,744	23,829	24,592	25,221	25,787	26,816		
佐田町	7,001	5,911	5,600	5,429	5,316	5,189	4,870	4,576		
多伎町	5,199	4,424	4,330	4,498	4,543	4,436	4,321	4,215		
湖陵町	5,662	5,618	5,707	5,951	6,044	5,981	5,779	5,813		
大社町	19,021	18,350	18,167	18,203	17,970	17,284	16,683	16,020		
温泉津町	8,520	6,927	6,160	5,703	5,283	4,863	4,446	4,053		
仁摩町	7,722	6,356	5,824	5,841	5,752	5,506	5,174	4,911		
川本町	8,507	7,213	6,803	6,303	6,123	5,512	5,099	4,784		
邑智町	8,816	7,438	6,664	6,270	5,861	5,360	5,036	4,606		
大和村	3,663	3,056	2,598	2,568	2,511	2,246	2,175	2,018		
羽須美村	4,528	3,690	3,159	2,907	2,823	2,565	2,304	2,078		
瑞穂町	7,883	6,582	6,152	5,680	5,691	5,518	5,391	5,304		
石見町	8,948	7,647	7,348	7,147	7,281	7,034	6,761	6,484		
桜江町	6,602	5,588	4,939	4,521	4,340	4,026	3,782	3,604		
金城町	6,624	5,628	5,217	5,329	5,800	5,666	5,508	5,216		
旭町	6,055	4,832	4,336	4,058	3,954	3,840	3,354	3,198		
弥栄村	3,446	2,853	2,375	2,179	2,075	1,869	1,845	1,789		
三隅町	12,214	10,872	10,009	9,765	9,629	8,901	8,881	8,073		
美都町	5,352	4,366	3,809	3,551	3,566	3,121	2,941	2,691		
匹見町	5,256	3,871	3,184	2,733	2,465	2,173	2,096	1,803		
津和野町	10,278	8,840	8,011	7,853	7,578	7,072	6,541	6,098		
日原町	7,759	6,572	5,946	5,570	5,424	5,059	4,848	4,530		
柿木村	3,034	2,547	2,440	2,337	2,243	2,103	1,940	1,848		
六日市町	8,208	7,120	6,682	7,078	6,922	6,622	6,660	6,331		
西郷町	16,569	14,668	14,409	14,794	14,623	14,142	13,484	13,194		
布施村	824	741	706	674	575	522	514	522		
五箇村	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173		
都万村	3,352	2,730	2,377	2,247	2,179	2,150	2,122	2,156		
海士町	5,145	4,257	3,809	3,537	3,339	3,119	2,857	2,672		
西ノ島町	5,840	5,210	5,089	4,830	4,886	4,429	4,048	3,804		
知夫村	1,531	1,214	1,072	1,068	941	855	802	718		
島根県総	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503		
日本全国	98,274,961	103,720,060	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843		

資料：総務省「国勢調査」

但し、昭和40年の布部村(2,068人)は広瀬町、国府町(7,044人)は浜田市へ集計

各種保健統計（平成21年）

市町村等	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	医療施設数（人口10万対）		医師数※ (人口10万対)
					病院	一般診療所	
全 国	8.5	9.1	5.6	2.01	6.9	78.1	224.5
島 根 県	7.8	12.4	4.5	1.58	7.8	104.6	263.6
松 江 市	8.6	9.6	5.1	1.69	6.2	108.5	272.4
浜 田 市	7.4	13.9	4.1	1.38	11.6	111.2	227.4
出 雲 市	8.7	10.6	5.1	1.52	6.2	107.6	491.3
益 田 市	7.4	12.3	4.2	1.78	6.0	126.0	233.8
大 田 市	7.3	15.1	3.8	1.92	5.2	132.1	204.7
安 来 市	7.1	14.0	4.3	1.50	11.9	66.5	161.9
江 津 市	6.1	16.5	3.8	1.50	15.4	103.6	192.6
雲 南 市	7.3	14.0	4.3	1.39	7.1	84.8	133.0
東 出 雲 町	10.5	8.6	5.0	1.66	-	62.2	62.7
奥 出 雲 町	5.1	17.2	2.4	1.15	6.8	95.1	126.1
飯 南 町	6.2	18.7	2.7	0.91	18.1	163.3	106.7
斐 川 町	8.0	11.2	4.0	1.37	7.2	54.0	101.0
川 本 町	5.5	16.1	4.3	1.26	25.2	100.7	174.6
美 郷 町	4.8	21.8	3.1	1.11	-	147.8	72.1
邑 南 町	5.7	19.1	2.7	0.75	16.6	133.0	179.8
津 和 野 町	5.0	16.8	2.3	1.62	11.6	92.8	147.5
吉 賀 町	4.4	19.7	3.4	1.75	14.6	87.5	144.1
海 士 町	3.7	13.6	3.3	2.47	-	82.2	122.5
西ノ島町	4.7	15.7	3.5	2.20	31.4	156.8	154.2
知 夫 村	8.6	25.8	-	-	-	171.8	168.1
隠 岐 の 島 町	6.3	14.1	4.2	1.72	6.4	95.6	156.3

※医師数については隔年調査であるため、平成20年の数値を記載

資料：厚生労働省「人口動態統計」「医療施設調査」「医師・歯科医師・薬剤師調査」

島根県の人口移動と推計人口：島根県統計調査課編

都道府県別にみた年次別合計特殊出生率

	S51		S55		S60		H2		H3		H4		H5		H6		H7		H8		H9		H10	
	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位
北海道	1.75	43	1.63	45	1.61	46	1.43	46	1.43	44	1.40	42	1.33	44	1.37	43	1.31	46	1.30	45	1.27	45	1.26	44
青森県	1.94	19	1.85	19	1.80	28	1.56	33	1.65	18	1.61	19	1.58	17	1.64	17	1.56	17	1.54	19	1.50	20	1.50	17
岩手県	2.08	4	1.95	4	1.88	12	1.72	10	1.76	6	1.73	6	1.68	6	1.71	9	1.62	10	1.58	12	1.53	14	1.57	10
宮城県	1.89	28	1.86	15	1.80	28	1.57	29	1.57	32	1.53	32	1.44	37	1.49	35	1.46	36	1.42	37	1.38	37	1.39	37
秋田県	1.88	32	1.79	27	1.69	41	1.57	29	1.61	23	1.62	17	1.56	20	1.66	16	1.56	17	1.52	21	1.52	16	1.48	19
山形県	2.00	7	1.93	7	1.87	14	1.75	5	1.78	5	1.73	6	1.71	5	1.79	3	1.69	5	1.69	5	1.63	7	1.61	7
福島県	2.09	2	1.98	3	1.98	3	1.79	4	1.83	3	1.79	3	1.72	3	1.77	4	1.72	3	1.71	3	1.65	4	1.65	3
茨城県	1.98	13	1.87	13	1.86	16	1.64	18	1.64	19	1.60	21	1.54	22	1.57	25	1.53	22	1.49	25	1.45	25	1.44	26
栃木県	2.00	7	1.86	15	1.90	9	1.67	15	1.66	17	1.60	21	1.53	25	1.59	22	1.52	24	1.50	23	1.44	27	1.44	26
群馬県	1.95	18	1.81	24	1.85	17	1.63	19	1.64	19	1.60	21	1.54	22	1.62	20	1.56	17	1.52	21	1.48	21	1.45	24
埼玉県	1.92	21	1.73	37	1.72	40	1.50	40	1.51	39	1.44	39	1.42	39	1.45	39	1.41	39	1.37	40	1.31	40	1.28	42
千葉県	1.92	21	1.73	37	1.75	37	1.47	43	1.46	41	1.39	43	1.36	42	1.41	41	1.36	41	1.33	42	1.28	43	1.26	44
東京都	1.51	47	1.42	47	1.44	47	1.23	47	1.18	47	1.14	47	1.10	47	1.14	47	1.11	47	1.07	47	1.05	47	1.05	47
神奈川県	1.84	38	1.69	41	1.68	44	1.45	45	1.44	43	1.38	44	1.35	43	1.40	42	1.34	43	1.31	44	1.28	43	1.28	42
新潟県	2.01	6	1.87	13	1.88	12	1.69	13	1.71	12	1.67	13	1.65	11	1.69	13	1.59	15	1.58	12	1.54	13	1.54	14
富山県	1.88	32	1.76	34	1.79	32	1.56	33	1.55	35	1.52	34	1.49	31	1.54	30	1.49	30	1.49	25	1.44	27	1.44	26
石川県	1.98	13	1.86	15	1.79	32	1.60	24	1.58	29	1.56	25	1.48	33	1.58	24	1.46	36	1.46	32	1.42	32	1.45	24
福井県	1.98	13	1.92	10	1.93	6	1.75	5	1.73	9	1.69	10	1.68	6	1.75	7	1.67	7	1.65	7	1.59	8	1.60	8
山梨県	1.89	28	1.76	34	1.85	17	1.62	21	1.68	15	1.64	15	1.63	14	1.69	13	1.60	13	1.57	15	1.52	16	1.48	19
長野県	1.99	11	1.89	12	1.85	17	1.71	11	1.70	13	1.71	8	1.62	15	1.71	9	1.64	8	1.58	12	1.56	10	1.57	10
岐阜県	1.85	37	1.79	27	1.81	25	1.57	29	1.55	35	1.54	30	1.49	31	1.51	34	1.49	30	1.47	30	1.41	35	1.43	31
静岡県	1.93	20	1.79	27	1.85	17	1.60	24	1.61	23	1.53	32	1.52	26	1.56	26	1.48	32	1.46	32	1.42	32	1.42	33
愛知県	1.89	28	1.79	27	1.82	23	1.57	29	1.53	37	1.50	37	1.45	36	1.49	35	1.47	35	1.43	36	1.39	36	1.42	33
三重県	1.88	32	1.81	24	1.80	28	1.61	22	1.56	33	1.55	27	1.48	33	1.53	32	1.50	28	1.46	32	1.43	29	1.43	31
滋賀県	2.00	7	1.95	4	1.97	4	1.75	5	1.68	15	1.66	14	1.58	17	1.67	15	1.58	16	1.57	15	1.51	18	1.51	16
京都府	1.70	46	1.63	45	1.68	44	1.48	42	1.39	46	1.38	44	1.32	45	1.37	43	1.33	44	1.30	45	1.26	46	1.26	44
大阪府	1.73	44	1.64	43	1.69	41	1.46	44	1.41	45	1.37	46	1.31	46	1.36	46	1.33	44	1.32	43	1.30	41	1.31	40
兵庫県	1.82	39	1.73	37	1.75	37	1.53	38	1.47	40	1.43	40	1.37	41	1.43	40	1.41	39	1.39	39	1.37	39	1.38	38
奈良県	1.73	44	1.69	41	1.69	41	1.49	41	1.45	42	1.42	41	1.39	40	1.37	43	1.36	41	1.34	41	1.30	41	1.30	41
和歌山県	1.87	35	1.79	27	1.79	32	1.55	36	1.56	33	1.52	34	1.46	35	1.52	33	1.48	32	1.49	25	1.42	32	1.44	26
鳥取県	1.97	16	1.93	7	1.93	6	1.82	3	1.81	4	1.78	4	1.72	3	1.76	5	1.69	5	1.62	10	1.64	6	1.62	4
島根県	1.99	11	2.00	2	2.01	2	1.85	2	1.85	2	1.80	2	1.82	2	1.85	2	1.73	2	1.73	2	1.67	2	1.67	2
岡山県	1.92	21	1.85	19	1.89	11	1.66	16	1.62	22	1.61	19	1.55	21	1.59	22	1.55	20	1.53	20	1.51	18	1.49	18
広島県	1.92	21	1.83	21	1.83	22	1.63	19	1.60	25	1.56	25	1.52	26	1.55	27	1.48	32	1.46	32	1.43	29	1.42	33
山口県	1.81	40	1.77	33	1.82	23	1.56	33	1.59	27	1.54	30	1.51	29	1.55	27	1.50	28	1.49	25	1.45	25	1.46	22
徳島県	1.76	41	1.76	34	1.80	28	1.61	22	1.58	29	1.52	34	1.52	26	1.48	37	1.52	24	1.48	29	1.43	29	1.42	33
香川県	1.87	35	1.82	23	1.81	25	1.60	24	1.58	29	1.55	27	1.50	30	1.54	30	1.51	26	1.47	30	1.48	21	1.47	21
愛媛県	1.91	26	1.79	27	1.78	35	1.60	24	1.59	27	1.59	24	1.54	22	1.55	27	1.53	22	1.50	23	1.48	21	1.46	22
高知県	1.92	21	1.64	43	1.81	25	1.54	37	1.60	25	1.55	27	1.64	13	1.61	21	1.51	26	1.56	18	1.46	24	1.44	26
福岡県	1.76	41	1.73	37	1.75	37	1.52	39	1.53	37	1.47	38	1.43	38	1.48	37	1.42	38	1.41	38	1.38	37	1.37	39
佐賀県	1.96	17	1.92	10	1.95	5	1.75	5	1.73	9	1.69	10	1.67	10	1.73	8	1.64	8	1.67	6	1.65	4	1.62	4
長崎県	2.00	7	1.86	15	1.87	14	1.70	12	1.75	7	1.69	10	1.68	6	1.71	9	1.60	13	1.64	8	1.56	10	1.58	9
熊本県	1.89	28	1.83	21	1.85	17	1.65	17	1.69	14	1.64	15	1.61	16	1.63	18	1.61	12	1.61	11	1.56	10	1.55	13
大分県	1.91	26	1.81	24	1.78	35	1.58	28	1.64	19	1.62	17	1.57	19	1.63	18	1.55	20	1.57	15	1.53	14	1.52	15
宮崎県	2.09	2	1.93	7	1.90	9	1.68	14	1.74	8	1.74	5	1.68	6	1.76	5	1.70	4	1.71	3	1.66	3	1.62	4
鹿児島県	2.05	5	1.95	4	1.93	6	1.73	9	1.72	11	1.70	9	1.65	11	1.71	9	1.62	10	1.63	9	1.59	8	1.56	12
沖縄県	2.70	1	2.37	1	2.31	1	1.95	1	2.02	1	1.98	1	1.94	1	1.96	1	1.87	1	1.86	1	1.81	1	1.83	1
全国	1.85		1.75		1.76		1.54		1.53		1.50		1.46		1.50		1.42		1.43		1.39		1.38	

資料：厚生労働省「人口動態統計」

H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21		
出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	
1.20	46	1.23	46	1.21	45	1.22	42	1.20	42	1.19	44	1.15	46	1.18	46	1.19	45	1.20	46	1.19	46	北海道
1.46	16	1.47	23	1.47	15	1.44	15	1.35	26	1.35	25	1.29	35	1.31	35	1.28	38	1.30	37	1.26	42	青森県
1.52	8	1.56	12	1.52	10	1.50	10	1.45	11	1.43	12	1.41	14	1.39	19	1.39	22	1.39	26	1.37	26	岩手県
1.35	37	1.39	37	1.33	37	1.31	37	1.27	37	1.24	39	1.24	39	1.25	39	1.27	39	1.29	39	1.25	43	宮城県
1.45	18	1.45	28	1.40	26	1.37	30	1.31	36	1.30	35	1.34	31	1.34	30	1.31	34	1.32	36	1.29	37	秋田県
1.59	4	1.62	5	1.58	7	1.54	5	1.49	5	1.47	8	1.45	11	1.45	11	1.42	16	1.44	15	1.39	23	山形県
1.63	2	1.65	3	1.60	3	1.57	2	1.54	2	1.51	3	1.49	4	1.49	9	1.49	8	1.52	8	1.49	9	福島県
1.42	24	1.47	23	1.40	29	1.38	26	1.34	29	1.33	31	1.32	32	1.35	27	1.35	28	1.37	29	1.37	26	茨城県
1.41	26	1.48	21	1.43	20	1.40	23	1.38	17	1.37	19	1.40	16	1.40	16	1.39	22	1.42	21	1.43	15	栃木県
1.41	26	1.51	16	1.42	24	1.41	19	1.38	17	1.35	23	1.39	17	1.36	24	1.36	27	1.40	24	1.38	25	群馬県
1.23	42	1.30	41	1.24	41	1.23	41	1.21	40	1.20	42	1.22	40	1.24	40	1.26	40	1.28	41	1.28	39	埼玉県
1.22	44	1.30	41	1.24	42	1.24	40	1.20	42	1.22	40	1.22	41	1.23	41	1.25	41	1.29	39	1.31	35	千葉県
1.03	47	1.07	47	1.00	47	1.02	47	1.00	47	1.01	47	1.00	47	1.02	47	1.05	47	1.09	47	1.12	47	東京都
1.24	41	1.28	44	1.22	44	1.22	42	1.21	40	1.20	41	1.19	43	1.23	41	1.25	41	1.27	43	1.28	39	神奈川県
1.48	15	1.51	16	1.45	18	1.38	26	1.34	29	1.34	27	1.34	30	1.37	21	1.37	25	1.37	29	1.37	26	新潟県
1.43	22	1.45	28	1.40	28	1.41	19	1.35	26	1.37	18	1.37	23	1.34	30	1.34	30	1.38	27	1.37	26	富山県
1.38	33	1.45	28	1.40	31	1.37	30	1.38	17	1.35	24	1.35	27	1.36	24	1.40	20	1.41	22	1.40	21	石川県
1.57	6	1.60	8	1.52	9	1.51	8	1.47	10	1.45	11	1.50	2	1.50	6	1.52	6	1.54	6	1.55	5	福井県
1.44	21	1.51	16	1.42	23	1.39	25	1.37	21	1.36	22	1.38	20	1.34	30	1.35	28	1.35	33	1.31	35	山梨県
1.52	8	1.59	9	1.50	13	1.47	13	1.44	13	1.42	14	1.46	9	1.44	13	1.47	11	1.45	12	1.43	15	長野県
1.40	28	1.47	23	1.37	35	1.38	26	1.36	23	1.31	33	1.37	22	1.35	27	1.34	30	1.35	12	1.37	26	岐阜県
1.39	31	1.47	23	1.40	30	1.41	19	1.37	21	1.37	20	1.39	19	1.39	19	1.44	14	1.44	12	1.43	15	静岡県
1.38	33	1.44	35	1.36	36	1.34	35	1.32	33	1.34	28	1.34	29	1.36	24	1.38	24	1.43	12	1.43	15	愛知県
1.38	33	1.48	21	1.38	33	1.40	23	1.35	26	1.34	26	1.36	25	1.35	27	1.37	25	1.38	12	1.40	21	三重県
1.49	14	1.53	14	1.46	16	1.44	15	1.41	15	1.41	15	1.39	18	1.41	15	1.42	16	1.45	12	1.44	14	滋賀県
1.22	44	1.28	44	1.20	46	1.17	46	1.15	46	1.14	46	1.18	45	1.19	45	1.18	46	1.22	12	1.20	45	京都府
1.28	40	1.31	40	1.24	40	1.22	42	1.20	42	1.20	43	1.21	42	1.22	43	1.24	43	1.28	12	1.28	39	大阪府
1.35	37	1.38	38	1.29	39	1.29	38	1.25	38	1.24	38	1.25	38	1.28	38	1.30	36	1.34	12	1.33	34	兵庫県
1.23	42	1.30	41	1.22	43	1.21	45	1.18	45	1.16	45	1.19	44	1.22	43	1.22	44	1.22	12	1.23	44	奈良県
1.40	28	1.45	28	1.41	25	1.35	33	1.32	33	1.28	36	1.32	34	1.34	30	1.34	30	1.41	12	1.36	32	和歌山県
1.52	8	1.62	5	1.58	6	1.51	8	1.53	3	1.50	4	1.47	8	1.51	4	1.47	11	1.43	12	1.46	13	鳥取県
1.61	3	1.65	3	1.60	5	1.52	6	1.48	8	1.48	6	1.50	3	1.53	3	1.53	5	1.51	12	1.55	5	島根県
1.45	18	1.51	16	1.46	17	1.44	15	1.38	17	1.38	17	1.37	24	1.40	16	1.41	19	1.43	12	1.39	23	岡山県
1.37	36	1.41	36	1.37	34	1.34	35	1.34	29	1.33	30	1.34	28	1.37	21	1.43	15	1.45	12	1.47	12	広島県
1.42	24	1.47	23	1.43	21	1.41	19	1.36	23	1.36	21	1.38	21	1.40	16	1.42	16	1.43	12	1.43	15	山口県
1.39	31	1.45	28	1.39	32	1.36	32	1.32	33	1.31	32	1.26	36	1.31	35	1.30	36	1.30	12	1.35	33	徳島県
1.45	18	1.53	14	1.43	19	1.46	14	1.42	14	1.43	13	1.43	13	1.42	14	1.48	9	1.47	12	1.48	11	香川県
1.40	28	1.45	28	1.40	27	1.35	33	1.36	23	1.33	29	1.35	26	1.37	21	1.40	20	1.40	12	1.41	20	愛媛県
1.43	22	1.45	28	1.42	22	1.38	26	1.34	29	1.30	34	1.32	33	1.33	34	1.31	34	1.36	12	1.29	37	高知県
1.31	39	1.36	39	1.31	38	1.29	38	1.25	38	1.25	37	1.26	37	1.30	37	1.34	30	1.37	12	1.37	26	福岡県
1.59	4	1.67	2	1.62	2	1.56	3	1.51	4	1.49	5	1.48	7	1.50	6	1.51	7	1.55	12	1.49	9	佐賀県
1.52	8	1.57	11	1.52	11	1.48	12	1.45	11	1.46	10	1.45	12	1.49	9	1.48	9	1.50	12	1.50	7	長崎県
1.52	8	1.56	12	1.52	12	1.50	10	1.48	8	1.47	7	1.46	10	1.50	6	1.54	3	1.58	12	1.58	3	熊本県
1.46	16	1.51	16	1.48	14	1.42	18	1.41	15	1.40	16	1.40	15	1.45	11	1.47	11	1.53	12	1.50	7	大分県
1.56	7	1.62	5	1.60	4	1.56	3	1.49	5	1.52	2	1.48	6	1.55	2	1.59	2	1.60	12	1.61	2	宮崎県
1.50	13	1.58	10	1.53	8	1.52	6	1.49	5	1.46	9	1.49	5	1.51	4	1.54	3	1.59	12	1.56	4	鹿児島県
1.79	1	1.82	1	1.83	1	1.76	1	1.72	1	1.72	1	1.72	1	1.74	1	1.75	1	1.78	12	1.79	1	沖縄県
1.34		1.36		1.33		1.32		1.29		1.29		1.26		1.32		1.34		1.37		1.37		全国

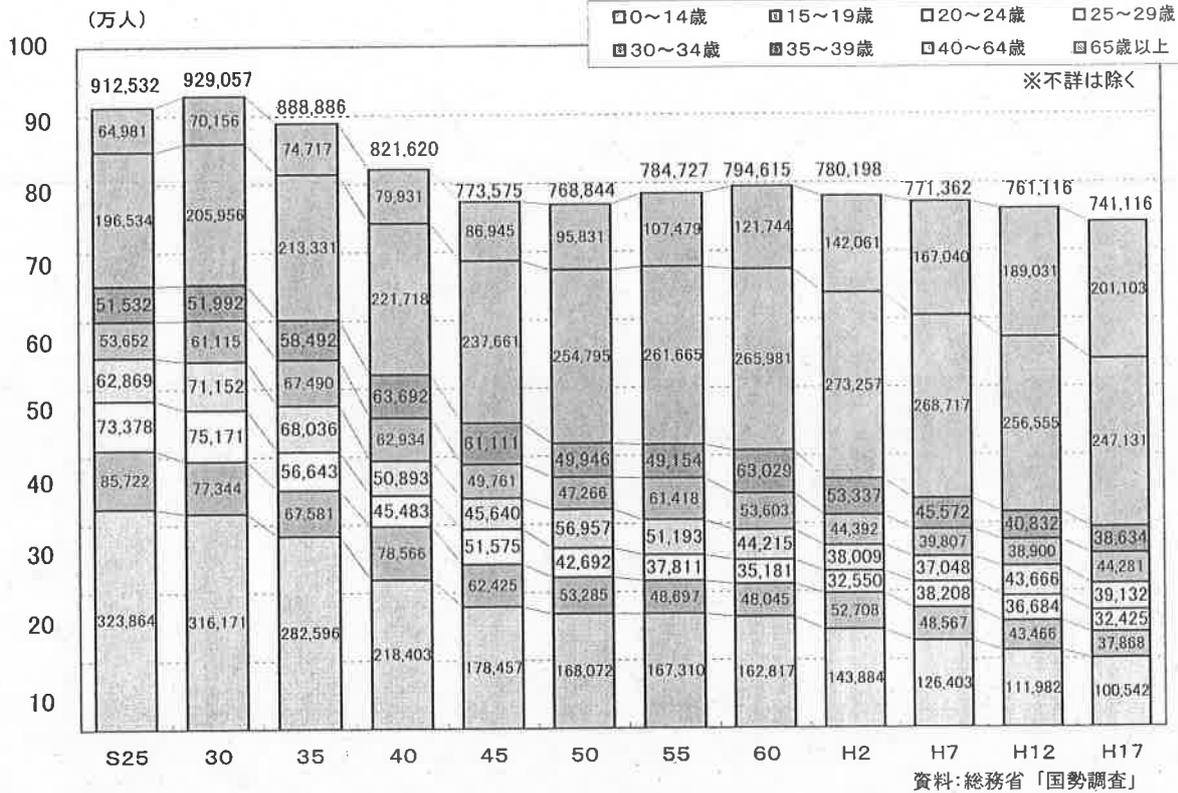
市町村の出生数及び出生率の推移

市町村	S58		S63		H5		H10		H15		H20		H21	
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率
松江市	2,431	13.0	2,176	11.3	1,910	9.9	1,843	9.3	1,682	8.5	1,696	8.7	1,674	8.6
浜田市	833	11.6	704	9.9	583	8.6	527	7.9	495	7.7	413	6.8	445	7.4
出雲市	1,843	12.7	1,633	11.1	1,469	10.0	1,395	9.5	1,327	9.1	1,275	8.8	1,259	8.7
益田市	732	12.5	581	9.7	490	8.6	444	8.0	417	7.8	401	7.9	368	7.4
大田市	514	10.5	488	10.1	376	8.2	321	7.4	306	7.3	255	6.5	283	7.3
安来市	593	12.0	498	10.1	383	8.0	382	8.3	349	7.9	310	7.3	301	7.1
江津市	383	11.8	284	8.7	244	7.9	240	8.0	213	7.5	149	5.6	160	6.1
雲南市	599	11.7	457	9.1	407	8.4	349	7.4	313	6.9	293	6.8	311	7.3
市計	7,928		6,821		5,862		5,501		5,102		4,792		4,801	
東出雲町	144	12.8	112	9.6	87	7.7	101	8.7	188	13.6	153	10.7	152	10.5
奥出雲町	198	10.6	179	9.7	163	9.3	109	6.4	99	6.1	83	5.5	75	5.1
飯南町	84	11.0	66	8.9	67	9.6	35	5.3	37	5.8	34	6.0	34	6.2
斐川町	294	12.1	297	11.9	252	9.8	270	10.2	274	10.1	243	8.8	222	8.0
川本町	59	9.8	57	9.8	40	7.6	38	7.8	27	6.0	24	6.0	22	5.5
美郷町	68	8.0	50	6.2	43	5.9	36	5.2	41	6.6	38	6.8	26	4.8
邑南町	151	9.8	134	8.7	107	7.3	76	5.4	74	5.5	82	6.7	68	5.7
津和野町	144	10.9	111	8.8	72	6.2	73	6.7	43	4.3	43	4.9	43	5.0
吉賀町	94	10.4	83	9.4	68	8.0	63	7.6	36	4.5	50	7.2	30	4.4
海士町	29	8.6	20	6.2	22	7.5	13	4.7	7	2.8	20	8.2	9	3.7
西ノ島町	77	16.2	41	8.9	17	4.0	27	6.9	11	3.1	15	4.6	15	4.7
知夫村	12	11.8	6	6.9	3	3.6	3	4.0	7	9.5	3	5.0	5	8.6
隠岐の島町	254	12.8	179	9.2	156	8.3	146	8.1	146	8.3	105	6.6	99	6.3
町村計	1,608		1,335		1,097		990		990		893		800	
県計	9,536	12.1	8,156	10.3	6,959	9.0	6,491	8.5	6,092	8.3	5,685	7.9	5,601	7.8

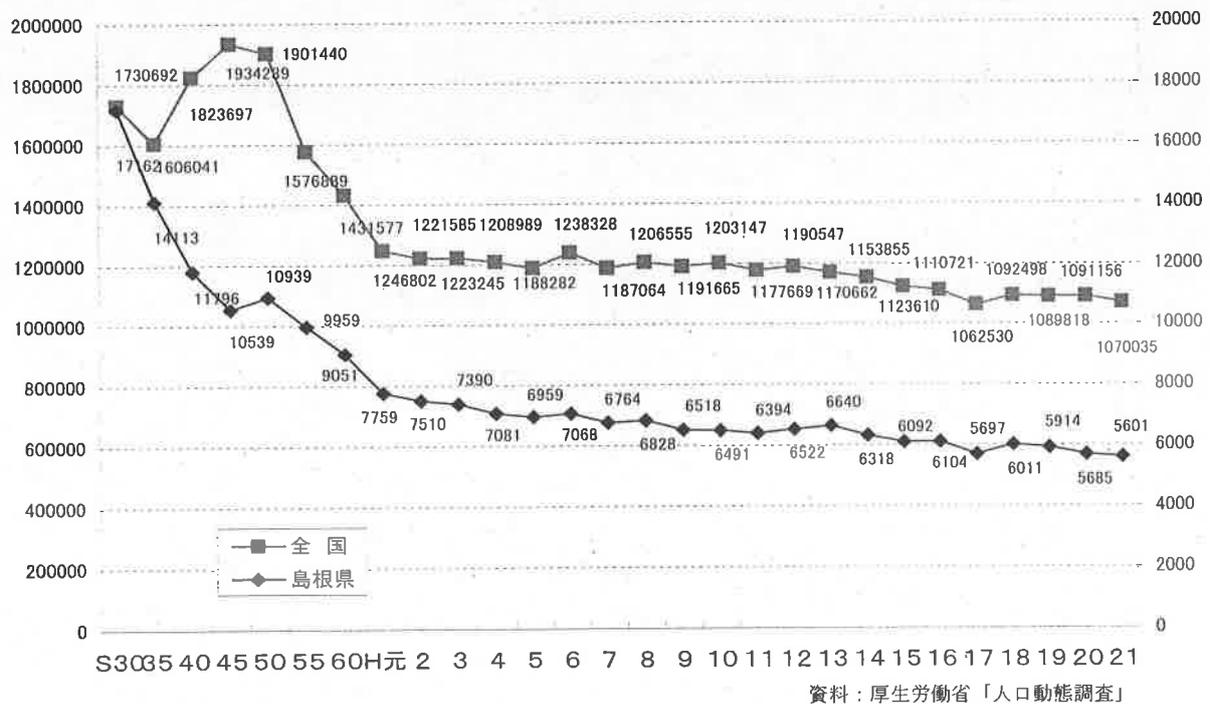
注1：出生率は、人口千人あたりの数値。

注2：平成15年以前の数値については、市町村合併後の市町村ごとに再計算した。

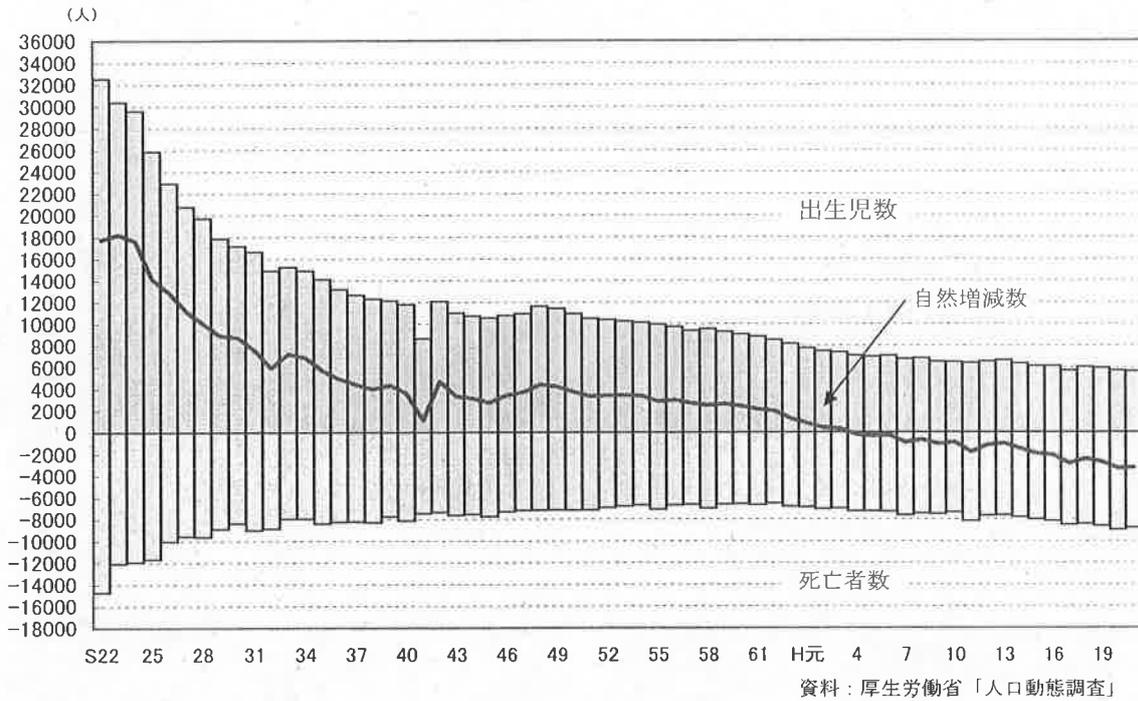
年齢階級別人口の年次推移



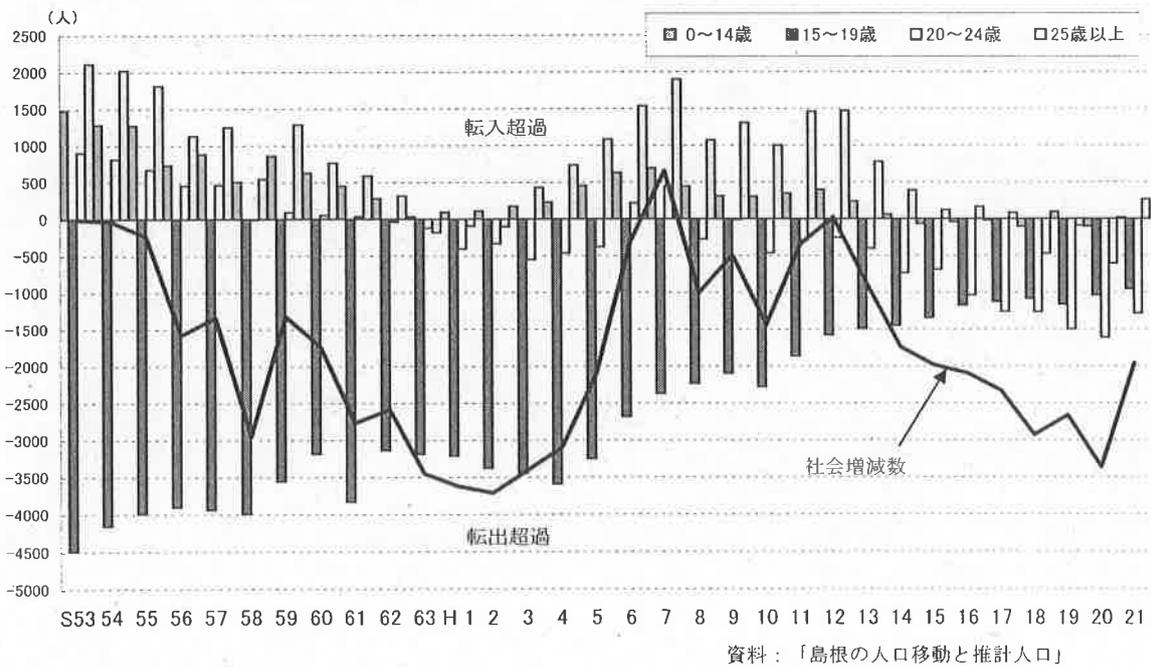
出生児数の年次推移



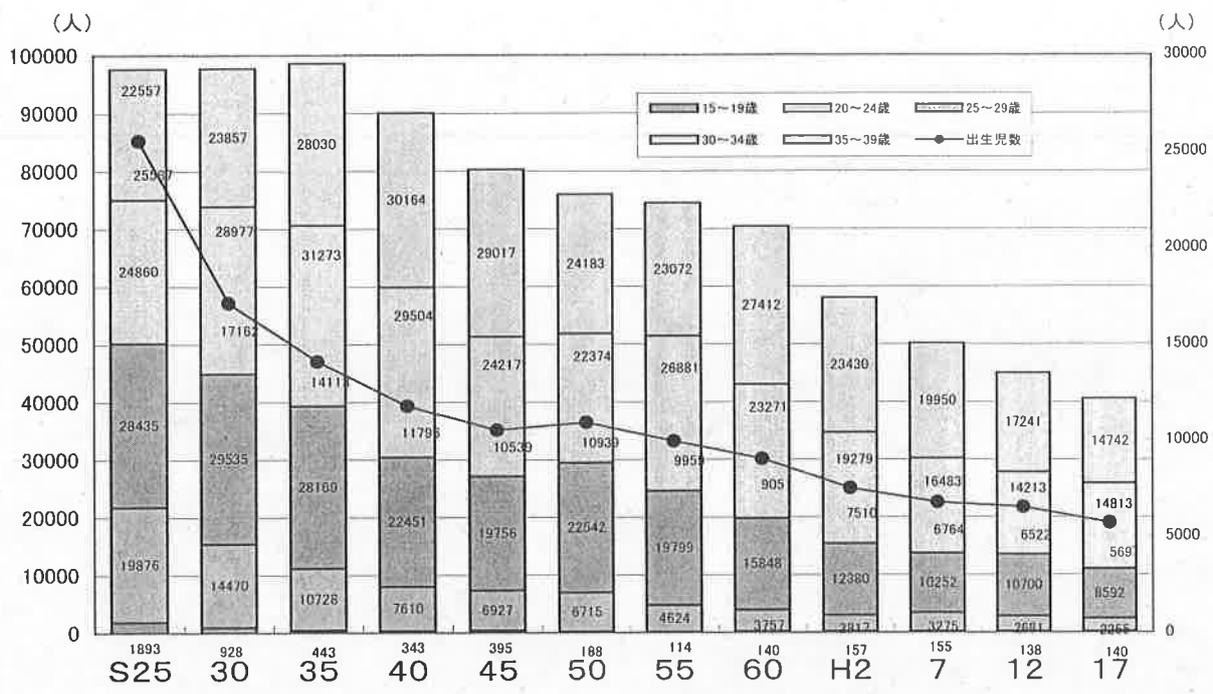
自然増減の年次推移



社会増減の年次推移

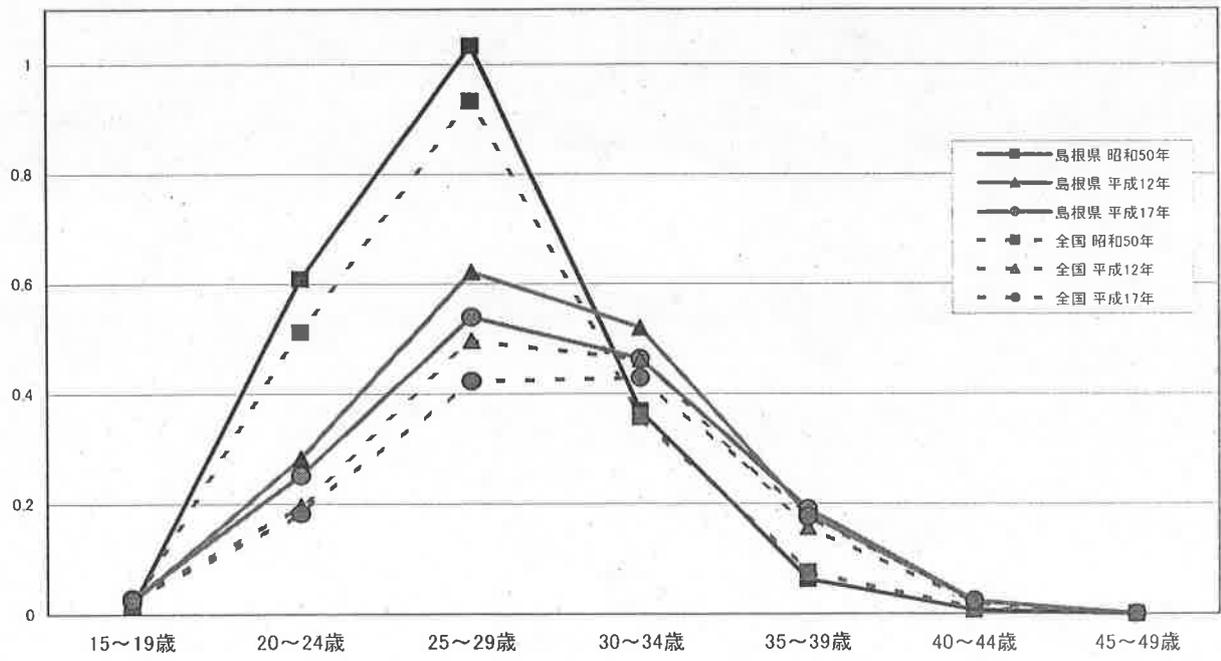


有配偶者女性人口と出生児数の年次推移



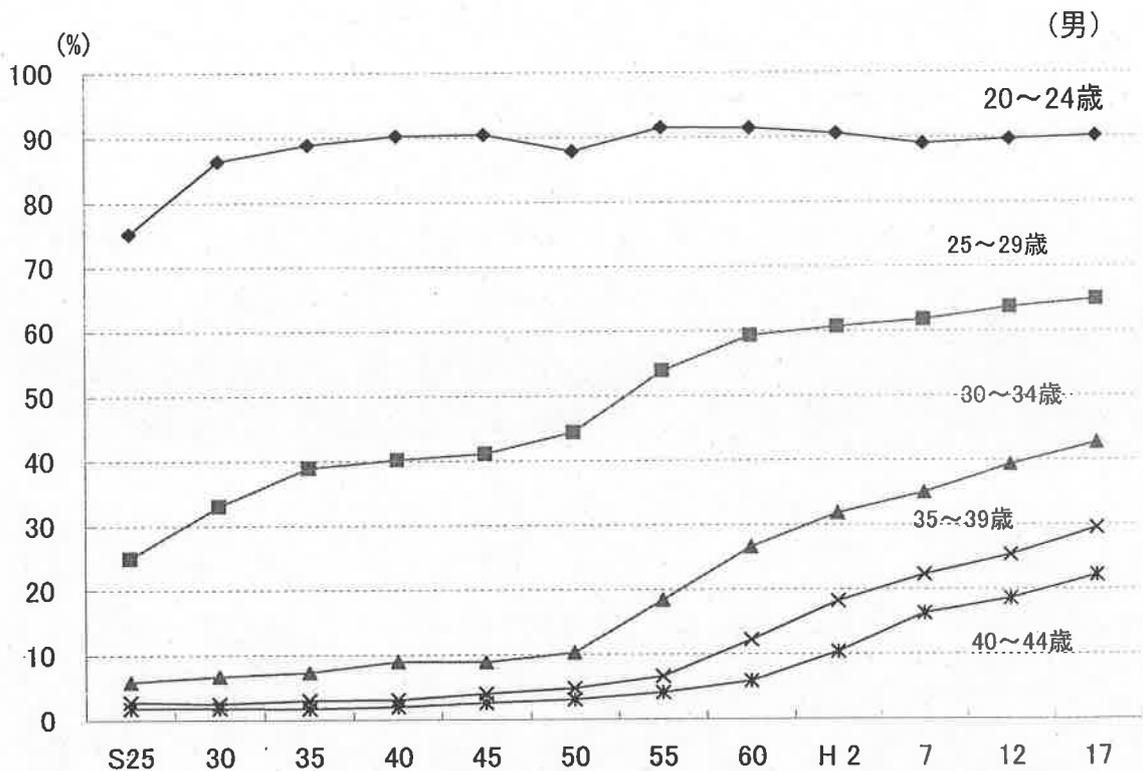
資料：総務省「国勢調査」／厚生労働省「人口動態調査」

母の年齢階級別合計特殊出生率の年次推移

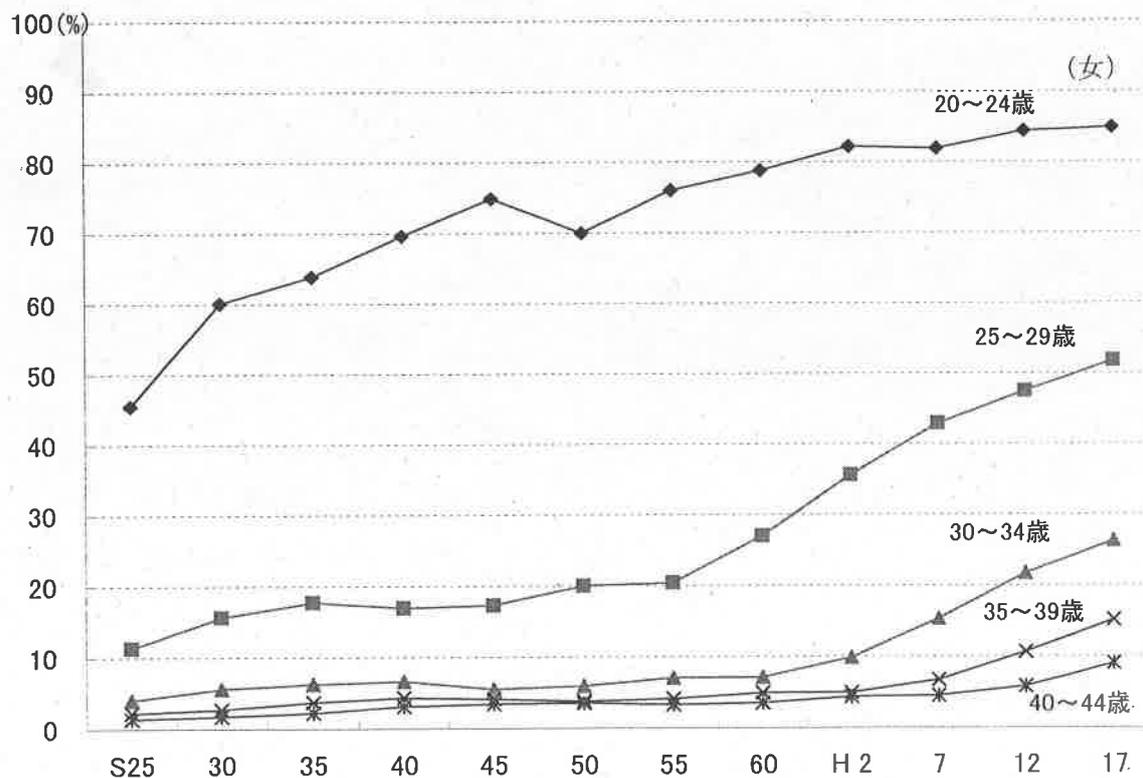


資料：厚生労働省「人口動態調査」

年齢階級別未婚率の年次推移



資料:総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」

県内市町村高齢化率一覧

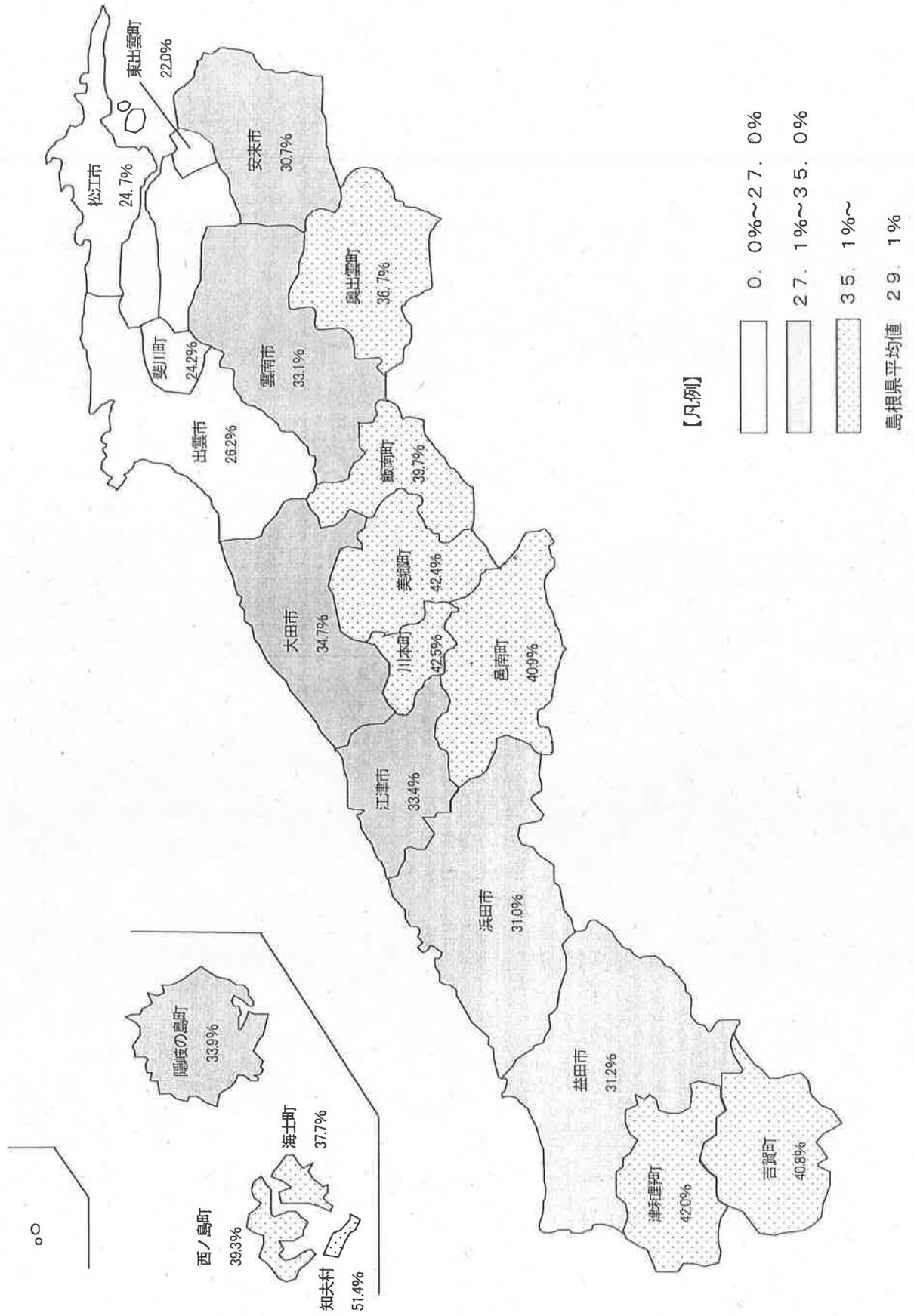
市町村名	H 2 2 . 1 0 . 1 (推計人口)									
	総人口	高齢化率				後期高齢化率				20歳以上人口に占める高齢者率
		65歳以上人口	率	順位	前年比	75歳以上人口	率	順位	前年比	
県 計	715,438	208,271	29.1%		0.2%	119,296	16.7%		0.4%	35.5%
松 江 市	193,981	47,858	24.7%	19	0.2%	25,765	13.3%	19	0.4%	30.5%
浜 田 市	59,625	18,463	31.0%	16	0.2%	10,611	17.8%	15	0.5%	37.2%
出 雲 市	144,863	37,894	26.2%	18	0.1%	21,162	14.6%	18	0.4%	32.4%
益 田 市	49,567	15,452	31.2%	15	0.3%	8,714	17.6%	16	0.5%	37.9%
大 田 市	38,152	13,244	34.7%	11	0.2%	8,089	21.2%	11	0.5%	41.4%
安 来 市	41,702	12,819	30.7%	17	0.4%	7,204	17.3%	17	0.5%	37.4%
江 津 市	25,623	8,546	33.4%	13	0.2%	5,046	19.7%	14	0.4%	40.1%
雲 南 市	41,880	13,860	33.1%	14	0.1%	8,574	20.5%	12	0.5%	39.9%
東出雲町	14,563	3,206	22.0%	21	0.2%	1,546	10.6%	21	0.4%	28.4%
奥出雲町	14,386	5,278	36.7%	10	0.3%	3,302	23.0%	9	0.6%	44.0%
飯 南 町	5,449	2,165	39.7%	7	0.3%	1,388	25.5%	7	0.4%	47.0%
斐 川 町	27,741	6,717	24.2%	20	0.1%	3,651	13.2%	20	0.4%	30.4%
川 本 町	3,886	1,650	42.5%	2	0.4%	1,078	27.7%	1	0.9%	48.9%
美 郷 町	5,349	2,270	42.4%	3	-0.8%	1,456	27.2%	3	-0.5%	49.9%
邑 南 町	11,859	4,854	40.9%	5	0.0%	3,164	26.7%	4	0.4%	48.1%
津和野町	8,412	3,532	42.0%	4	0.5%	2,157	25.6%	6	0.6%	48.3%
吉 賀 町	6,761	2,759	40.8%	6	0.3%	1,771	26.2%	5	0.5%	48.0%
海 士 町	2,430	917	37.7%	9	-0.3%	551	22.7%	10	0.2%	44.2%
西ノ島町	3,122	1,228	39.3%	8	0.6%	751	24.1%	8	0.6%	45.0%
知 夫 村	564	290	51.4%	1	0.9%	155	27.5%	2	-0.2%	60.0%
隠岐の島町	15,523	5,269	33.9%	12	0.1%	3,161	20.4%	13	0.3%	40.5%

(注) 平成17年国勢調査(第1次基本集計結果:確定値)を基準として算出した推計人口である。

前年比:平成22年高齢化(後期高齢化)率-平成21年高齢化(後期高齢化)率

参考資料:島根県の人口移動と推計人口(平成22年):島根県統計調査課編

市町村別高齢化率(平成17年国勢調査を基準とした推計人口)



市町村別平均寿命(平成17年)

	男		女	
	人口	平均寿命	人口	平均寿命
島根県	352,260	78.5	385,493	86.6
松江市	94,330	79.2	101,399	86.8
浜田市	29,847	77.3	32,628	86.0
出雲市	69,382	78.9	75,852	86.6
益田市	24,515	77.9	27,576	85.7
大田市	18,848	77.9	21,573	86.2
安来市	20,852	78.7	22,833	87.2
江津市	12,919	77.4	14,555	86.3
雲南市	21,255	79.4	22,886	87.4
東出雲町	6,790	78.6	7,340	87.0
奥出雲町	7,499	78.8	8,216	86.7
飯南町	2,868	78.5	3,077	86.9
斐川町	13,301	78.8	13,949	86.7
川本町	2,040	77.9	2,265	86.2
美郷町	2,760	77.6	3,129	86.1
邑南町	6,024	78.5	6,842	86.7
津和野町	4,363	78.3	5,098	86.0
吉賀町	3,391	78.3	3,937	86.4
海士町	1,266	79.0	1,311	86.9
西ノ島町	1,652	78.6	1,830	86.6
知夫村	335	78.6	389	87.0
隠岐の島町	8,023	77.6	8,809	86.5

資料:「平成17年市区町村別生命表」(厚生労働省)

勤務医師実態調査結果

<調査概要>

- 平成18年度から島根大学医学部と島根県と合同で実施
- 目的:医師不足の実態把握により、本県における医師確保対策の基礎資料とする。
- 調査期日:毎年10月1日現在
- 調査対象:県内に所在する病院及び公立診療所

1 総合

	必要数	現員数	差引	充足率	常勤医師数
H18	1150.8	919	231.8	79.9%	815
H19	1144.2	917.1	227.1	80.2%	810
H20	1172.7	901.8	270.9	76.9%	801
H21	1159.4	900.2	259.2	77.6%	796
H22	1166.1	917.9	248.2	78.7%	801
H22-H21	6.7	17.7	▲ 11.0	1.1%	5.0

※必要数:現行の診療体制を基本とした上で、翌年4月1日時点で必要な人員の見込み数

※現員数:調査期日現在の人員。非常勤医師は常勤換算し、初期臨床研修医は除いている

※充足率:現員数/必要数

2 圏域別の状況

(1) 必要数

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	406.8	86.1	239.2	87.6	162.6	130.8	37.7	1150.8
H19	414.7	81.9	238.0	83.0	174.8	122.6	29.2	1144.2
H20	421.5	82.9	251.6	86.8	174.6	125.0	30.3	1172.7
H21	435.6	82.5	234.7	91.4	170.3	112.1	32.8	1159.4
H22	440.3	80.1	243.1	89.4	166.8	115.5	30.9	1166.1
H22-H21	4.7	▲ 2.4	8.4	▲ 2.0	▲ 3.5	3.4	▲ 1.9	6.7

(2) 現員数(常勤換算後医師数)

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	348.0	62.7	195.4	64.6	119.9	98.2	30.2	919.0
H19	353.9	58.6	196.8	66.5	122.2	90.3	28.8	917.1
H20	347.2	53.8	203.1	61.1	122.4	87.3	26.9	901.8
H21	356.2	50.5	204.4	57.0	119.2	85.9	27.0	900.2
H22	361.8	51.4	214.3	52.7	121	90.4	26.3	917.9
H22-H21	5.6	0.9	9.9	▲ 4.3	1.8	4.5	▲ 0.7	17.7

(3) 充足率

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	85.5%	72.8%	81.7%	73.7%	73.7%	75.1%	80.1%	79.9%
H19	98.6%	71.6%	82.7%	80.1%	69.9%	73.7%	98.6%	80.2%
H20	82.4%	64.9%	80.7%	70.4%	70.1%	69.8%	88.8%	76.9%
H21	81.8%	61.2%	87.1%	62.4%	70.0%	76.6%	82.3%	77.6%
H22	82.2%	64.2%	88.2%	58.9%	72.5%	78.3%	85.1%	78.7%
H22-H21	0.4	3.0	1.1	▲ 3.5	2.5	1.7	2.8	1.1

(4) 常勤医師数

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	317	48	179	53	105	86	27	815
H19	321	45	183	52	107	75	27	810
H20	317	38	189	52	108	72	25	801
H21	327	35	187	49	104	69	25	796
H22	328	34	194	43	104	74	24	801
H22-H21	1	▲ 1	7	▲ 6	0	5	▲ 1	5

第7次島根県看護職員需給見通し

平成22年12月

1 策定の目的

平成18年に新設された「7対1」看護配置を導入する病院が全国的に増えていることなどから、各医療機関などにおいて看護職員の確保が困難化

看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るため、新たな看護職員の需給見通し（平成23年から平成27年まで）を策定

2 第7次看護職員需給見通し

- (1) 平成23年から平成27年にかけて就業看護職員数（供給）は今後も増加する見通し
- (2) 一方で供給を上回る需要が見込まれることから、需要数が供給数を上回る不足の状態は今後中期的にも継続
- (3) 既存の看護師等確保対策事業に加え地域医療再生計画事業を実施することで不足数は減少するが、需要を満たすまでには至らない見通し
- (4) 各年末の不足数の解消を目指して看護師等確保対策の効果が一層上がるよう、県、市町村、病院等各施設、県看護協会など関係者が一体となって取り組むことが必要

■第7次島根県看護職員需給見通し

(常勤換算:人)

	平成23年末	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末
需要見通し	10,687.6	10,910.9	11,064.6	11,141.8	11,226.7
うち助産師数	283.5	290.9	293.3	295.7	297.7
供給見通し	10,352.8	10,524.6	10,688.3	10,872.2	10,981.8
うち助産師数	239.7	254.3	268.7	282.8	291.6
差引不足数	334.7	386.3	376.3	269.7	244.9
うち助産師数	43.7	36.6	24.6	13.0	6.2

※四捨五入のため差引不足数が、需要見通し-供給見通しと一致しない場合がある。

需要見通し

平成23年12月 10,687.6人 → 平成27年12月 11,226.7人
(+539.1人, 5.0%増)

[うち助産師数] 平成23年12月 283.5人 → 平成27年12月 297.7人
(+14.3人, 5.0%増)

※各施設に対し5年間の配置計画を調査し、積み上げて推計したもの

供給見通し

平成23年12月 10,352.8人 → 平成27年12月 10,981.8人
(+629.0人, 6.1%増)

[うち助産師数] 平成23年12月 239.7人 → 平成27年12月 291.6人
(+51.8人, 21.6%増)

※統計資料を参考にし、一定の政策効果を加味して県全体で推計したもの

別表

第7次島根県看護職員需給見通し

(常勤換算値)

区分	平成23年(a)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年(b)	増減(b)-(a)	増減率(b)/(a)
① 病院	6,215.0	6,509.4	6,637.5	6,707.6	6,782.5	567.5	9.1
	193.1	199.1	200.1	201.1	202.1	9.0	4.7
② 診療所	1,813.9	1,820.8	1,818.4	1,808.1	1,798.0	▲ 15.8	▲ 0.9
	66.8	68.2	69.6	71.0	71.0	4.3	6.4
i) 有床診療所	439.6	442.5	430.2	419.8	408.5	▲ 31.1	▲ 7.1
	58.9	60.3	61.7	63.1	63.1	4.3	7.3
ii) 無床診療所	1,374.3	1,378.4	1,388.3	1,388.3	1,389.6	15.3	1.1
	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	0.0	0.0
③ 助産所	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	0.0	0.0
	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	0.0	0.0
④ 訪問看護ステーション	291.4	305.6	318.2	332.6	345.6	54.2	18.6
⑤ 介護保険関係	1,470.4	1,377.0	1,392.5	1,394.6	1,398.7	▲ 71.7	▲ 4.9
	147.4	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 147.4	▲ 100.0
ii) 介護老人保健施設	341.8	378.8	383.8	384.8	387.8	46.0	13.5
iii) 介護老人福祉施設	367.7	370.7	373.7	374.7	375.8	8.1	2.2
iv) 居宅サービス	596.5	610.6	618.1	618.1	618.1	21.5	3.6
v) 地域包括支援センター	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	0.0	0.0
⑥ 社会福祉施設、在宅サービス(④を除く)	269.2	270.2	271.2	272.2	273.2	4.0	1.5
⑦ 看護師等学校養成所	116.3	116.3	116.3	116.3	118.3	2.0	1.7
	5.5	5.5	5.5	5.5	6.5	1.0	18.2
⑧ 保健所・市町村	344.6	344.6	343.6	343.6	343.6	▲ 1.0	▲ 0.3
	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
⑨ 事業所、研究機関等	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
⑩ 上記の計	10,687.6	10,910.9	11,064.6	11,141.8	11,226.7	539.1	5.0
	283.5	290.9	293.3	295.7	297.7	14.3	5.0
⑪ 年当初就業者数	10,184.7	10,352.8	10,524.6	10,688.3	10,872.2	687.5	6.8
	227.5	239.7	254.3	268.7	282.8	55.3	24.3
⑫ 新卒就業者数	346.0	352.5	347.5	370.5	309.5	▲ 36.5	▲ 10.5
	16.0	18.5	18.5	18.5	13.5	▲ 2.5	▲ 15.6
⑬ 再就業者数	1,008.4	1,024.9	1,041.7	1,057.8	1,065.8	57.4	5.7
	20.8	21.5	22.7	24.1	25.4	4.6	22.1
⑭ 退職等による減少数	1,186.3	1,205.7	1,225.5	1,244.4	1,265.7	79.4	6.7
	24.4	25.2	26.6	28.2	29.8	5.4	22.1
⑮ 年末就業者数(⑪+⑫+⑬-⑭)	10,352.8	10,524.6	10,688.3	10,872.2	10,981.8	629.0	6.1
	239.7	254.3	268.7	282.8	291.6	51.8	21.6
⑯ 差引計(⑩-⑮)	334.7	386.3	376.3	269.7	244.9		
	43.7	36.6	24.6	13.0	6.2		

※1つの区分の中で集計欄が二段に分けられているものは、上段は看護職員の合計、下段は助産師(再掲)の数である。

※集計欄が一段の区分については、看護職員の合計である。

※四捨五入のため、需要見通し⑩と供給見通し⑮の差(⑩-⑮)が、需要数-供給数と一致しない場合がある。

がん検診の実施状況（都道府県）

平成21(2009)年度

	受診者数(人)					受診率(%)				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
全 国	3 950 489	6 902 820	6 693 815	4 405 276	2 570 342	10.1	17.8	16.5	21.0	16.3
北海道	185 668	186 617	225 533	207 550	146 819	11.6	11.6	14.0	29.8	27.7
青森	94 930	96 911	114 717	51 811	31 284	21.9	22.4	26.3	25.8	18.8
岩手	97 815	138 227	127 614	62 123	57 415	20.3	28.2	25.2	29.2	34.3
宮城	168 705	295 978	230 175	152 593	88 292	22.0	39.9	27.3	33.1	32.5
秋田	58 160	80 892	94 466	35 483	30 601	14.6	21.5	23.2	22.3	20.4
山形	98 833	128 299	125 899	67 141	53 863	27.1	34.7	33.4	32.4	35.5
福島	115 721	210 125	152 107	78 995	53 965	16.9	30.6	22.1	26.7	22.5
茨城	97 818	238 514	138 896	99 112	14 204	9.4	22.1	13.0	15.4	3.4
栃木	91 772	142 184	134 426	83 878	19 564	17.9	27.4	25.6	31.2	9.7
群馬	96 222	155 621	128 124	91 729	53 802	14.4	25.2	19.1	26.8	27.4
埼玉	144 388	348 638	375 750	215 432	153 987	6.3	13.9	14.6	15.7	14.4
千葉	233 727	533 939	411 985	276 354	59 847	12.6	29.1	22.4	26.8	8.5
東京都	234 145	309 696	728 385	371 495	236 126	4.6	6.0	13.3	14.1	13.0
神奈川県	177 383	327 713	377 954	265 493	141 518	7.0	18.2	14.9	20.3	15.0
新潟	126 873	239 049	180 342	76 808	64 655	16.6	31.6	22.9	20.4	21.9
富山	59 905	120 622	70 738	44 620	41 921	19.7	37.5	22.6	25.0	29.3
石川	40 478	80 797	59 810	40 509	29 732	10.8	21.6	16.0	23.0	20.5
福井	24 189	42 412	38 950	22 311	18 858	11.5	20.1	18.5	22.0	22.8
山梨	40 868	96 303	68 171	39 288	30 366	13.7	31.9	22.6	27.1	24.2
長野	61 131	91 747	127 565	72 148	8 785	8.1	12.2	16.7	20.7	3.0
岐阜	67 732	96 709	96 960	76 753	68 005	10.8	15.4	15.1	21.1	26.5
静岡県	148 507	352 671	235 356	151 407	88 506	14.5	34.3	22.9	26.8	21.5
愛知県	246 643	443 970	373 614	221 546	131 862	16.0	28.2	23.4	26.9	18.5
三重	42 071	99 333	99 239	65 386	40 511	7.7	18.2	18.2	19.0	14.0
滋賀	22 422	6 732	53 334	40 973	28 869	4.4	1.4	10.6	18.3	16.5
京都	42 426	87 986	79 035	65 069	52 418	5.8	11.9	10.7	15.7	18.6
大阪	147 447	214 370	307 124	281 764	154 083	5.9	9.8	12.7	19.0	12.3
兵庫県	118 507	198 344	219 166	116 537	98 841	7.8	12.3	13.9	13.1	14.4
奈良	26 435	20 437	65 161	35 290	32 383	6.3	5.0	15.6	16.3	17.3
和歌山	33 896	57 073	46 322	40 319	29 407	12.5	21.0	17.0	32.7	27.9
鳥取	18 782	46 067	48 889	27 117	19 277	9.9	24.1	25.6	26.6	27.4
島根	16 197	43 666	45 641	22 775	9 234	4.8	13.2	13.5	15.0	7.6
岡山	95 783	181 657	127 873	69 650	41 134	17.8	33.4	23.5	24.4	21.9
広島	71 721	104 612	98 819	92 345	59 799	8.8	12.3	10.8	18.7	16.4
山口	31 974	70 942	54 339	42 921	30 531	7.3	16.1	12.4	17.0	14.8
徳島	20 398	25 579	28 030	24 584	18 127	7.5	9.4	10.3	19.9	17.5
香川	30 432	89 058	81 384	34 315	27 691	10.3	30.0	27.4	25.5	24.5
愛媛	49 418	59 959	65 951	44 244	3 472	9.8	11.9	13.1	15.6	1.3
高知	28 300	69 023	35 871	23 001	6 402	9.7	23.5	12.1	15.4	4.7
福岡	114 144	117 862	135 884	177 589	98 568	6.9	7.0	8.1	21.7	15.9
佐賀	32 979	49 889	40 034	39 111	26 073	12.5	18.9	15.2	30.4	23.0
長崎	41 311	84 701	60 469	56 505	30 449	9.5	19.4	13.9	30.0	17.4
熊本	70 135	130 233	102 928	76 453	41 382	11.2	21.3	16.1	23.8	16.2
大分	40 962	108 467	61 490	44 926	10 759	10.2	27.0	15.3	22.5	5.4
宮崎	28 880	48 939	52 432	39 423	8 698	7.6	13.0	13.9	20.9	5.3
鹿児島	77 515	143 987	104 268	88 541	49 988	16.3	28.7	20.4	34.3	23.5
沖縄	36 741	86 270	62 595	51 859	28 269	7.7	18.1	13.1	23.5	18.4

注:1)「受診率」は、計数不明を除く。

【H21年度地域保健健康増進事業報告(厚生労働省)】

2)「受診者数」については、「Ⅲ用語の解説」参照。

3)「乳がん受診者数」については、視触診方式及びマンモグラフィの併用者を計上。

H21年度市町村が実施するがん検診受診率

	受診者数					受診率				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
全国	3,950,489	6,902,820	6,693,815	4,405,276	2,570,342	10.1	17.8	16.5	21	16.3
島根県	16,197	43,666	45,641	22,775	9,234	4.8	13.2	13.5	15	7.6
松江市	2,220	11,176	5,445	6,069	2,506	2.7	13.5	6.6	13.6	8.1
浜田市	1,036	374	2,913	1,556	530	4.2	1.5	11.8	14.4	6.7
出雲市	1,771	-	12,573	3,688	2,323	3.2	-	22.7	18.5	11.4
益田市	792	214	2,162	1,328	260	3.8	1	10.3	14.1	2.9
大田市	1,052	8,549	2,458	2,101	415	5.7	46.5	13.4	20.5	5.3
安来市	976	128	1,967	897	711	3.7	0.5	7.4	8.6	7
江津市	650	3,587	1,230	702	120	3.8	20.7	7.1	7.8	2.8
雲南市	1,082	694	2,958	1,562	575	3.9	2.5	10.6	10.3	5.9
東出雲町	238	2,257	732	600	89	7.2	68.7	22.3	29.9	6.7
奥出雲町	877	1,622	1,785	563	452	11.4	21.1	23.2	15.6	17.1
飯南町	698	1,119	1,106	282	306	17.7	28.4	28.1	19.2	28.4
斐川町	506	573	1,426	887	682	3.2	6.3	8.9	16.2	11.8
川本町	362	978	471	165	-	17.3	46.8	22.5	18.2	-
美郷町	577	1,681	1,270	271	-	27.1	61	35.4	69.5	-
邑南町	1,340	3,467	2,448	638	67	26.4	65.1	42.3	38.9	4.1
津和野町	443	1,349	1,027	246	-	10.1	30.9	23.5	9.7	-
吉賀町	581	1,662	1,052	540	-	16.3	46.8	29.6	30.3	-
海士町	159	827	309	74	1	13.2	68.5	25.6	13.9	0.1
西ノ島町	136	911	278	127	105	7.6	61.1	15.6	20.3	23.9
知夫村	65	292	168	50	30	15.3	68.7	39.5	28	20.7
隠岐の島町	636	2,206	1,863	429	62	5.9	20.5	17.3	9.8	2.1

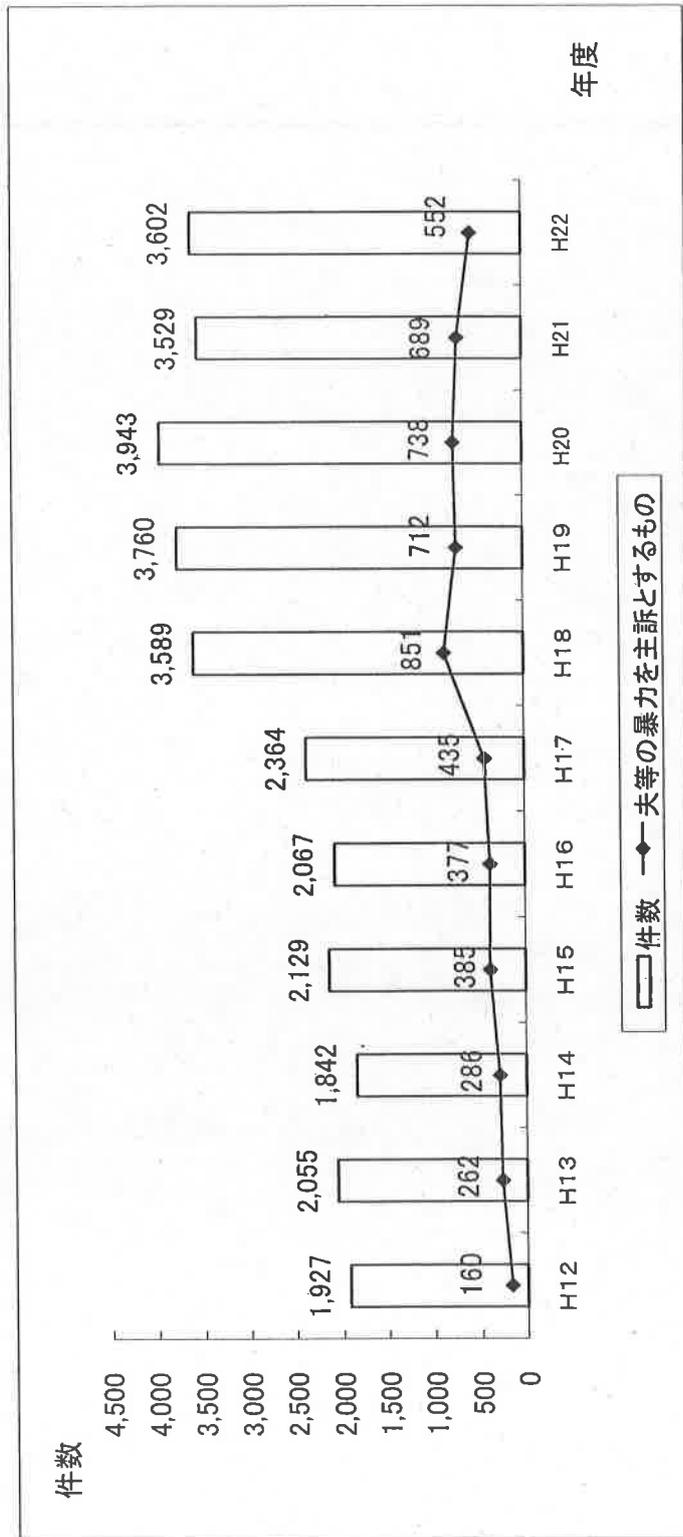
注:1)「受診率」は、計数不明を除く。

【H21年度地域保健健康増進事業報告(厚生労働省)】

2)「乳がん受診者数」については、視触診方式及びマンモグラフィの併用者を計上。

島根県の女性相談の状況

■ 女性相談件数の推移



島根県の児童相談状況

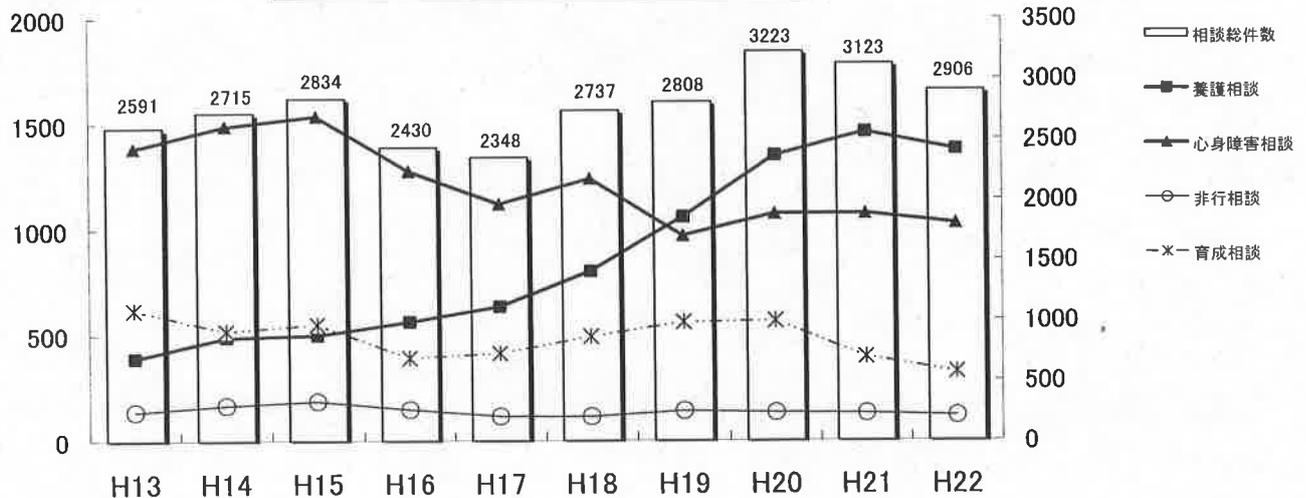
1 児童相談種別件数の推移

相談種別	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	児童相談所	市町村	計	児童相談所	市町村	計	児童相談所	市町村	計	児童相談所	市町村	計	児童相談所	市町村	計
養護相談	802	424	1,226	1,059	598	1,657	1,350	655	2,005	1,461	659	2,120	1,380	484	1,864
(内新規虐待相談)	160	235	395	141	281	422	178	251	429	139	172	311	124	175	299
保健相談	4	66	70	5	104	109	3	70	73	4	81	85	4	229	233
障がい相談	1,239	100	1,339	970	155	1,125	1,074	130	1,204	1,075	156	1,231	1,028	81	1,109
非行相談	114	1	115	141	16	157	133	16	149	129	16	145	117	9	126
育成相談	493	385	878	561	229	790	567	342	909	396	287	683	325	559	884
その他	85	54	139	72	66	138	96	40	136	58	81	139	52	90	142
合計	2,737	1,030	3,767	2,808	1,168	3,976	3,223	1,253	4,476	3,123	1,280	4,403	2,906	1,452	4,358

相談種別件数
(折線グラフ)

児童相談所における児童相談の推移

総件数(棒グラフ)



2 平成22年度 児童相談種別・処理別件数 (児童相談所分)

区分	助言指導	継続指導	他機関 斡旋	児童福祉 司指導	懲戒・ 誓約	児童福祉 施設入所	児童福祉 施設通所	里親委託	家庭裁判 所送致	障害児施 設等への 利用契約	その他	小計	年度末 未処理	合計
児童虐待 相談	8	99	0	0	0	15	0	0		0	2	124	0	124
その他 の養護 相談	288	686	11	7	0	42	0	0		2	220	1,256	0	1,256
保健 相談	2	2	0	0	0	0	0	0		0	0	4	0	4
心身 障害 相談	964	31	5	0	0	2	2	0		13	11	1,028	0	1,028
非行 相談	17	87	0	3	1	3	0	0	1	0	5	117	0	117
育成 相談	182	126	3	0	0	5	2	0		0	7	325	0	325
その他 相談	25	11	8	0	0	1	0	1		0	6	52	0	52
合計	1,486	1,042	27	10	1	68	4	1	1	15	251	2,906	0	2,906

○身体障がい者

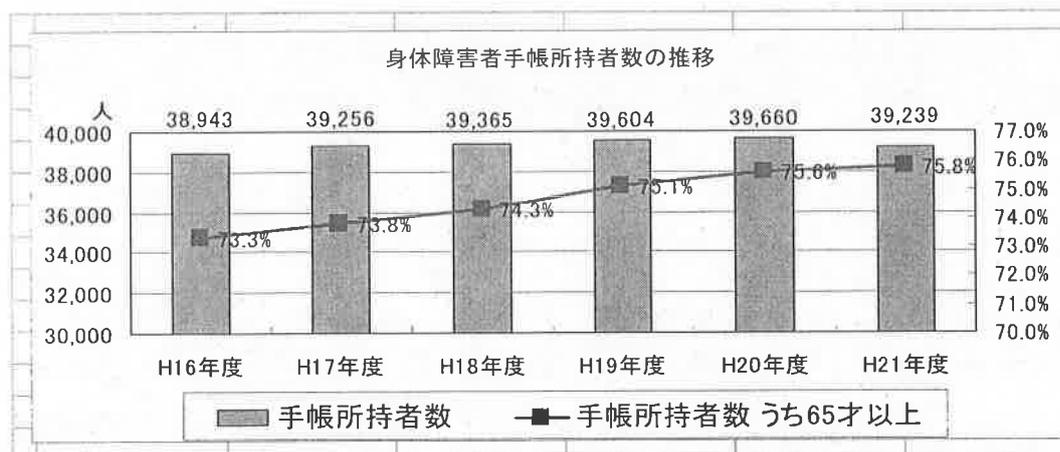
身体障害者手帳所持者数は、平成22年3月31日現在、39,239人となっています。

5年前と比較すると、手帳所持者数は296人増加しています。また、65歳以上の所持者は1,212人増加しており、手帳所持者の中に占める割合も75.8%を占めるなど高齢化が著しく進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
手帳所持者数	38,943	39,256	39,365	39,604	39,660	39,239
うち65才以上	28,533	28,985	29,254	29,724	29,995	29,745



障がいの種類別では、肢体不自由者が22,150 (56.4%) 人で最も多く、次いで内部障がい者 (22.5%)、聴覚・音声障がい者 (13.2%)、視覚障がい者 (7.9%) となっており、重度障がい者が全体の約半数を占めています。

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	1,038	254	5,085	5,839	(31.1%) 12,216
2 級	873	956	3,871	81	(14.7%) 5,781
3 級	206	906	3,906	1,130	(15.7%) 6,148
4 級	196	1,133	5,945	1,789	(23.1%) 9,063
5 級	392	33	2,308		(7.0%) 2,733
6 級	381	1,882	1,035		(8.4%) 3,298
合計	(7.9%) 3,086	(13.2%) 5,164	(56.4%) 22,150	(22.5%) 8,839	(100.0%) 39,239

○知的障がい者

療育手帳所持者数は、平成22年3月31日現在、6,397人となっています。

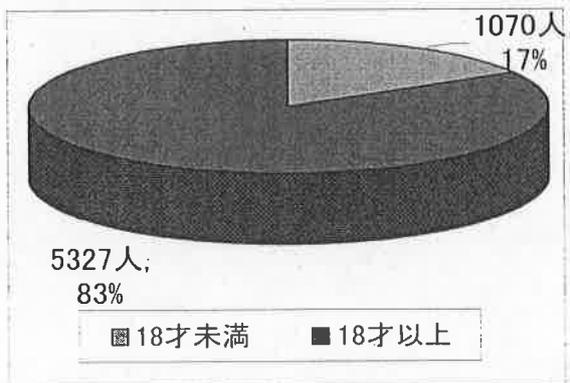
5年前と比較すると、手帳所持者は715人、13%の大幅な増加となっています。また、療育手帳A（重度）を所持する方は150人、療育手帳B（中・軽度）を所持する方は565人それぞれ増加しています。

療育手帳所持者推移

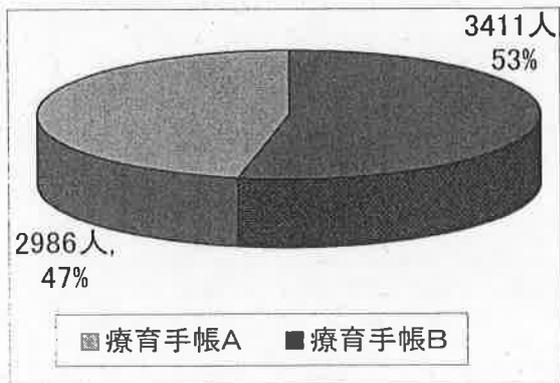
(単位:人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
療育手帳A	2,836 (49.9%)	2,908 (49.4%)	2,951 (49.0%)	3,017 (48.4%)	3,038 (47.3%)	2,986 (46.7%)
18歳未満	408 (7.2%)	424 (7.2%)	409 (6.8%)	435 (7.0%)	425 (6.6%)	413 (6.5%)
18歳以上	2,428 (42.7%)	2,484 (42.2%)	2,542 (42.2%)	2,582 (41.4%)	2,613 (40.7%)	2,573 (40.2%)
療育手帳B	2,846 (50.1%)	2,982 (50.6%)	3,071 (51.0%)	3,222 (51.6%)	3,380 (52.7%)	3,411 (53.3%)
18歳未満	508 (8.9%)	514 (8.7%)	517 (8.6%)	584 (9.4%)	663 (10.3%)	657 (10.3%)
18歳以上	2,338 (41.1%)	2,468 (41.9%)	2,554 (42.4%)	2,638 (42.3%)	2,717 (42.3%)	2,754 (43.1%)
計	5,682	5,890	6,022	6,239	6,418	6,397

療育手帳所持者年齢構成

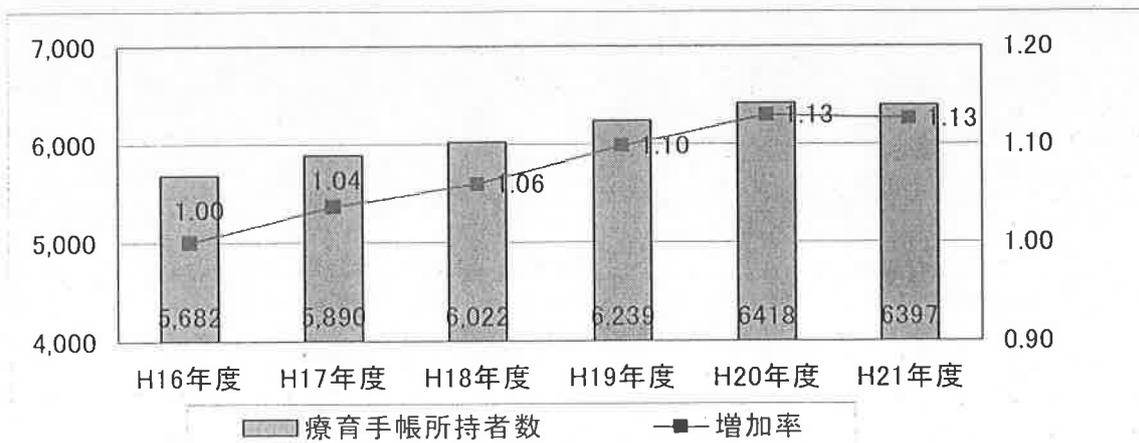


障害者手帳別人数



療育手帳所持者数の推移

(単位:人)



○精神障がい者

医療機関の利用状況からみた精神障がい者数は、平成21年6月30日現在23,887人となっています。

5年前と比較すると、内訳は、通院患者が3,580人の増加となっているのに対し、入院患者が220人の減少となっており、通院医療を受ける患者の数の大幅な増加が見られます。

また、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、5年前と比較すると808人の増加となっていますが、医療機関の利用状況からみた精神障がい者の内の15.8%にとどまっています。

精神障がい者（通院・入院患者）の推移

(単位:人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
入院患者数	2,459	2,440	2,396	2,390	2,258	2,239
通院患者数	18,068	18,714	20,211	20,845	22,308	21,648

注：入院患者数・・・厚生労働省「精神保健福祉資料」（各年度6月30日現在）

通院患者数・・・障がい福祉課調べ（各年度6月1ヶ月間の実人数）

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
1級所持者数	868	879	784	802	828	845
2級所持者数	1,509	1,721	1,673	1,843	2,035	2,201
3級所持者数	588	621	594	653	708	727
合計	2,965	3,221	3,051	3,298	3,571	3,773

精神障がい者（通院・入院患者）の推移

(単位:人)

